障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成３１年３月７日(木)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目　　次

１　地域生活支援事業等について ……１

２　意思疎通支援について ……11

３　障害者の社会参加の促進について ……21

〇資料

１－１　平成 31 年度予算（案）の概要（地域生活支援事業等）……32

１－２　地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）……36

１－３　地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)　……203

１－４　地域生活支援促進事業実施要綱新旧対照表(案)　……297

１－５　平成 31 年度地域生活支援事業等補助金執行スケジュール（案）……369

１－６　地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況……370

１－７　平成 31 年度特別支援事業見直しの概要……371

１－８　移動支援事業の実施体制整備状況（平成 29 年度）……372

１－９　地域活動支援センターの実施体制整備状況（平成 29 年度）……373

１－10　2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票　……374

１－11　「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」(概要)……375

１－12　ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（抄）……377

１－13　理解促進研修・啓発事業の取組事例　……378

１－14　自発的活動支援事業の取組事例　……379

１－15　「心のバリアフリー」推進事業の取組事例 ……380

１－16　障害者に関係するマークの一例（平成 30 年版障害者白書（抜粋））…381

１－17　厚生労働省ホームページ（ヘルプマークの JIS への追加）……384

２－１　意思疎通支援事業の実施体制整備状況（平成 29 年度）……385
２－２　要約筆記者指導者養成研修　年度別受講・修了者の推移……389
２－３　失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣について……390
２－４　聴覚障害者情報提供施設　設置状況……391
２－５　障害者ＩＣＴサポート総合推進事業の概要　……392
２－６　ＩＴサポートセンターの事業取組状況　……393
２－７　避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）　……394
２－８　平成 31 年度内閣府防災部門予算案 ……395
２－９　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について ……399
２－10　手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数　……400
２－11　「Ｎｅｔ１１９緊急通報システムの導入状況等」の公表　……401
２－12　視覚障害者等の読書環境の整備について　……402

３－１　障害者の芸術文化活動支援の概要　……404
３－２　国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内　……410
３－３　身体障害者補助犬関係資料　……411
３－４　認定補聴器専門店と認定補聴器技能者……417
３－５　障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等　……418

1　地域生活支援事業等について

（1）平成 31 年度予算（案）について

①　平成 31 年度予算（案）の概要

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、５割又は定額の補助率を確保している。

平成 31 年度予算（案）における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の見直しを行い、総額で 495 億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援の推進を図るため、新設された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組まれたい。

なお、現時点での交付要綱及び実施要綱（案）は、（別添１－２）から（別添１－４）までのとおり。実施要綱については、平成 31 年度予算（案）を踏まえた改正のほかに、事業の実施主体を事業ごとの実施要領に明記したほか、間接補助が可能な事業について事業ごとに確認可能としているので、事業実施の検討に当たっての参考とされたい。

（資料１－１）平成 31 年度予算（案）の概要（地域生活支援事業等）
（資料１－２）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）
（資料１－３）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）
（資料１－４）地域生活支援促進事業実施要綱新旧対照表（案）

ア　地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（441 億円）を計上している。

平成 31 年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおり。

（ア）事業の新設等
・家庭・教育・福祉の連携による地域における発達障害者等への切れ目のない支援の充実を図るため「家庭・教育・福祉連携推進事業」（市町村任意事業）を創設。
・失語症の方の意思疎通支援の充実を図るため、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」（都道府県必須事業）の対象に「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を追加する。
・障害者自立支援機器を活用した障害のある方の社会参加の更なる促進を図るため、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、より柔軟な事業の実施やＰＴやＯＴなどの専門職のアウトリーチによる支援などが行えるよう「障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業」（都道府県任意事業）を創設。

・「相談支援従事者研修事業」（都道府県任意事業）の対象に「主任相談支援専門員研修事業」を追加する（併せて事業名称を「相談支援従事者等研修」に改称）。

（イ）事業の拡充

・身近な地域で「心のバリアフリー」の推進が図られるよう、「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」（市町村必須事業）の対象事業を拡充。・聴覚に障害のある方の意思疎通支援の充実を図るため、「意思疎通支援事業」（市町村必須事業）の「手話通訳者派遣事業」にタブレットを用いた遠隔手話を導入。

（ウ）その他

・「広域的な支援事業」の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」のうち、「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」（都道府県必須事業）を医療施設運営等補助金に移管。

イ　地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（54億円）を計上している。

平成31年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおりである。

（ア）事業の新設等

・医療的ケア児等に対する総合的支援体制を強化するため、「医療的ケア児等総合支援事業」を創設（これに伴い「医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業」及び「医療的ケア児支援促進モデル事業」（児童保護費等補助金）は「医療的ケア児等総合支援事業」のメニュー事業として再編）。

・発達障害者の初診待機解消を図るため、「発達障害診断待機解消事業」を創設（これに伴い「発達障害者専門医療機関ネットワーク構築事業」は「発達障害診断待機解消事業」のメニュー事業として再編）。

・より効果的かつ計画的な地域生活支援事業の実施のため、地域の関係機関により構築されるプラットフォームを構築し、事業効果の検証等を行う「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を創設。

・障害者の情報アクセシビリティの向上を図るため、「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」（いずれも地域生活支援事業の都道府県任意事業）を「障害者ICTサポート総合推進事業」に統合し、地域生活支援促進事業として新設。

・手話通訳士の確保や、地域の意思疎通支援事業従事者の質の向上を図るため、現任職員研修等を行う「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を創設。

（イ）事業の拡充

・「障害者虐待防止対策支援事業」について、都道府県及び市町村の役割の明確化を踏まえた事業内容の整理及び未実施自治体における整備促進に向け、補助を拡充。

・「工賃向上計画支援等事業」について、就労継続支援事業所において利用者に支払う工賃・賃金の向上のための経営改善や販路開拓等の支援や「農福連携」の推進に向け必要となる経費を拡充。

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」について、精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催に係る経費を拡充。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

③ 平成 31 年度配分方針・スケジュール

ア 地域生活支援事業の配分について

地域生活支援事業（特別支援事業を除く。）については、引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とし、平成 31 年度における補助金の配分は、平成 30 年度の必須事業の実績を最大限配慮することとする。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づくものを参酌しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。自治体におかれては、実績報告について、本年５月末日の提出期限を遵守するよう願いたい。

また、配分については、平成 30 年度と同様に、当初内示と追加内示の２回に分けて行うこととしている。当初内示は、今年度に引き続き、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととしているので、予め了知されたい。

なお、地域生活支援事業のうち特別支援事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、具体的な取扱等については、追ってお示しするので遺漏なきよう願いたい。

イ 地域生活支援促進事業の配分について

地域生活支援促進事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、事業ごとの具体的な取扱等については、追ってお示しする。

ウ 平成 31 年度地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールについて

平成 31 年度の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料１－５）のとおり予定している。

なお、これまで交付申請については、当初内示、追加内示後の２回に分けて受け付けてきたが、平成 31 年度においては、執行事務の円滑化等の観点から、当

初内示後の交付申請（従前の１回め）は受け付けず、追加内示後の１回に限り受け付けることとしているので、遺漏なきよう願いたい。

（資料１－５）平成 31 年度地域生活支援事業等補助金執行スケジュール（案）

（２）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 29 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

（３）地域生活支援事業の適正な実施

①　事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである（なお、当該事故のあった市町村では、有資格専門職員を配置することの義務付けや事故発生時の対応の明確化等を盛り込んだ要綱改正を行うなどの対応をとったとの報告を受けている。）。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

②　地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の６の留意事項において次のように明記している。

［引用開始］

（４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア　地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----------［引用終了］

しかしながら、一部の市町村において、

・　人工内耳の体外器など他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
・　障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

③　障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

（４）地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年４月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料１－６）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成 30 年度）

（５）平成 31 年度における特別支援事業と特別促進事業の実施方針について

①　特別支援事業について

特別支援事業については、平成 21 年度予算において、「必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ることを目的」とする事業として、地域生活支援事業の１メニューとして創設されたもの。

事業の実施に当たっては、厚生労働省が示す事業例を踏まえ地方自治体において作成される事業計画に応じ、採択を行っているが、平成 31 年度においては、特別支援事業の対象について、

・ 「必須事業」の充実等に資するものに限ることを明確化する
・ 事業の実施から一定期間を経過し一定の定着が認められる事業等について、地域生活支援事業等に統合する

など、事業の重点化を行うこととしているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。なお、見直しの概要等については、（資料１－７）を参照されたい。

（資料１－７）平成 31 年度特別支援事業見直しの概要

② 特別促進事業について

特別促進事業については、平成 29 年度予算において、地域生活支援促進事業が創設された際に「都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。」ものとして創設されたもの。

平成 31 年度においては、地域生活支援促進事業が政策的な課題に対応する事業であることを踏まえ、地方自治体で作成する実施計画について、地域における政策課題や定量的な目標を記載するよう様式の見直しを行う予定としているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。

（６）移動支援事業の実施について

① 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料１－８）移動支援事業の実施体制整備状況（平成 29 年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人

会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

（７）地域活動支援センターの安定的・効果的な運営の確保

①　地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

（参考）地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（資料１－９）地域活動支援センターの実施体制整備状況（平成 29 年度）

②　障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

地域によっては、障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、参考としていただき、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を行っていただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

また、今後、地域活動支援センター等における夕方の時間帯や土日・休日の運営状況等に関する実態把握を行う予定としているので、ご協力をお願いしたい。

（例１）地域活動支援センター（立川市）
利用時間　火曜日～土曜日　9:00～17:30（曜日によっては 18：30）
事業内容　料理や体操などの余暇活動支援、ピアスタッフを中心としたピア活動、交流スペースの開放等

（例２）地域活動支援センター（土日・トワイライト事業）
利用時間　平日 15:45～19:00、土日 10:15～15:00
事業内容　余暇活動、入浴、夕食、送迎（平日は通所先施設等まで迎え）

（８）地域生活支援事業に関する障害者総合福祉推進事業等について

①　障害者総合福祉推進事業（調査研究事業）について

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究」（みずほ情報総研株式会社）における地域生活支援事業についての実態把握調査については多くの市区町村にご協力をいただき、御礼申し上げる。

平成 31 年度の同事業においては、指定公募課題として「地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究」を挙げ、地方自治体が、地域生活支援事業の見込量等を第６期障害福祉計画に位置付ける際に活用できるワークシートを作成する予定としており、採択団体（選定中）による調査等の実施の際には、引き続き御協力をお願いしたい。

（資料１－10）2019(平成 31)年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票

②　地域生活支援促進事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携について

また、平成 31 年度の調査研究事業については、平成 31 年度予算（案）で地域生活支援促進事業として新設を予定している「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携も想定している（事業概要は（資料１－11）を参照）。

この事業は、市町村・都道府県のいずれもが実施主体となり得ることとしており、実施主体の選定に当たっては、一都道府県当たり３自治体を都道府県から推薦いただくこととしている（推薦依頼は追って行う予定）。

また、この事業は、平成 31 年度の調査研究事業とともに、地域生活支援事業の有効性を高め、地域で暮らす障害者等の生活支援を行う上で重要なものと考えており（補助率は 10/10(定額)）、都道府県におかれては、推薦に当たっての管内市区町村との調整及び事業実施の際の密接な連携をお願いしたい。

（資料１－11）「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」（概要）

（９）心のバリアフリーを広めるための取組について

①　「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成 30 年度の取組事例をまとめているので、事業実施に当たっての参考とされたい。

（資料１－12）ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（抄）
（資料１－13）理解促進研修・啓発事業の取組事例
（資料１－14）自発的活動支援事業の取組事例
（資料１－15）「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

② 障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「「心のバリアフリー」推進事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介（資料１－16 参照）等、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施についても引き続きお願いする。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも併せて取り組まれたい。

（資料１－16）障害者に関係するマークの一例（平成 30 年版障害者白書（抜粋））

ア ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成 29 年７月には日本工業規格（ＪＩＳ）に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

なお、ヘルプマークについては、東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に記載の一定の要件を満たす場合に自由に作成・使用できることとされており、地方公共団体がヘルプマークの普及・啓発に取り組もうとするに当たり、東京都に対し、その都度申請し許可を得る必要はない。他方、東京都からは、正しい周知及び利用を促進するため、ヘルプマークの導入及び活用を検討している地方公共団体におかれては、東京都に対し、事前に相談・内容の確認を行うことが望まし

いと言われており、同ガイドラインに記載のある方法で情報提供を行うようお願いしたい。

このヘルプマークについては全国に広がっており、平成 30 年 11 月末日時点で、３４都道府県で導入されているとのことである。

（資料１－17）厚生労働省ホームページ（ヘルプマークの JIS への追加）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html

イ　あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方を気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国に広がっており、平成 31 年２月１日時点で、８県１２市５町で取り組まれているとのことである。

２　意思疎通支援について

（１）意思疎通支援の強化等

ア　意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料２－１のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年３月 27 日障企自発 0327 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 31 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

更に、平成 31 年度からは、地域生活支援促進事業に「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を新たに創設し、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とする研修に対する支援を実施するとともに社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしている。各都道府県は現任研修の実施、また積極的に受講者を派遣いただきたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、平成 31 年度からは、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象とすることとする。

なお、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合に限り対象とするものと考えており、現在設置や派遣されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

（資料２－１）意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ　意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

○　視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。

○　派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。

○　視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと。また、窓口等において代読や代筆支援を行うにあたっては、利用者にそれらの支

援を行うことが分かるよう音声による案内や表示を行うなどの配慮いただきたい。

○　平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。

○　平成 28 年 6 月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。

なお、本通知の内容については、平成 30 年４月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せてご留意願いたいこと。

○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること

具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修及び派遣について必須事業として行うこと。

○　また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと。

○　「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと。

ウ　要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成 31 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

（資料２－２）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ　失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 28 年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

平成 29 年度以降は、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと（平成 30 年度以降は同協会へ委託）、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、各都道府県から受講者が派遣され、受講された。な

お、平成 31 年度は今年度同様に各都道府県２名ずつの募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

また、平成 30 年度から、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」において実施してきたところであるが、平成 31 年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援者派遣事業（都道府県必須事業）」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施することとしているので、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料２－３）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

（２）情報・コミュニケーション支援

ア　視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第３４条）の整備を各地で進めていただいているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施５ヶ年計画」、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第３次障害者基本計画」、今年度４月からスタートした「第４次基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 30 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

（資料２－４）聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ　視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」平成 25 年５月 20 日付事務連絡）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

なお、平成 31 年度予算案においては点字図書館における情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい。

ウ　点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

エ　手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 31 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

さらに、平成 31 年度から、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とす

る研修に対する支援を実施すること、また社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい（再掲）。

カ　障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ICT の活用により積極的に推進することとされている。

地域において障害者に対する ICT 支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るために、平成 31 年度予算案において、地域生活支援促進事業に「ICT サポート総合推進事業」を新たに位置づけることとする。「ICT サポート総合推進事業」では、

① 障害者に対する ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点を設置し運営する事業、

② 障害者に対し、ICT 機器の利用操作等について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業、

③ 障害者が利用しやすい媒体に加工した地域情報等を障害者がアクセスしやすいネットワークへアップロードする事業、

を行うこととしている。

当該事業の実施にあたっては、専門的な知見を有する外部機関への委託や、視聴覚障害者情報提供施設と連携するなど、効率的・効果的な事業実施に努めていただきたい。また、ICT 機器の紹介や貸出には、ヒアリングループなどの情報保障を行うための専門的な機器も広く含むこととするため、各都道府県におかれては、積極的に事業実施するよう検討いただきたい。

（資料２－５）ICT サポート総合推進事業の概要
（資料２－６）ＩＴサポートセンターの事業取組状況

オ　電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、４ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度以降は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加しており、より多くの利用者の受入が可能となっている。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、聴覚障害者が多く参加する場など様々な機会を活用し事業内容や登録方法等の積極的な周知をお願いしたい。

（参考）日本財団ホームページ　http://trs-nippon.jp/

（３）災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の10市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ　https://www.deaf-mie-center.com/）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、

①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、

②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮を

お願いしたい。

（資料２－７）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料２－８）平成 31 年度内閣府防災部門予算案

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(日本赤十字社 HP:http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/)が公表されているので参照されたい。

（４）盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年４月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

（資料２－９）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 30 年４月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

同じく、養成研修事業についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会（平成 27 年度までは「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」）（社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施）や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施）の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成 25 年３月 25 日障企自発 0325 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

（５）行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野にお

いて対応いただいているところであるが、平成 28 年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律が平成 23 年８月５日に公布・施行され、第３条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にＦＡＸ番号又はメールアドレスの周知

［参考１］内閣府ＨＰ
○「身につけよう心の身だしなみ」
http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html
○「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）
http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html
○「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」
http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html
［参考２］国土交通省ＨＰ
○「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（６）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 30 回試験（平成 30 年度）の合格発表が平成 31 年１月 31 日（木）に行われたところである。

（資料２－10）手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数

第 31 回試験（2019 年度）についても、以下のとおり全国３会場において、学科試験と実技試験を２日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第31回手話通訳技能認定試験 学科試験　平成31年10月５日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕 実技試験　平成31年10月６日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

また、平成31年度より、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、聴力障害者情報文化センター実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座について管内より各都道府県、指定都市及び中核市が受講者を選定し、派遣する事業を実施することとしているので、手話通訳士試験に向け積極的に受講者を派遣いただきたい（再掲）。

（７）「Net119緊急通報システム」の周知等について

平成29年３月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらずスマートフォン等から簡易なボタン操作により緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている。

Net119緊急通報システムを利用するためには、地域の消防本部へ事前登録が必要となるが、利用者となる聴覚・言語機能障害のある方々が全国のNet119緊急通報システム導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部におけるNet119緊急通報システムの導入状況及び導入時期を消防庁ホームページにおいて公表している。

Net119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献するものであることから、当室からも各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムの普及状況に関する事務連絡（平成30年12月21日付）を発出しており、消防防災主管部等と連携の上、市町村における広報や聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたい。

（資料２－11）「Ｎｅｔ１１９緊急通報システムの導入状況等」の公表

（８）視覚障害者等の読書環境の向上について

本年１月１日より、視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換

することを可能とするマラケシュ条約の発効及びこれまで視覚的に著作物を認識できない者を対象としていた著作物の複製に係る権利制限受益者について、肢体不自由等の障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書の製作等を許諾なく行えるようにする改正著作権法が施行されたところである。

これらの状況を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に向け、平成31年度予算案において、以下の予算を計上している。各都道府県におかれては、各事業が円滑に進むよう検討及び準備を進められたい。

ア　身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。

各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい（再掲）。

イ　「障害者ICTサポート総合推進事業」を地域生活支援促進事業として創設

平成31年度予算において、地域生活支援事業（都道府県任意事業）であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を統合し、地域において障害者に対するICT支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るため、「ICTサポート総合推進事業」として新たに地域生活支援促進事業に位置づける（再掲）。

各都道府県におかれては、視覚障害者等が読書をする際に必要となる支援機器の紹介やパソコン等の利用支援、また地域の情報を視覚障害者等が利用しやすいネットワークへアップするなどにあたり、当該事業を積極的に実施するよう検討いただきたい。

ウ　サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）の利用促進

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）は、視覚障害者等がインターネットを通じて全国どこにいても点字図書や音声図書をダウンロードし読書ができるネットワークである。今後、サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに利用者支援の観点から利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上している。

各都道府県におかれては、管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図られたい。

（資料２－12）「視覚障害者等の読書環境の整備について」

３　障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

（１）芸術文化活動の振興

ア　全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としており、平成 29 年度からは、開催期間も同一となって一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

なお、平成 31 年度（第 19 回）以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 19 回　新潟県（2019 年 9 月 15 日～11 月 30 日予定）
第 20 回　宮崎県（予定）
第 21 回　和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図っていることから、各都道府県におかれては、開催都道府県との連携に努められたい。

＜障害者芸術・文化祭のサテライト開催＞

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ　障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成 30 年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更している。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を引き続き進めていただきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成 31 年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

（資料３－１）　障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第 196 回通常国会において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が可決・成立し、６月 13 日に公布・施行された。本法律は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法律第７条では、文部科学大臣・厚生労働大臣が、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の基本計画を定めることとされており、現在、文化庁と厚生労働省が連携し策定を進めているところである。関係省庁による「障害者文化芸術活動推進会議」及び学識経験者等で構成される「障害者文化芸術活動推進有識者会議」を開催し、各省庁及び関係者の御意見を伺いながら国の基本計画をまとめたところであり、パブリックコメントの実施及び各府省庁との協議を経て、今年度中に各自治体に周知する予定である。

本法律第８条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされている。ついては、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるとともに、本法律の趣旨を鑑み、障害者による文化芸術活動の推進をより一層促進していただきたい。

エ　芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じた障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

（２）「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい21世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

（資料３－２）国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内
（詳細については、センターＨＰ「http://www.big-i.jp/」を参照。）

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き平成31年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

（３）身体障害者補助犬について

ア　身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところであるが、平成30年度より、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、１／２の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ったところである。

本事業の内容は以下の通りである。

①　補助犬の育成
②　育成計画の作成
③　理解促進、普及・啓発

①は、補助犬を育成するための訓練を実施する事業であり、盲導犬、介助犬及び聴導犬のすべてを育成することが望ましい。なお、本事業の実施にあたっては、

補助犬を使用するための訓練を希望する者の障害等の状況や生活環境などを十分確認するとともに、適切な訓練事業者の選定に留意いただきたい。

②は、補助犬の育成にかかる計画を作成する事業である。計画の作成にあたっては、補助犬に関するニーズ並びに訓練事業者の育成状況（育成可能頭数等）を把握するとともに、近隣自治体等の動向等を踏まえた計画的な対応が可能となるよう、広域的な連携体制を構築するよう努めていただきたい。なお、当該育成計画についても①の事業と同様に、盲導犬、介助犬及び聴導犬の全てについて作成することが望ましい。

③は、地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う事業である。障害者の自立や社会参加を進める上で、補助犬に対する理解を進め、補助犬使用者及び補助犬が円滑に施設等を利用できる環境作りは重要であることから、各自治体において理解促進、普及・啓発に努められたい。

なお、本事業の実施に当たっては、障害者団体、訓練事業者その他必要と認められる関係者との連携を図られたい。

各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の作成、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

イ　訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるので、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いする。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。

ウ　制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。

一方、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであることから、都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

リーフレット等の広報ツールについては、補助犬の理解促進や普及啓発を更に進めるため、新しいデザインのリーフレットとポスターを作成し、今年度中に都道府県に送付する予定であるので、補助犬に対する理解促進や普及啓発のためにご活用いただきたい。

企業や一般の方への補助犬リーフレット等の配付については、各自治体の担当者から適宜対応いただいているが、これまで、企業等から当室へ直接連絡があった場合は、当室が直接対応してきたところである。しかし、地域における補助犬の普及啓発の取組みを促進するためには、本リーフレット等が、管内においてどのように活用されているかを把握しながら取り組むことが有効であると考えられることから、施設、店舗、団体等からのリーフレット等の送付依頼が当室にあった場合は、所在する自治体の身体障害者補助犬法窓口を紹介するので、適宜送付いただく等ご対応いただきたい。

なお、管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

（連絡先）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室　社会参加支援係
TEL：03-5253-1111（内線3073）

エ　海外から来日する補助犬使用者への対応について

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、海外の身体障害者や補助犬使用者の来日が想定されるため、円滑に受け入れるための対応が必要である。

そのため、厚生労働省では、今般、海外から渡航してくる補助犬使用者と補助犬の受け入れに対応するためのガイドライン（「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」）を作成し、海外からの補助犬使用者の対応窓口となる、国内の補助犬の認定団体へ通知し、受け入れの円滑化に向けた取組を始めた。

また、都道府県等に対しては、「海外から短期間来日される補助犬使用者への対応について」（平成 30 年 11 月 21 日事務連絡）を発出し、海外から短期間来日する補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるように、管内市区町村、関係機関及び関係団体等への幅広い周知を依頼したところである。

本ガイドラインにより、海外から来日される補助犬使用者には、認定団体が認めた場合、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた「期間限定証明書」が交付されるとともに、国内の移動の際は日本の補助犬と同様、「表示」をしていただくこととしている。ついては、「期間限定証明書」や「表示」のある海外からの補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、国内の施設等を円滑に利用できるよう、改めて特段のご配慮をお願いする。

なお、本ガイドラインについては、下記の厚生労働省 HP や、海外向けポータルサイトに掲載する等して普及啓発を図っているため、ご参考にされたい。

［参考］厚生労働省ＨＰ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html
海外向けポータルサイト"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

（資料３－３）　身体障害者補助犬関係資料

（４）補装具費支給制度

ア　補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

また、平成30年度に導入した借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

さらに、今年度行った調査研究によると、特に身体障害児に対する補装具費の支給について、意見書を記載する等により関わっている指定自立支援医療機関に対して、補装具費の基準告示や事務取扱指針等の必要な情報が届いていない例が散見されたため、関係する機関に確実に情報を伝達するようお願いする。

当室へは、これまでにも、下記のような取組の好事例について報告を受けてい

るところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】
＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞
① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
② 巡回相談(判定)の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞
① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む」
（資料３－４）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞
① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

また、身体障害者手帳のカード交付可能化に伴い、身体障害者手帳の記載事項から「補装具費の支給に関する事項」が削除されるため、各自治体におかれては、補装具費支給事務に支障が生じないよう留意されたい。

世界的に義肢装具技術の向上と教育の普及・標準化をめざす国際学術会議である「第 17 回国際義肢装具協会世界大会」が、2019 年 10 月５日～10 月８日まで兵庫県神戸市で開催され、「介護リハビリロボット見本市」等の支援イベントが行われる予定である。各自治体におかれては、積極的な参加と周知をお願いする。

イ　難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年４月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

ウ　介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者に

ついては補装具費を支給して差し支えないこととしている（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

エ　耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配意をお願いする。

オ　子供用車椅子について

子供用車椅子については、外見がベビーカーに似ていることから公共交通機関や公共施設においてベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが発生している例があり、現在、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われているところである。各自治体におかれても子供用車椅子について、より多くの方々に理解していただけるよう周知をお願いする。

（５）日常生活用具給付等事業

ア　日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成29年度実績では、ほぼ100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。また、対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制

限されることがないよう、ご留意いただきたい。

【他制度で適用される用具の例】
○人工内耳の体外器、人工鼻（健康保険により対応）

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】
○パソコン、タブレット（一般的に普及していると考えられるもの）
○電池（一般的に普及している消耗品と考えれるもの）

イ　日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ　難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年４月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

（６）ヒアリングループ等の普及促進について

ヒアリングループとは、劇場や体育館などの床や運動場にアンテナ線をループ上に敷設し、磁界を発生させることにより、その中にいる難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備であり、聴覚に障害のある方に対する情報保障の観点から、非常に有用な方法の一つと考えている。

そのため、平成 31 年度予算案の地域生活支援促進事業に新設した「障害者 ICT サポート総合推進事業」において、貸出用のヒアリングループを整備する取組等を補助対象とする等、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。

ついては、当該事業の活用等により、各自治体においてもヒアリングループ等の更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

また、平成 31 年度障害者総合福祉推進事業において、ヒアリングループを含む集団補聴システムの普及実態に関する調査研究を実施し、自治体等の集団補聴システムの敷設状況等について実態把握をする予定であるので、回答に御協力いただくようお願いする。

（７）障害者自立支援機器等

ア　障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

当該補助を行っている「障害者自立支援機器等開発促進事業」においては、来年度、障害者のニーズが高い機器の開発を進める観点等から、以下の見直しを行うこととしている。

① 障害者のニーズが高いと見込まれる支援機器を予め特定し、開発する企業等に対して補助を行う事業（製品種目特定型事業）を新設し、中小企業については、補助率を 10／10（初年度のみ）とする。

② 前年度の決算（単体）において、資本金の額が 10 億円以上であり、かつ、売上高が１千億円以上である会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項に規定する会社をいう。）は本事業の対象外とする。

③ 補助金により開発された成果により、相当の収益があった場合にかかる収益納付の仕組みを導入する。

なお、機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。

イ　シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

「シーズ・ニーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京、大阪、福岡の３ヶ所で開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところである。各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

2019年度は、より使いやすい製品化に繋がるよう、企業等と障害当事者及び医療福祉専門職等の交流が更に図られるよう工夫する等、内容の充実を図ることとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、医療福祉関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ　福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究

開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年２月から運用しているところである。

平成28年３月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

（参考 URL：http://www.techno-aids.or.jp/）

エ　地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の各種技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そのため、支援機器に関する相談窓口の設置、支援機器の展示、ニーズや地域資源等の情報収集・発信を通じ、支援機器を広く普及する地域拠点「障害者支援機器活用センター」を整備する「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を、平成28年度に地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューとして追加したところである。

平成31年度からは、地域の状況により柔軟に事業を実施できるよう、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する理学療法士・作業療法士等のプロジェクトマネージャーを配置し、地域の医療福祉施設、リハビリテーションセンター等、既存の介護分野の取組等の社会資源による事業実施を可能とする「障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業」を新たに創設した。当事業においては、プロジェクトマネージャーの統括のもと、支援機器の相談窓口の設置や支援機器のニーズへの対応、地域の関係機関のネットワーク構築等を行い、支援機器を活用した障害者の自立と社会参加の促進を図ることとした。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

（資料３－５）障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資　　料

（資料１－１）

平成31年度予算（案）の概要（地域生活支援事業等）

○ 平成31年度予算案における地域生活支援事業等補助金については以下の見直しを行い４９５億円を計上。

平成31年度予算案　平成31年度予算案ベースの事業メニューは次頁以降に掲載。

地域生活支援事業費等補助金	**４９５億円**	（平成30年度予算額４９３億円）	
（うち地域生活支援事業）	４４１億円	（平成30年度予算額４５１億円）	補助率：５０／１００以内
（うち地域生活支援促進事業）	５４億円	（平成30年度予算額　４２億円）	補助率：１／２又は定額

主な見直し内容　交付要綱・実施要綱(案)については（資料１－２）から（資料１－４）を参照のこと。

１．地域生活支援事業

(1)**「家庭・教育・福祉連携推進事業」**【新設】　（市町村事業:任意事業）

(2)**「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」**【新設】　（都道府県事業:必須事業）
※「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」のメニュー事業として創設

(3)**「障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業」**【新設】　（都道府県事業：任意事業）
※「地域における障害者自立支援機器の普及促進」を廃止し、事業内容を見直し

(4)**「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」**【医療施設運営費等補助金へ移管】
※「広域的な支援事業」(都道府県:必須事業)の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」の１メニューを移管

２．地域生活支援促進事業

(1)**「医療的ケア児等総合支援事業」**【新設】　（実施主体：都道府県・市区町村　補助率：１／２）
※「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合
※「医療的ケア児支援促進モデル事業」(児童保護費等補助金)は本事業に統合

(2)**「発達障害診断待機解消事業」**【新設】　（実施主体：都道府県・指定都市　補助率：１／２）
※「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合

(3)**「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」**【新設】
（実施主体：都道府県・市区町村　　補助率：定額）

(4)**「障害者ICTサポート総合推進事業」**【新設】　（実施主体：都道府県・指定都市・中核市　補助率：１／２）
※「障害者ＩＴサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」(地域生活支援事業) を廃止し統合

(5)**「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」**【新設】　（実施主体：都道府県・指定都市・中核市　補助率：１／２）

平成31年度地域生活支援事業（市町村事業）

※赤字は平成31年度予算（案）における見直し内容

必須事業
1　理解促進研修・啓発事業
2　自発的活動支援事業
3　相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4　成年後見制度利用支援事業
5　成年後見制度法人後見支援事業
6　意思疎通支援事業
7　日常生活用具給付等事業
8　手話奉仕員養成研修事業
9　移動支援事業
10　地域活動支援センター機能強化事業

任意事業
1　日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業者等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
2　社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3　就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

（参考）交付税を財源として実施する事業
- 相談支援事業のうち障害者相談支援事業　・地域活動支援センター基礎的事業
- 障害支援区分認定等事務　・自動車運転免許取得・改造助成　・更生訓練費給付

平成31年度地域生活支援事業（都道府県事業）

※赤字は平成31年度予算（案）における見直し内容

必須事業

1 専門性の高い相談支援事業
- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機障害及びその関連障害に対する支援普及事業

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5 広域的な支援事業
- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（※）
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
- (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (7) 精神障害関係従事者養成研修事業
- (8) 精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
- (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

2 日常生活支援
- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- (6) 医療型短期入所事業所開設支援
- (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

3 社会参加支援
- (1) 手話通訳者の設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (6) 奉仕員養成研修
- (7) レクリエーション活動等支援
- (8) 芸術文化活動振興
- (9) サービス提供者情報提供等
- (10) 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業
- (11) 企業CSR連携促進

4 就業・就労支援
- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

5 重度障害者に係る市町村特別支援

（参考）交付税を財源として実施する事業　・　障害児等療育支援事業

（※）「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」を医療施設運営費等補助金へ移管

平成31年度地域生活支援促進事業

※赤字は平成31年度予算（案）における見直し内容

○ 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業
（補助率） 市町村事業：国1／2　都道府県事業：国1／2 又は 定額（10/10相当）

都道府県事業

1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	13	成年後見制度普及啓発事業
2	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	14	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
3	発達障害者支援体制整備事業	15	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	16	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
5	障害者就業・生活支援センター事業	17	「心のバリアフリー」推進事業
6	工賃向上計画支援等事業（※）	18	身体障害者補助犬育成促進事業
7	就労移行等連携調整事業	19	発達障害児者及び家族等支援事業
8	障害者芸術・文化祭開催事業（※）	20	発達障害診断待機解消事業
9	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	21	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
10	医療的ケア児等総合支援事業	22	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（※）
11	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	23	障害者ICTサポート総合推進事業
12	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	24	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

注）（※）の事業は定額（10/10相当）補助を含む。

市町村事業

1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	19	発達障害児者及び家族等支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	22	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（※）
10	医療的ケア児等総合支援事業	25	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
13	成年後見制度普及啓発事業		

注）（※）の事業は定額（10/10相当）補助を含む。

（資料１－２）

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱改正の平成 31 年度改正について（案）

○　地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成 21 年 8 月 25 日厚生労働省発障０８２５第１号厚生労働事務次官通知）別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」新旧対照表（案）【平成３１年４月１日適用】

【地域生活支援事業等関係部分抜粋】

※傍線の部分は改正部分

改正（案）

別紙

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

１～15　（略）

別表

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	50/100
	地域生活支援促進事業	１．発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修１回あたり年額623千円	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、	1/2

現行

別紙

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

１～14　（略）

別表

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 （［　］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	50/100
	地域生活支援促進事業	１．発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修１回あたり年額623千円	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借	1/2

1

			備品購入費、負担金	
		4．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1 2
		5．障害者就業・生活支援センター事業 １か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
		6．（１）工賃向上計画支援等事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、報償費、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料	（１） 基本事業 1 2
		6．（２）工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く））の実施に必要な賃金、報償費、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料	（２） 特別事業 １０ １０
		6．（３）工賃向上計画支援等事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） １か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、補助金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	（３） 特別事業 1 2
		7．就労移行等連携調整事業 １か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
		8．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	１０ １０
		9．障害者芸術・文化祭のサテライ	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施	1 2

			料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	
		4．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1 2
		5．障害者就業・生活支援センター事業 １か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 2
		6．（１）工賃向上計画支援等事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	（１） 基本事業 1 2
		6．（２）工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	（２） 特別事業 １０ １０
		6．（３）工賃向上計画支援等事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） １か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金	（３） 特別事業 1 2
		7．就労移行等連携調整事業 １か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 2
		8．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	１０ １０
		9．障害者芸術・文化祭のサテライ	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施	1

		ト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	に必要な報酬、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	
		10. 医療的ケア児等総合支援事業 １自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		11.（１）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（１）基礎研修 1/2
		11.（２）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（２）実践研修 1/2
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1/2
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需	1/2

		ト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	に必要な報酬、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	2
		10. 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 １か所あたり年額2,034千円	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		11.（１）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	（１）基礎研修 1/2
		11.（２）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	（２）実践研修 1/2
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	1/2
		13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1/2
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需	1/2

		厚生労働大臣が必要と認めた額	用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		17.「心のバリアフリー」推進事業 １自治体あたり年額6,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）） １カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2

		厚生労働大臣が必要と認めた額	用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		17.「心のバリアフリー」推進事業 １自治体あたり年額5,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	1/2
		19. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1/2
		20. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む） １カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	1/2

		20. 発達障害診断待機解消事業 （発達障害専門医療機関初診待機解消事業） １自治体あたり年額19,489千円 （発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業） １自治体あたり10,309千円	発達障害診断待機解消事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	１／２
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料、補助金（上記の経費に限る。） （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	１／２
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	１０／１０
		23. 障害者ＩＣＴサポート総合推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者ＩＣＴサポート総合推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	１／２
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		26. 特別促進事業	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手	１

		21. 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 １カ所あたり年額10,309千円	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	１／２
		22. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（上記の経費に限る。）	１／２
		（新設）		
		（新設）		
		（新設）		
		23. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、交付金、助成金 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	１／２
		18. 特別促進事業	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手	１

		厚生労働大臣が必要と認めた額	当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［ ］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	2
（以下略）				

別紙様式１～別紙様式１２　別添のとおり

		厚生労働大臣が必要と認めた額	当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	2
（以下略）				

別紙様式１～別紙様式１２　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1ー（1） 都道府県~~・実施団体~~総表 （直接補助分）

（都道府県~~・実施団体~~名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 （A−B） C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 （E×補助率） F	既交付決定額 G	差しひき 追加交付 （ー部取消） 申請額 （F−G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50／100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1／2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1／2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1／2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1／2				
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1／2				
		6.（1） 工賃向上計画支援等事業（基本事業）						1／2				
		6.（2） 工賃向上計画支援等事業~~（特別事業）~~（特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）~~）~~						10／10				
		6.（3） 工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）						1／2				
		7. 就労移行等連携調整事業						1／2				
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10／10				
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1／2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業~~コーディネーター養成研修等事業~~						1／2				
		11.（1） 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1／2				
		11.（2） 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1／2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1／2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1／2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1／2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1／2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1／2				
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1／2				
		~~特別促進事業~~						~~1／2~~				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1／2				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1／2				
		20. 発達障害~~診断待機解消事業専門医療機関ネットワーク構築事業~~						1／2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1／2				
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10／10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1／2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1／2				
		26. 特別促進事業						1／2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	~~障害者自立支援機器等開発促進事業~~							~~10／10~~				
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1／2				
	~~障害者自立支援給付支払等システム事業~~							~~1／2~~				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10／10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1／2				
		小計										
	小計 ③											
合計 （①＋②＋③）												

（注1）都道府県については、本表に直営又は委託にて実施する事業の所要額を記入すること。~~また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施する実施団体については、本表に所要額を記入すること。~~

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。

（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

~~（注6）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。~~

（別添）改正後様式（案）

※改正のない様式は省略

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(2) 都道府県・~~実施団体~~総表 (間接補助分)

(都道府県・実施団体名 ：　　)

(単位：円)

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H－I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	6.(3) 工賃向上計画支援等事業~~(特別事業(特別事業のうち~~障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)~~)~~								1/2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		~~特別促進事業~~								~~1/2~~				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2				
		26. 特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
~~障害者総合支援事業費補助金~~	~~障害者自立支援機器等開発促進事業~~	~~障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2／3対象分)~~								~~2/3~~				
		~~障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1／2対象分)~~								~~1/2~~				
		~~小計 ③~~												
合計 (①＋②~~＋③~~)														

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。~~また、実施団体については、開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業に要する額を記入すること。~~

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。

(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

~~(注7) 実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。また、A欄には、別表第4欄に定める開発機関が行う事業の実施に必要な対象経費総額を、E欄には、G欄の額に補助率をかけた額とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。更に、H欄にはG欄の額をそのまま記載すること。~~

別紙1

（様式削除）

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2－（1）市町村分総括表

（都道府県名：　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A－B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（△印取消）申請額（F－G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害者地域生活支援モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		発達障害者及び家族等支援事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③							1/2				
合計（①＋②＋③）												

（注1）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式4の別紙1に記入された所要額をとりまとめて記入すること。

（注2）□欄は、千円未満切り捨てとすること。

（注3）G欄及びH欄は、交付要綱の別による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2ー(1)~~(2)~~ 指定都市・中核市~~・広域連合~~・一部事務組合・広域連合総表（直接補助）　　（指定都市・中核市~~・広域連合~~・一部事務組合・広域連合名　：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 （A−B） C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 （E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 （ー部取消） 申請額 （F−G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業(※2)						1/2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（※1）						1/2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業（※1）						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業~~コーディネーター養成研修等事業~~（※1）						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		~~特別促進事業~~						~~1/2~~				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業(※2)						1/2				
		20. 発達障害診断待機解消事業~~専門医療機関ネットワーク構築事業~~（※1）						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※2）						1/2				
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10/10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		26. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	~~障害者自立支援給付支払等システム事業~~							~~1/2~~				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2				
		小計 ③										
	~~小計 ②~~											
合計（①+②+③）												

（注1）指定都市、~~及び~~中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注6）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
（注7）（※2）は、事業を実施する指定都市及び~~・~~中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

２ー(2)~~(3)~~　指定都市・中核市・~~広域連合~~・一部事務組合・広域連合総表（間接補助）

（指定都市・中核市・~~広域連合~~・一部事務組合・広域連合名　：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 （A−B） C	基準額 D	指定都市 中核市 一部事務組合 広域連合 補助基本額 E	指定都市 中核市 一部事務組合 広域連合 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	（補助率）	国庫補助 所要額 （G×補助率） H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 （一部取消） 申請額 （H−I） J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①									50/100				
	地域生活支援促進事業	14.　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2				
		15.　薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2				
		16.　ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2				
		~~特別促進事業~~								~~1/2~~				
		21.　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※）								1/2				
		26.　特別支援事業								1/2				
		小計　②												
合計（①＋②）														

（注１）指定都市、~~及び中核市~~、一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注４）G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注５）H欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注６）I欄及びJ欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注７）（※）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙2

事 業 計 画 書

1~~〇~~ 地域生活支援事業

（ 都道府県・市（区）町村~~等・広域連合・一部事務組合名~~ ： ）

事業名	（例） 地域生活支援事業ー相談支援事業
具体的な事業内容	

（注1） 事業計画書については、実施する事業ごとに1枚作成する。

（注2） 事業名については、地域生活支援事業等実施要綱に記載されている事業名のとおりに記入すること。

地域生活支援事業　所要額内訳

（都道府県名　：　　）

事業名			所要額（円）	算出内訳	備考
都道府県 必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業			
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業			
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
都道府県 任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
		相談支援従事者等研修事業			
		サービス管理責任者研修事業			
		居宅介護従業者等養成研修事業			
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
		精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
		その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		オストメイト社会適応訓練			
		音声機能障害者発声訓練			
		児童発達支援センター等の機能強化等			
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
		医療型短期入所事業所開設支援			
		障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業			
	社会参加支援	手話通訳者設置			
		字幕入り映像ライブラリーの提供			
		点字・声の広報等発行			
		点字による即時情報ネットワーク			
		~~障害者ITサポートセンターの運営~~			
		~~パソコンボランティア養成・派遣~~			
		都道府県障害者社会参加推進センター運営			
		奉仕員養成研修			
		レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		サービス提供者情報提供等			
		障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 地域における障害者自立支援機器の普及促進			
		~~視覚障害者用地域情報提供~~			
		企業CSR連携促進			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		重度障害者在宅就労促進			
		一般就労移行等促進			
		障害者就業・生活支援センター体制強化等			
		重度障害者に係る市町村特別支援			
必須事業 （市町村代行）		理解促進研修・啓発事業			
		自発的活動支援事業			
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
		成年後見制度利用支援事業			
		成年後見制度法人後見支援事業			
		意思疎通支援事業			
		日常生活用具給付等事業			
		手話奉仕員養成研修事業			
		移動支援事業			
		地域活動支援センター機能強化事業			
特別支援事業		特別支援事業			
合計					

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

地域生活支援事業　所要額内訳

（市町村・特別区・広域連合・一部事務組合名　：　　）

事業名			所要額（円）	算出内訳	備考
市町村必須事業		理解促進研修・啓発事業			
		自発的活動支援事業			
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
		成年後見制度利用支援事業			
		成年後見制度法人後見支援事業			
		意思疎通支援事業			
		日常生活用具給付等事業			
		手話奉仕員養成研修事業			
		移動支援事業			
		地域活動支援センター機能強化事業			
市町村任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等（地域援助事業者）口おける退院支援体制確保			
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援			
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
		家庭・教育・福祉連携推進事業			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		知的障害者職親委託			
都道府県必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業			
	広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
都道府県任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
		医療型短期入所事業所開設支援			
	社会参加支援	障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 ~~地域における障害者自立支援機器の普及促進~~			
		~~視覚障害者用地域情報提供~~			
特別支援事業		特別支援事業			
合計					

（注1）　市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合並びに指定都市及び中核市を含む）については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

（注3）　発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、~~地域における障害者自立支援機器の普及促進~~障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。

（注4）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援~~、視覚障害者用地域情報提供~~については、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

（注5）　精神障害者地域生活支援広域調整等事業は、事業を実施する指定都市・中核市・保健所設置市・特別区のみ記入すること。

地域生活支援促進事業　所要額内訳

（都道府県・市町村名：　　）

事　　業　　名		所要額（円）	算出内訳	備考
1.	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
2.	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
3.	発達障害者支援体制整備事業			
4.	障害者虐待防止対策支援事業			
5.	障害者就業・生活支援センター事業			
6.（1）	工賃向上計画支援等事業（基本事業）			
6.（2）	工賃向上計画支援等事業（特別事業）（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）			
6.（3）	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）			
7.	就労移行等連携調整事業			
8.	障害者芸術・文化祭開催事業			
9.	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
10.	医療的ケア児等総合支援事業コーディネーター養成研修等事業			
11.（1）	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業			
11.（2）	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業			
12.	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
13.	成年後見制度普及啓発事業			
14.	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
15.	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
16.	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
17.	「心のバリアフリー」推進事業			
18.	身体障害者補助犬育成促進事業			
19.	発達障害児者及び家族等支援事業			
20.	発達障害診断待機解消事業専門医療機関ネットワーク構築事業			
21.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			
22.	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業			
23.	障害者ICTサポート総合推進事業			
24.	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業			
25.	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
26.	特別促進事業			
合計				

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

（注3）　事業~~②③⑩㉑~~1～3、20は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業23、24は、事業を実施する指定都市、中核市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業~~⑭～⑯、㉒~~14～16、21は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注6）　事業~~①④⑬⑱⑳~~4、10、13、26は、事業を実施する市町村及び都道府県並びに広域連合及び一部事務組合のみ記入すること。

（注7）　事業~~㉓~~25は、事業を実施する市町村、広域連合及び一部事務組合のみ記入すること。

（注8）　事業19については、事業を実施する特別区、市町村及び都道府県のみ記入すること。

2　地域生活支援促進事業

①~~○~~　発達障害児者地域生活支援モデル事業

都道府県・市（区）町村名

1　事業実施計画書

①要国庫補助額	千円
②事業実施予定期間	（元号）平成　年　月　日　から　（元号）平成　年　月　日　まで
③事業の具体的内容	

（注）　③は、実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　所要額内訳書

都道府県・市（区）町村名

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 賃　　金 旅　　費 消耗品費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（注）　「経費区分」欄には、交付要綱~~4~~の別表第４欄に定められた対象経費により記入すること。

②㊀ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

（都道府県・指定都市名）

<table>
<tr><td rowspan="22">事業計画</td><td>事業区分</td><td colspan="5">事業内容</td></tr>
<tr><td rowspan="21">かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</td><td colspan="5">㊀発達障害早期総合支援研修に対応した研修
〇発達障害地域包括支援研修：早期支援に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施予定回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>受講者定員数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師予定数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">㊀発達障害精神医療研修に対応した研修
〇発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施予定回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>受講予定者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師予定数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">〇発達障害支援医学研修に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施予定回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>受講予定者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師予定数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>事業区分</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の支出予定額（単位：円）</td><td>経費区分（注3）</td><td>積算内訳</td></tr>
<tr><td>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</td><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
〇〇〇
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（注）「実施予定回数」欄には、年間で何回実施予定かを記載し、「受講者定員数」、「講師予定数」、「事業委託の有無」、「委託先団体名」「備考」欄には研修の予定を記入。

（注1）「講師予定数」欄の内数には、国研修を受講した講師数を記入。

（注2）「備考」欄は、特記すべき事項がある場合に記入。

（注3）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

③~~○~~　発達障害者支援体制整備事業

都道府県・指定都市名

1　事業実施計画書

①要国庫補助額	千円
②事業実施予定期間	（元号）平成　年　月　日　から　（元号）平成　年　月　日　まで
③地域支援体制サポート実施の有無	有　・　無
~~④家族支援体制整備実施の有無~~	~~有　・　無~~
④~~⑤~~事業の具体的内容	

（注）　④~~⑤~~は、実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　所要額内訳書

都道府県・指定都市名

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 賃　　金 旅　　費 消耗品費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（注）　「経費区分」欄には、交付要綱４の別表第４欄に定められた対象経費により記入すること。

④~~⑩~~　障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村等名

１）事　業　名	平成〇年度　障害者虐待防止対策支援事業
２）支出予定額	円（総事業費ベース）
３）事業実施予定期間	（元号）平成　年　月　日　　から　　（元号）平成　年　月　日
４）事業の具体的内容	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内　　訳
~~虐待時の体制整備事業~~市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備		
~~障害者虐待防止・権利擁護事業~~地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備		
~~専門性強化事業~~市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修		
~~連携協力体制整備事業~~障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業		
~~普及啓発事業~~その他障害者虐待防止に資する事業		
合　　計		

※１　本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※２　実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※３　「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑤~~㋓~~　障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

事業実施計画書

（都道府県名　：　　）

施設名 （事業実施方法についても記載する）	前年度末 登録者数	1カ所あたりの 事業費見込額	生活支援員の 配置数	事業実施期間 （（元号）平成〇年〇月〇日～（元号）平成〇年〇月〇日）
〇〇〇〇　（委託）				
合計				

※生活支援員の配置数は常勤換算でご記入ください。（本事業の補助金以外で配置予定の者も含む。）

⑥~~㋕~~　工賃向上計画支援等事業

都道府県名

１．事業実施計画書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	（元号）~~平成~~　年　月　日　から　（元号）~~平成~~　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	（元号）~~平成~~　年　月　日　から　（元号）~~平成~~　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２．所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

⑦~~⑥~~　就労移行等連携調整事業

都道府県名

１．事業実施計画書

① 委託予定法人名 （委託する場合）	
② 事業実施予定期間	（元号）~~平成~~　年　月　日　から　（元号）~~平成~~　年　月　日　まで

２．所要額内訳書

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 給　　料 旅　　費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

⑧~~⑨~~　障害者芸術・文化祭開催事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　国庫補助所要額

（千円）

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（10/10）	国庫補助 所要額 E（C×D）

2　事業内容等

（1）障害者芸術・文化祭

事業名	内　容
○○アートフェスタ	・開催日時 ・開催場所 ・内容

（2）コーディネーター設置等

内　容

3　積算内訳

（1）障害者芸術・文化祭開催経費

区分	支出予定額	積算内訳
（例） 諸謝金 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（2）コーディネーター設置等経費

区分	支出予定額	積算内訳
（例） 諸謝金 賃金 委託料 ○○	円	

⑨~~⑩~~　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　国庫補助所要額

（千円）

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（1/2）	国庫補助 所要額 E（C×D）

2　事業内容等

事業名	内容
○○アートフェスタ	・開催日時 ・開催場所 ・内容

3　積算内訳

区分	支出予定額	積算内訳
（例） 諸謝金 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（全文改正）

⑩　医療的ケア児等総合支援事業

都道府県・市町村等名

１．事業実施計画書

（ア）　協議の場の設置

協議の場の設置予定	・実施回数　　〇〇回 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　）

（イ）　医療的ケア児支援者養成研修の実施

事業実施者（予定） （委託する場合は委託先を記入）	（例） 〇〇県 委託先：社会福祉法人〇〇（一部委託・全部委託）
研修実施回数（予定）	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 年〇回　延べ受講者数〇〇人 支援者養成研修 年〇回　延べ受講者数〇〇人 喀痰吸引研修 年〇回　延べ受講者数〇〇人

（ウ）　医療的ケア児等コーディネーターの配置

配置予定の者の数	〇〇人
配置予定の者の資格	〇〇の資格

（エ）　併行通園の促進

併行通園を実施する医療的ケア児の数	〇〇人
併行通園元	ex.児童発達支援事業、放課後等デイサービス
併行通園先	ex.保育所、幼稚園

（オ）医療的ケア児等とその家族への支援

実施内容	

２．所要額内訳書

（ア）　協議の場の設置

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）　医療的ケア児支援者養成研修の実施

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）　医療的ケア児等コーディネーターの配置

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）　併行通園の促進

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（オ）医療的ケア児等とその家族への支援

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（廃止）

○　医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

都道府県・指定都市名

１．事業実施計画書

（ア）　医療的ケア児等を支援する人材の養成

事業実施者（予定） （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
研修実施回数（予定）	支援者養成研修 年○回　延べ受講者数○○人 コーディネーター養成研修 年○回　延べ受講者数○○人

（イ）　協議の場の設置

協議の場の設置予定	・実施回数　○○回 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　）

２．所要額内訳書

（ア）　医療的ケア児等を支援する人材の養成

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝金 委員等旅費 ○○○ ○○○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）　協議の場の設置

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝金 委員等旅費 ○○○ ○○○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

⑪-1~~〇~~　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業

事業実施計画書

（都道府県名：　　）

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備考
〇〇〇〇				名	
△△△△				名	
合計				名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修（〇〇会場）」等と記入すること。
※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施~~または補助実施~~の区別を記入するとともに、委託~~（補助）~~実施の場合には、委託~~（補助）~~先の名称を記入すること。
※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑪-2~~〇~~　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

事業実施計画書

（都道府県名：　　）

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備考
〇〇〇〇				名	
△△△△				名	
合計				名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修（〇〇会場）」等と記入すること。
※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施~~または補助実施~~の区別を記入するとともに、委託~~（補助）~~実施の場合には、委託~~（補助）~~先の名称を記入すること。
※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑫~~㊱~~　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業内容

事業名称	研修種別	実施時期	日数	受講者数	備　考
	□強度行動障害支援者養成研修（基礎） □強度行動障害支援者養成研修（実践） □喀痰吸引等研修 □同行援護従業者養成研修（一般） □同行援護従業者養成研修（応用） □その他（　　）				
合計					

※１　「研修種別」欄は、「強度行動障害支援者養成研修（基礎）」、「強度行動障害支援者養成研修（実践）」、「喀痰吸引等研修」、「同行援護従業者養成研修（一般）」、「同行援護従業者養成研修（応用）」、「その他」のうち、該当するものに印をつけること。
　なお、「その他」については、具体的な研修種別を記載すること。

※２　「実施時期」、「日数」、「受講者数」欄については、対象とする研修種別ごとに記載すること。

※３　特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑬~~○~~　成年後見制度普及啓発事業

事業実施計画書

都道府県・市町村等名

１）事　業　名	平成○年度　成年後見制度普及啓発事業
２）支出予定額	円（総事業費ベース）
３）事業実施予定期間	（元号）平成　年　月　日　　から　　（元号）平成　年　月　日
４）事業の具体的内容	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内　　訳
合　　計		

※１ 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※２ 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑭~~㉑~~　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　支出予定額内訳書

①　ミーティング活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑮~~㋓~~　薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　支出予定額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑯~~○~~　ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　支出予定額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

（全部改正）

⑰ 「心のバリアフリー」推進事業（事業計画書）

都道府県名	

１．事業内容

※事業計画を(1)から(3)までの事業種類別に記載すること（記入欄が不足する場合は適宜、行を追加すること）

(1) 広域的な広報活動・メディア展開

	事業の内容（広報の内容や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1） 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2） 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(2) 広域的な展開を伴うイベント等の開催

	事業の内容（開催するイベント等の内容・回数や参加者の別（障害者等・地域住民）・人数等を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1） 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2） 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(3) 「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発

	事業の内容（ツールの普及の目的や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

対象ツール(注3)				
	ツールの種類			
	普及目標			

注1） 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2） 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

注3） 「対象ツール欄」には、上段に○○○マーク（カード）、□□□運動などツールの具体的名称を、下段には障害者等に○○○マークを障害者等に●個配布・地域住民●人に認知させる、□□□運動のサポーターを●人養成などの事業の数値目標を記載すること

２．支出予定額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の支出予定額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費		対象経費支出予定額	積算内訳
報酬		円	
給料		円	
職員手当等		円	
賃金		円	
共済費		円	
報償費		円	
旅費		円	
需用費	消耗品費	円	
	燃料費	円	
	食糧費	円	
	印刷製本費	円	
	光熱水費	円	
役務費	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	広告料	円	
使用料及び賃借料		円	
備品購入費		円	
委託料		円	
合計		**円**	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金所要額調」Ａ欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、１に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のものは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

（全部改正）

⑱　身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県名

１．事業計画書

基本事業

	実施予定団体名 （委託・補助する場合）	実施内容
①補助犬の育成 計　　〇頭 （内訳 盲導犬　〇頭 介助犬　〇頭 聴導犬　〇頭）		
②育成計画の作成		
③理解促進、普及・啓発		

２　支出予定額内訳書

①　補助犬の育成

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 〇　〇　〇	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 育成計画の作成

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 理解促進、普及・啓発

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑲㊀ 発達障害児者及び家族等支援事業

（都道府県・市区町村名）

<table>
<tr><td rowspan="30">事業計画</td><td>事業区分</td><td colspan="4">事業内容</td></tr>
<tr><td rowspan="30">発達障害児者及び家族等支援事業</td><td colspan="4">〇ペアレントメンター養成等事業</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ペアレントメンターコーディネーターの配置</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>ペアレントメンターコーディネーターの人数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">〇家族のスキル向上支援事業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ペアレントプログラム</td><td>実施</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>実施者の研修実施</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ペアレントトレーニング</td><td>実施</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>実施者の研修実施</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">〇ピアサポート推進事業</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ファシリテーター</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td colspan="4">〇その他の本人・家族支援事業</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の支出予定額（単位：円）</td><td>経費区分（注）</td><td>積算内訳</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
〇〇〇
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第４欄に定められた対象経費により記入。

（全文改正）

⑳　発達障害診断待機解消事業

（都道府県・指定都市名）

○事業計画書

（発達障害専門医療機関初診待機解消事業）

<table>
<tr><td rowspan="13">事業計画</td><td>事　業　区　分</td><td colspan="4">事　　業　　内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="12">発達障害専門医療機関初診待機解消事業</td><td colspan="4">○アセスメント強化（ア）</td></tr>
<tr><td>医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>診療科</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>アセスメント対応職員の資格</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○アセスメント強化（イ）</td></tr>
<tr><td>委託先機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○アセスメント強化（ウ）</td></tr>
<tr><td>ケースワーカーを配置する機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○待機期間の縮小</td></tr>
<tr><td>現在の平均待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業導入後の待機期間見込み</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の支出予定額（単位：円）</td><td>経費区分（注）</td><td>積　　算　　内　　訳</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
○○○
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業）

<table>
<tr><td rowspan="12">事業計画</td><td>事　業　区　分</td><td colspan="4">事　　業　　内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="12">発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</td><td colspan="4">○事業実施について</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○拠点医療機関</td></tr>
<tr><td>医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>診療科</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○発達障害医療コーディネーターの配置</td></tr>
<tr><td>職種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○待機期間の縮小</td></tr>
<tr><td>現在の平均待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業導入後の待機期間見込み</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の支出予定額（単位：円）</td><td>経費区分（注）</td><td>積　　算　　内　　訳</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
○○○
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（注）「経費区分」欄には、交付要綱の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（廃止）

○　発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

（都道府県・指定都市名）

事業計画	事業区分	事業内容			
	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について			
		事業委託の有無	有　・　無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		○拠点医療機関			
		医療機関名			
		診療科			
		○発達障害医療コーディネーターの配置			
		職種			
		○待機期間の縮小			
		現在の平均待機期間			
		事業導入後の待機期間見込み			
国庫補助申請額内訳書		要国庫補助額	対象経費の支出予定額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
		千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ―・ ―・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

㉑~~㊀~~ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施計画書

（1）国庫補助所要額

千円

※国庫補助所要額については、支出予定額内訳書の総合計金額に補助率1／2を掛けて、さらに千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

（2）事業実施予定期間

~~（元号）平成~~　　年　　月　　日　から　~~（元号）平成~~　　年　　月　　日まで

（3）実施事業

※実施予定の事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
③ピアサポートの活用に係る事業		
④アウトリーチ支援に係る事業		
⑤~~⑧~~措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
⑥~~⑤~~入院中の精神障害者の地域移行に係る事業		
⑦~~⑨~~精神障害者の家族支援に係る事業		
⑧~~⑦~~精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
⑨~~⑥~~包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
⑩普及啓発に係る事業		
⑪~~⑩~~その他		

（4）事業内容等

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業名	内容

2. 支出予定額内訳書

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業メニュー名（　　）

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 報　　酬 賃　　金 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

事業メニュー名（　　）

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 報　　酬 賃　　金 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

支出予定金額総合計　　円

（新設）

㉒ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（事業計画書）

自治体名	

１．事業内容

※事業計画を記載すること

(1)　地域生活支援事業運営協議会の設置・運営

協議会の名称	
協議会の構成	
開催見込み	回／年

(2)　地域生活支援事業実態把握調査

対象事業	実施の有無※	対象地方公共団体（市区町村名）
日常生活用具給付等事業		
移動支援事業		
日中一時支援		

※「実施の有無」欄には、有又は無と記載すること

対象事業数	事業

調査計画の概要	
事業の委託先 （直営の場合記載不要）	

２．支出予定額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の支出予定額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費		対象経費支出予定額	積算内訳
賃金		円	
共済費		円	
報償費		円	
旅費		円	
需用費	消耗品費	円	
	燃料費	円	
	食糧費	円	
	印刷製本費	円	
	光熱水費	円	
役務費	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	広告料	円	
使用料及び賃借料		円	
備品購入費		円	
委託料		円	
合計		**円**	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金所要額調」Ａ欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、１に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のものは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

（新設）

㉓　障害者ＩＣＴサポート推進事業

都道府県、指定都市、中核市名

事業形態	当てはまるもの全てに〇を付してください。 ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業 イ　障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業 ウ　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業 （※）･･･視覚障害者総合情報ネットワーク
事業の内容等	ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業 １　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　管内の拠点数（各拠点の名称及び住所も記載すること）
	イ　障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業 １　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　養成講座等開講回数（予定） ４　派遣回数（見込み）
	ウ　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業

	１　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　アップロード先（予定） ４　アップロード回数（見込み）

経費等	ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業	経費区分 ○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	支出予定額 円	内　訳 （単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
		合　計	円	
	イ　障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業	経費区分 ○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	支出予定額 円	内　訳 （単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
		合　計	円	
	ウ　視覚障害者等の地域生	経費区分	支出予定額	内　訳

	活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・ 合　計	円 円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）

（新設）

⑭　意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

都道府県、指定都市、中核市名

（１）現任職員スキルアップ支援事業

①　手話通訳士スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講（予定）人数	人	
	修了（予定）人数	人	
	登録（予定）人数	人	
前年度末総登録者数		人	
支出予定	経費区分	支出予定額	内　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

② 手話通訳者スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講（予定）人数	人	
	修了（予定）人数	人	
	登録（予定）人数	人	
手話通訳士試験受験（予定）者数		人	
支出予定	経費区分	支出予定額	内　　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

③　手話奉仕員スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講（予定）人数	人	
	修了（予定）人数	人	
	登録（予定）人数	人	
前年度末手話通訳者総登録者数		人	
手話通訳者の登録要件		※○○試験に合格した者、などと記入。	
支出予定	経費区分	支出予定額	内　　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

④　要約筆記奉仕員スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講（予定）人数	人	
	修了（予定）人数	人	
	登録（予定）人数	人	
前年度末要約筆記者総登録者数		人	
要約筆記者の登録要件		※○○試験に合格した者、などと記入。	
支出予定	経費区分	支出予定額	内　　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

⑤　盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援事業

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施者
（委託先）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">養成事業の内容
※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">講習時間数</td><td colspan="3">時間</td></tr>
<tr><td colspan="5">受　講　状　況</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講定員</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講（予定）人数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">修了（予定）人数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録（予定）人数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度末盲ろう者向け通訳・介助員総登録者数</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">盲ろう者向け通訳・介助員の登録要件</td><td colspan="3">※○○試験に合格した者、などと記入。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支出予定</td><td>経費区分</td><td>支出予定額</td><td colspan="2">内　　訳</td></tr>
<tr><td>○○費
○○費
○○費
・・・・
・・・・</td><td>円</td><td colspan="2">（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（２）手話通訳士緊急確保対策事業

①合格率向上対策講座

受　講　状　況				
	受講（予定）人数	人		
	修了（予定）人数	人		
	手話通訳士試験受験（予定）人数	人		
旅　費　等　の　状　況				
	旅費支給人数	人		
	（内訳）	経費区分	支出予定額	内　　訳
		○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）

②フォローアップ講座

受　講　状　況				
	受講（予定）人数	人		
	修了（予定）人数	人		
旅　費　等　の　状　況				
	旅費支給人数	人		
	（内訳）	経費区分	支出予定額	内　　訳
		○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）

㉕~~㊱~~ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事　業　計　画　書

市町村等名

1. 対象者ごとの障害支援区分、修学先大学、支援日数等

対象者No.	前年度からの継続 （〇又は×）	障害支援区分 （4、5、6又は6（重度包括対象））	修学先大学名	支援延べ日数	支援延べ時間
1				日	時間
2				日	時間
3				日	時間
4				日	時間
5				日	時間

※　不足する場合は、適宜行を追加すること。

2. 支援事業所数

箇所

3. 事業の実施方法

（支援事業所への委託等の方法）
（大学との調整方法）

㉖ ㊀　特別促進事業

都道府県名	市町村等名	事業名	支出予定額（千円）	内訳（円）	備考

※　都道府県が実施した場合、市町村等名は空欄とすること。
※　必要に応じて、事業概要等を添付すること。
※　内訳は、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1ー（1） 市町村・特別区総表（直接補助）

（市町村・特別区名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 （A−B） C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 （E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 （ー部取消） 申請額 （F−G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2				
		~~特別促進事業~~						~~1/2~~				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※）						1/2				
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10/10				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		26. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
~~障害者総合支援事業費補助金~~	~~障害者自立支援給付支払等システム事業 ③~~							~~1/2~~				
合計（①＋②~~＋③~~）												

（注1）市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。

（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

（注6）（※）は、事業を実施する保健所を設置する市町村及び特別区のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1ー(2) 市町村・特別区総表(間接補助)　　(市町村・特別区名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	市町村 特別区 補助基本額 E	市町村 特別区 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (ー部取消) 申請額 (H−I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		~~特別促進事業~~								~~1/2~~				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2				
		26. 特別促進事業(※)								1/2				
		小計 ②												
合計 (①+②)														

(注1) 市町村(指定都市、中核市を除く)及び特別区については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村・特別区

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		4. 障害者虐待防止対策支援事業		
		10. 医療的ケア児等総合支援事業		
		13. 成年後見制度普及啓発事業		
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業		
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業		
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
		26. 特別促進事業		
		小計 ②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③			
合計（①＋②＋③）				

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村・特別区

区分	種目		事業に要する経費	左のうち今回増加額	補助金の額	左のうち今回追加交付額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業				
		13. 成年後見制度普及啓発事業				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				
		26. 特別促進事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③					
合計（①＋②＋③）						

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村・特別区

区分	種目		事業に要する経費	今回減少額	補助金の額	今回減少額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業				
		13. 成年後見制度普及啓発事業				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				
		26. 特別促進事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③					
合計(①＋②＋③)						

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1ー（1） 都道府県・~~実施団体~~総表（直接補助分）　　（都道府県・~~実施団体~~名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A−B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 I（H−F）	差引過不足額 不足額 J（F−H）	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
		6.(1) 工賃向上計画支援等事業（基本事業）						1/2						
		6.(2) 工賃向上計画支援等事業（~~特別事業~~）（~~特別事業~~（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く））						10/10						
		6.(3) 工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）						1/2						
		7. 就労移行等連携調整事業						1/2						
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業（~~コーディネーター養成研修等事業~~）						1/2						
		11.(1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1/2						
		11.(2) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
		~~特別促進事業~~						~~1/2~~						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業（~~専門医療機関ネットワーク構築事業~~）						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2						
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		26. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	~~障害者自立支援機器等開発促進事業~~							~~10/10~~						
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2						
	~~障害者自立支援給付支払等システム事業~~							~~1/2~~						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計												
	小計 ③													
合計 （①＋②＋③）														

（注1）都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。~~また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施した実施団体については、本表に精算額を記入すること。~~

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

~~（注5）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金精算書」に記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。~~

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

１ー（２） 都道府県・~~実施団体~~総表（間接補助分）　　（都道府県・実施団体名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A−B） C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助額 F	国庫補助基本額 G	（補助率）	国庫補助所要額（G×補助率） H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額（J−H） K	差引過不足額 不足額（H−J） L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	6.（3） 工賃向上計画支援等事業~~（特別事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業））~~								1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		~~特別促進事業~~								~~1/2~~						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2						
		26. 特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
~~障害者総合支援事業費補助金~~	~~障害者自立支援機器等開発促進事業~~	~~障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率2／3対象分）~~								~~2/3~~						
		~~障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率1／2対象分）~~								~~1/2~~						
		~~小計 ③~~														
合計 （①＋②~~＋③~~）																

（注１）都道府県については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。~~また、実施団体については、開発機関が行った障害者自立支援機器等開発促進事業に補助した額を記入すること。~~

（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注４）G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注５）経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

~~（注６）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金精算書」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。また、A欄には、別表第４欄に定める開発機関が行う事業の実施に必要な対象経費総額を、E欄には、C欄の額に補助率をかけた額とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。更に、H欄にはG欄の額をそのまま記載すること。~~

別紙1

（様式削除）

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－（1）市町村分総括表

（都道府県名：　　）

区分	種目		対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H−F)	不足額 J (F−H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50／100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1／2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1／2						
		成年後見制度普及啓発事業						1／2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1／2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1／2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1／2						
		特別促進事業						1／2						
		発達障害児者及び家族等支援事業						1／2						
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1／2						
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1／2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③							1／2						
合計（①＋②＋③）														

（注1）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式11の別紙11に記入された精算額をとりまとめて記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2ー(1)(2) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合・広域連合総表（直接補助）

（指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合・広域連合名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H−F)	不足額 J (F−H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業(※2)						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業コーディネーター養成研修等事業(※1)						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業(※2)						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業専門医療機関ネットワーク構築事業(※1)						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※2)						1/2						
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2						
		26. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計 ③												
	小計 ④													
合計（①＋②＋③）														

（注1）指定都市・中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

（注5）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。

（注6）（※2）は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2ー~~(2)~~ ~~(3)~~ 指定都市・中核市~~・広域連合~~・一部事務組合・広域連合総表（間接補助）

（指定都市・中核市~~・広域連合~~・一部事務組合・広域連合名　：　　）

（単位：円）

区分	種目			対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A−B） C	基準額 D	指定都市 中核市 一部事務組合 広域連合 補助基本額 E	指定都市 中核市 一部事務組合 広域連合 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	（補助率）	国庫補助 所要額 （G×補助率） H	国庫補助金 交付決定額 I	国庫補助金 受入済額 J	差引過不足額		備考
															超過額 （J−H） K	不足額 （H−J） L	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①										50/100						
	地域生活支援促進事業	14.	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2						
		15.	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2						
		16.	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）								1/2						
		~~特別促進事業~~									~~1/2~~						
		21.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※）								1/2						
		28.	特別支援事業								1/2						
			小計　②														
合計（①＋②）																	

（注1）指定都市、~~及び中核市、~~一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注5）経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

（注6）（※）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙2

実　施　状　況　調

○　地域生活支援事業

精　　算　　額　　内　　訳

（都道府県名　：　　）

事　　業　　名			所要額（円）	算出内訳	備考
都道府県必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業			
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業			
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
都道府県任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
		相談支援従事者等研修事業			
		サービス管理責任者研修事業			
		居宅介護従業者等養成研修事業			
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
		精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
		その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		オストメイト社会適応訓練			
		音声機能障害者発声訓練			
		児童発達支援センター等の機能強化等			
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
		医療型短期入所事業所開設支援			
		障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業			
	社会参加支援	手話通訳者設置			
		字幕入り映像ライブラリーの提供			
		点字・声の広報等発行			
		点字による即時情報ネットワーク			
		障害者ITサポートセンターの運営			
		パソコンボランティア養成・派遣			
		都道府県障害者社会参加推進センター運営			
		奉仕員養成研修			
		レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		サービス提供者情報提供等			
		障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 地域における障害者自立支援機器の普及促進			
		視覚障害者用地域情報提供			
		企業CSR連携促進			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		重度障害者在宅就労促進			
		一般就労移行等促進			
		障害者就業・生活支援センター体制強化等			
	重度障害者に係る市町村特別支援				
必須事業（市町村代行）	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
	地域活動支援センター機能強化事業				
特別支援事業	特別支援事業				
合計					

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　実施した事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。

（注3）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。

○ 地域生活支援事業

精　　算　　額　　内　　訳

（市町村・特別区・広域連合・一部事務組合名　：　　）

事　　業　　名			精算額（円）	算出内訳	備考
市町村必須事業		理解促進研修・啓発事業			
		自発的活動支援事業			
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
		成年後見制度利用支援事業			
		成年後見制度法人後見支援事業			
		意思疎通支援事業			
		日常生活用具給付等事業			
		手話奉仕員養成研修事業			
		移動支援事業			
		地域活動支援センター機能強化事業			
市町村任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等（地域援助事業者）口おける退院支援体制確保			
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援			
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
		家庭・教育・福祉連携推進事業			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		知的障害者職親委託			
都道府県必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業			
	広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
都道府県任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
		医療型短期入所事業所開設支援			
	社会参加支援	障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 ~~地域における障害者自立支援機器の普及促進~~			
		~~視覚障害者用地域情報提供~~			
特別支援事業		特別支援事業			
合計					

（注1）　市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合並びに指定都市及び中核市を含む）については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調積算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。

（注3）　発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、~~地域における障害者自立支援機器の普及促進~~障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。

（注4）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援~~、視覚障害者用地域情報提供~~については、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

（注5）　精神障害者地域生活支援広域調整等事業は、事業を実施する指定都市・中核市・保健所設置市・特別区のみ記入すること。

○ 地域生活支援促進事業

精 算 額 内 訳

（都道府県・市町村名：　　）

事　　業　　名		精算額（円）	算出内訳	備考
1.	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
2.	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
3.	発達障害者支援体制整備事業			
4.	障害者虐待防止対策支援事業			
5.	障害者就業・生活支援センター事業			
6. (1)	工賃向上計画支援等事業（基本事業）			
6. (2)	工賃向上計画支援等事業（特別事業）（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）			
6. (3)	工賃向上計画支援等事業（特別事業）（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）			
7.	就労移行等連携調整事業			
8.	障害者芸術・文化祭開催事業			
9.	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
10.	医療的ケア児等総合支援事業コーディネーター養成研修等事業			
11. (1)	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業			
11. (2)	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業			
12.	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
13.	成年後見制度普及啓発事業			
14.	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
15.	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
16.	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
17.	「心のバリアフリー」推進事業			
18.	身体障害者補助犬育成促進事業			
19.	発達障害児者及び家族等支援事業			
20.	発達障害診断待機解消事業専門医療機関ネットワーク構築事業			
21.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			
22.	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業			
23.	障害者ICTサポート総合推進事業			
24.	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業			
25.	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
26.	特別促進事業			
合計				

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調精算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。

（注3）　事業~~②③⑩㉑~~1～3、20は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業23、24は、事業を実施する指定都市、中核市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業~~⑪～⑯、㉒~~14～16、21は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注6）　事業~~①④⑬⑱⑳~~4、10、13、26は、事業を実施する市町村及び都道府県並びに広域連合及び一部事務組合のみ記入すること。

（注7）　事業~~㉓~~25は、事業を実施する市町村、広域連合及び一部事務組合のみ記入すること。

（注8）　事業19については、事業を実施する特別区、市町村及び都道府県のみ記入すること。

１　都道府県事業　ア　専門性の高い相談支援事業

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

（（元号）平成　　年　月　日現在）

<table>
<tr><th>①都道府県名</th><th>②支援拠点機関名・種別</th><th colspan="2">③相談支援コーディネーターの配置状況</th><th>④普及・啓発活動の実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＊政令指定都市に委託、指定都市と共催している場合はその旨を記載</td><td rowspan="6"></td><td>ＯＴ</td><td>人</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>ＰＴ</td><td>人</td></tr>
<tr><td>ＰＳＷ</td><td>人</td></tr>
<tr><td>心理技術者</td><td>人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td></tr>
<tr><th>⑤支援体制連携調整の実施状況</th><th colspan="2">⑥研修の期間、開催回数、対象者、人数</th><th colspan="2">⑦相談事業の実施状況</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（国立障害者リハビリテーションセンター実施研修）

ア．全国連絡協議会分

イ．コーディネーター会議分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><th>⑧事業実施方法</th><th colspan="2">⑨訓練・リハビリプログラムの実施状況</th><th colspan="2">⑩その他</th></tr>
<tr><td>いずれかに〇印を付する
直営　・　委託　・　補助</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　１．②の種別については、県立病院、県立リハビリテーションセンター等を記載する。

２．⑥については、各研修毎に記載する。

３．④⑤⑦⑨については、開催回数、受付件数等の実績数を記載する。

イ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

ａ 手話通訳者養成研修事業

都道府県・指定中核市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ		
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要			
講習のレベル ※基本、応用、実践等、講習レベルが分かれている場合は記入	（　　）課程	（　　）課程	（　　）課程
講習時間数	時間	時間	時間
利用者負担有無	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）
受　講　状　況 ○　定員数	人	人	人
○　受講人数	人	人	人
○　修了人数	人	人	人
○　登録人数	人	人	人
前年度末総登録者数	人	人	人
手話通訳者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。		

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

b 要約筆記者養成研修事業

都道府県・指定中核市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数 ※数カ年にわたり実施する場合は、それが分かるように記載	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人
要約筆記者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

（２）盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

都道府県・指定中核市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人

（３）失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

都道府県・指定中核市名

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人

ウ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

（１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

（ア）手話通訳者派遣事業

都道府県・指定中核市名

（手話通訳者の派遣）

事業実施者 （委託・補助についても記入）	（例） 社会福祉法人〇〇　（委託） ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
派遣可能登録者数	手話通訳士　　人（年度末現在） 手話通訳者　　人（年度末現在） ※都道府県直営の場合は、市町村に登録されている派遣可能登録者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている派遣可能登録者数を記載。
派遣延べ回数	・市町村域を越える広域的な派遣　　回 ・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等　　回 ・市町村での対応が困難な派遣等　　回 ・その他（　　）　　回
手話通訳者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。

（遠隔手話通訳サービスによる利用）

事業実施者 （委託・補助についても記入）	（例） 社会福祉法人〇〇　（委託） ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
遠隔手話通訳サービス対応可能通訳者数	手話通訳士　　人（年度末現在） 手話通訳者　　人（年度末現在） ※都道府県直営の場合は、市町村に登録されている派遣可能登録者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている派遣可能登録者数を記載。

	利用延べ回数	・市町村域を越える広域的な派遣に係る利用　　回 ・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に係る利用　　回 ・市町村での対応が困難な派遣等に係る利用　　回 ・その他（　　）　　回
	手話通訳者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
	利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。
運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置状況		○運営委員会 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　） ○連絡調整業務等担当者 ・主な業務内容 （　　） ・人数、職名 （　　）

（イ）要約筆記者派遣事業

都道府県・指定中核市名

派遣回数	・市町村域を越える広域的な派遣　　回 ・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等　　回 ・市町村での対応が困難な派遣等　　回 ・その他（　　）　　回
運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置状況	○運営委員会 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　） ○連絡調整業務等担当者 ・主な業務内容 （　　） ・人数、職名 （　　）

（２）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

都道府県・指定中核市名

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
派遣対象盲ろう者数	人　（年度末現在）
通訳・介助員数	人　（年度末現在）
介助員に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置の有無	有　・　無
利用時間の上限	有　・　無　（有の場合の上限額　　時間／年・月）
事業（制度）の周知方法	

（３）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

都道府県・指定中核市名

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
派遣対象失語症者数	人　（年度末現在）
失語症者向け意思疎通支援者数	人　（年度末現在）
失語症者向け意思疎通支援者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置の有無	有　・　無
利用時間の上限	有　・　無　（有の場合の上限額　　時間／年・月）
事業（制度）の周知方法	

2　精神障害者地域生活支援広域調整等事業

（1）地域生活支援広域調整会議等事業実績

都道府県・指定中核都市・保健所設置市・特別区名	
全圏域数	圏域
全市町村数	

（ア）アウトリーチ事業評価検討委員会

1 事業実施圏域数		圏域							
2 団体等への委託の有無		有・無							
2-1　委託有の場合の団体名等		名称：							
2-2　委託有の場合の委託の内容		内容：							
3 委員の職種別人数	職種	医師	保健師	看護職員	精神保健福祉士	家族	当事者	その他	計
	人数								
4 保健所との連携の有無		有・無							
5 精神保健福祉センターとの連携の有無		有・無							
6 既存の組織の利用の有無		有・無							
6-1　利用有の場合の既存の組織名		名称：							
7 委員会の開催回数		回							
8 委員会の構成員（実人数）		人							

（イ）精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

1 事業実施圏域数		圏域								
2 市町村・団体等への委託の有無		有・無								
2-1　委託有の場合の団体名等		名称：								
2-2　委託有の場合の委託の内容		内容：								
3 協議会の職種別人数	職種	都道府県	市町村	特別区	精神科医療機関	その他の医療機関	地域援助事業者	ピアサポーター	その他	計
	人数									
4 既存の協議会の利用の有無		有・無								
4-1　利用有の場合の既存の協議会名		名称：								
5（自立支援）協議会との連携の方法		（具体的に記入）								
6 協議会の開催回数		回								
7 協議会の構成員（実人数）		人								

2　精神障害者地域生活支援広域調整等事業

（2）地域移行・地域生活支援事業実績

都道府県・指定中核都市・保健所設置市・特別区名	
全圏域数	圏域
全市町村数	

（ア）アウトリーチ事業

1 事業実施圏域数									圏域
2 事業実施圏域名									（圏域名を記載）
3 圏域の面積									km2
4 圏域の人口									人
5 圏域における精神科病院の数									病院
6 圏域における精神科病床数									病床
7 圏域における相談支援事業所数									カ所
8 圏域における保健所数									カ所
9 団体等への委託の有無									有・無
9-1　委託有の場合の団体名等									名称：
9-2　委託有の場合の委託の内容									内容：
10 アウトリーチチームの設置機関									保健所・精神保健福祉センター・相談支援事業所・その他（　　）
11 アウトリーチチームの職種別人数	職種	医師	保健師	看護職員	精神保健福祉士	作業療法士	臨床心理技術者	ピアサポーター	その他
	実人数								
	訪問延べ回数								

12 支援対象者	種類	精神疾患が疑われる未受診者	ひきこもりの精神障害者（疑い例含む）	その他
	実人数（うち支援終了者数）	（　　）	（　　）	（　　）
13 チームの活動等	訪問延べ回数（うち支援終了者の回数）	（　　）	（　　）	（　　）
	ケースカンファレンス延べ回数（うち支援終了者の回数）	（　　）	（　　）	（　　）

（2）地域移行・地域生活支援事業実績

都道府県・指定中核都市・保健所設置市・特別区名	
全圏域数	圏域
全市町村数	

（イ）ピアサポートの活用

1 事業実施圏域数	圏域
2 事業実施圏域名	（圏域名を記載）
3 ピアサポーターの登録人数（実人数）	人
4 3の登録ピアサポーターのうち、「活動のあるピアサポーター数（実人数）」 ※当該年度において1時間でも活動していれば、「活動のあるピアサポーター」となります。	人
5 4の活動のあるピアサポーターにおける活動内容別の人数（複数回答可） ※当該年度における活動内容別の人数です。各数値が4の数値を超えることはありません。	
① 精神障害者に同行して行う業務	人
② 精神障害者に対面して面談する業務	人
③ 精神障害者の住まいを訪問して行う業務（家事援助含む）	人
④ 家族への支援（同行、面談、訪問含む）	人
⑤ 会議(ケア会議を含む)の企画・運営・参加	人
⑥ 地域生活に関する啓発活動の企画・運営・実施（病院、施設での講演、茶話会、見学対応等含む）	人
⑦ 「地域移行支援」未契約者への支援	人
⑧ その他の業務	人
5-1 ピアサポーターの雇用の有無や活動状況等の詳細について参考となる資料を添付下さい。	
6 相談支援事業所との連携の有無	有・無
6-1 連携有の場合の具体的な連携方法	

（ウ）精神科地域共生型拠点病院の公表

1 病院名	（病院名を記載）

~~（3）災害派遣精神医療チーム体制整備事業実績~~　　（廃止）

~~都道府県・指定都市名~~

~~（ア）災害派遣精神医療チームの設置~~

~~担当地域~~	~~班数~~	~~チーム登録人数~~	~~担当分野~~

~~※先遣隊を設けている場合は分けて記載する。~~

~~（イ）運営委員会~~

~~委員数~~		~~開催回数~~	
~~委員構成（職種・分野別人数等）~~			

~~※委員名簿を添付すること。~~

~~（ウ）チーム構成員研修~~

~~研修名~~	~~研修内容~~

~~（エ）相談支援体制の強化~~

~~専門相談員の設置~~

~~資格~~	~~配置場所~~	~~勤務形態（週2等）常勤・非常勤別~~

~~（オ）年度内に作成・改訂したマニュアル~~

~~マニュアル名~~

~~（カ）地域防災計画の記述について~~

~~防災計画名：~~

~~記述時期：~~　　~~年~~　　~~月~~　　~~日~~

３　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

都道府県・指定都市名

（１）事業実施報告書

①国庫補助精算額	千円
②事業実施期間	（元号）平成　年　月　日　から　（元号）平成　年　月　日　まで
③協議会の開催回数	
④事業の具体的内容	

（注）　④~~③~~は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

（２）実支出額内訳書

都道府県・指定都市名

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳	備考
（例） 賃　　金 旅　　費 消耗品費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（注）　「経費区分」欄には、交付要綱~~4~~の別表第４欄に定められた対象経費により記入すること。

（イ）相談支援従事者等研修事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事業内容

（１）実施時期、日数、実施機関及び受講者数

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備考
初任者研修事業				名	
・ ・ ・				名	
現任研修事業				名	
・ ・ ・				名	
主任相談支援専門員養成研修事業				名	
・ ・ ・				名	
専門コース別研修事業				名	
・ ・ ・				名	
合計				名	

※1　「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回初任者研修」や「初任者研修（〇〇会場）」等と記入すること。

※2　「実施機関」欄には、直接実施、委託実施または補助実施の区別を記入するとともに、委託（補助）実施の場合には、委託（補助）先の名称を記入すること。

※3　特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

（ケ）その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

研修名	具体的な 研修内容	研修日数 日	研修時間 時間	受講者数 名	修了者数 名	実支出額 対象経費 円
合計						

キ　任意事業（都道府県事業）

（単位：円）

区分	形態	事業実施者 （委託先）	事業内容・実施状況	精算額
（記載例）				
就業・就労支援	盲人ホームの運営 ~~日中一時支援~~	○○社会福祉法人	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき、利用者に対して必要な技術の指導等を実施。 ○○ホーム ＜実利用者数＞ ○人 ＜職員の状況＞ 管理人○人、指導員○人等	○○○円

※区分については以下のいずれかを記載すること。
「日常生活支援」、「社会参加支援」、「就業・就労支援」、【重度障害者に係る市町村特別支援】
※形態については、地域生活支援事業の実施要綱（）書き数字で示されている各支援名を記載すること。
例：「福祉ホームの運営」、「手話通訳者設置」等
※事業内容・実施状況のうち、実施状況については「利用者負担の有無」、「利用者数」、「実施回数」等を記載すること。
※委託先や事業内容・実施状況について、独自に作成した資料がある場合、当該資料を添付すれば記載は省略して差し支えない。

（全文改正）

２．市町村事業

ク　理解促進研修・啓発事業

自治体名	

１．事業内容

事業形式 （当てはまるもの複数にチェックすること）	□　ア　教室等開催	□　イ　事業所訪問
	□　ウ　イベント開催	□　エ　広報活動
	□　オ　心のバリアフリーの推進	
	□　カ　その他　（　　）	

	事業形式	具体的な事業の内容	実施に当たっての工夫
1			
2			
3			

２．実支出額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の実支出額を記載すること

対象経費	対象経費実支出額	積算内訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	**円**	

※ 必要に応じて行の追加を行うこと

※ 「合計」欄の額は「地域生活支援事業精算額内訳」の「精算額(円)」欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

（全文改正）

ケ　自発的活動支援事業

自治体名	

１．事業内容

事業形式 （当てはまるもの複数にチェックすること）		
	□　ア　ピアサポート活動支援	□　イ　災害対策活動支援
	□　ウ　孤立防止活動支援	□　エ　社会活動支援
	□　オ　ボランティア活動支援	□　カ　心のバリアフリーの推進
	□　キ　その他　（　　）	

	事業形式	具体的な事業の内容	実施に当たっての工夫
1			
2			
3			

２．実支出額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の実支出額を記載すること

対象経費	対象経費実支出額	積算内訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	**円**	

※ 必要に応じて行の追加を行うこと

※ 「合計」欄の額は「地域生活支援事業精算額内訳」の「精算額（円）」欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

コ　相談支援事業

（ア）基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村等名	

ａ　事業内容等

事　項　名	実施方法	事業内容等
専門的職員の配置		
地域の相談支援体制の強化の取組		
地域移行・地域定着の促進の取組		

※1　事項ごとに事業内容、実施方法（直接実施・委託、委託の場合は委託先等）等について、具体的に記載してください。

ｂ　積算内訳

事　項　名	対象経費	実支出額（事業費ベース）
専門的職員の配置		円
地域の相談支援体制の強化の取組		円
地域移行・地域定着の促進の取組		円
合　　計		

※1　「実支出額」欄については、「対象経費」ごとにその合計額を記入すること。

※2　具体的な積算内訳については、記入しないこととするので、対象経費とならないものを計上することがないよう留意すること。

（イ）住宅入居等支援事業

市町村等名	

ａ　事業内容等

事　項　名	実施方法	事業内容等
１．住宅入居等支援事業（２を除く）		
２．経過的事業		

※1　事項ごとに事業内容、実施方法（直接実施・委託、委託の場合は委託先等）等について、具体的に記載してください。

ｂ　積算内訳

事　項　名	対象経費	実支出額（事業費ベース）
１．住宅入居等支援事業（２を除く）		円
２．経過的事業		円
合　　計		

※1　「実支出額」欄については、「対象経費」ごとにその合計額を記入すること。

※2　具体的な積算内訳については、記入しないこととするので、対象経費とならないものを計上することがないよう留意すること。

市町村等名

サ　成年後見制度利用支援事業

ａ　事業実施方法について（下記のいずれかの項目に〇をする。）

直営		委託		補助	

ｂ　事業内容等

事業内容	利用者数	事業別実支出額（合計）（事業費ベース）	支出科目及び実支出額	
			支出科目	実支出額
１　成年後見制度の申立て	件	円		円
２　後見人等の報酬	件			
合計	件			

シ 成年後見制度法人後見支援事業

市町村等名	

１．事業内容等

事業区分	実施方法	事業内容等
（１）法人後見実施のための研修の実施		
（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築		
（３）法人後見の適正な活動のための支援		
（４）その他、法人後見の活動の推進に関する事業		

※　事業区分ごとに事業内容、実施方法（直営実施・委託、委託の場合は委託先等）等について、具体的に記載してください。

２．積算内訳

事業区分	対象経費	実支出額（事業費ベース）
（１）法人後見実施のための研修の実施		
（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築		
（３）法人後見の適正な活動のための支援		
（４）その他、法人後見の活動の推進に関する事業		
合　　計		

※　「実支出額」欄については、「対象経費」ごとにその合計額を記入すること。

※　具体的な積算内訳については、記入しないこととするので、対象経費とならないものを計上することがないよう留意すること。

ス　意思疎通支援事業

市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）　手話通訳者派遣事業

（手話通訳者の派遣）

事業実施者 （委託・補助についても記入）	（例） 社会福祉法人〇〇　（委託） ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
派遣可能登録者数	手話通訳士　　人（年度末現在） 手話通訳者　　人（年度末現在） 手話奉仕員　　人（年度末現在） ※市町村直営の場合は、市町村に登録されている派遣可能登録者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている派遣可能登録者数を記載。 ※原則として、手話通訳士又は手話通訳者を派遣することとなるが、手話奉仕員を派遣可能登録者としている場合は、その人数を記載すること。
年間延べ派遣回数	回
手話通訳者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。

（遠隔手話通訳サービスによる利用）

事業実施者 （委託・補助についても記入）	（例） 社会福祉法人〇〇　（委託） ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
遠隔手話通訳サービス対応可能通訳者数	手話通訳士　　人（年度末現在） 手話通訳者　　人（年度末現在） 手話奉仕員　　人（年度末現在） ※市町村直営の場合は、市町村に登録されている遠隔手話通訳サービス対応可能通訳者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている遠隔手話通訳サービス対応可能通訳者数を記載。 ※原則として、手話通訳士又は手話通訳者が対応することとなるが、手話奉仕員を遠隔手話通訳サービス対応可能登録者としている場合は、その人数を記載すること。

	年間延べ利用回数	回
	遠隔手話通訳サービス対応可能通訳者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
	利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。
運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置状況		○運営委員会 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　） ○連絡調整業務等担当者 ・主な業務内容 （　　） ・人数、職名 （　　）

（イ）　要約筆記者派遣事業　　市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施者 （委託・補助についても記入）	ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
派遣可能登録者数	要約筆記者　　人（年度末現在） 要約筆記奉仕員　　人（年度末現在） （　　）　　人（年度末現在） ※独自の名称で区分している場合はその旨を記入 ※市町村直営の場合は、市町村に登録されている派遣可能登録者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている派遣可能登録者数を記載。 ※原則として、要約筆記者を派遣することとなるが、要約筆記奉仕員を派遣可能登録者としている場合は、その人数を記載すること。
年間延べ派遣回数	回
要約筆記者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）

利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。
運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置状況	○運営委員会 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　） ○連絡調整業務等担当者 ・主な業務内容 （　　） ・人数、職名 （　　）

（ウ）手話通訳者設置事業　　市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿

（手話通訳者の設置）

設置先機関名	常勤･非常勤の別	手話通訳者、通訳士等の別	人数	勤務状況
				週　　日 （１日平均　時間）
				週　　日 （１日平均　時間）
				週　　日 （１日平均　時間）
業務内容 （該当する業務に丸を付ける）	・　通訳業務 ・　意思疎通支援事業の調整業務 ・　派遣対応 ・　聴覚障害者に対する相談支援 ・　聴覚障害者に対する生活支援 ・　その他（　　）			

（遠隔手話通訳サービス）

設置先機関名	契約業者等	手話通訳者、通訳士等の別	オペレーターの人数	利用可能時間帯
				：　～　： （週　　日）

				：　～　： （週　　日）
				：　～　： （週　　日）

（エ）　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業　　市町村等名

事業実施者 （委託・補助についても記入）	ＴＥＬ
実施要綱の有無	有　・　無 ※有の場合は、実施要綱を添付すること。利用実績がない場合でも同様とする。
派遣可能登録者数	失語症者向け意思疎通支援者　　人（年度末現在） （　　）　　人（年度末現在） ※独自の名称で区分している場合はその旨を記入 ※市町村直営の場合は、市町村に登録されている派遣可能登録者数を記載。委託・補助により実施している場合には、委託・補助先に登録されている派遣可能登録者数を記載。
年間延べ派遣回数	回
失語症者向け意思疎通支援者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える。
運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置状況	○運営委員会 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　） ○連絡調整業務等担当者 ・主な業務内容 （　　） ・人数、職名 （　　）

（オ）　その他の意思疎通支援事業　　市町村等名

事業実施者 （委託・補助についても記入）	ＴＥＬ
対象障害種別 対象利用者数	
事業内容	
支援を行う者の数	人（年度末現在）
年間延べ利用回数	回
支援を行う者に対する手当額	円／時　交通費 含む・別途（　　円）
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円） ※交通費、入場料等の実費負担のみの場合は、利用者負担無と考える

セ　日常生活用具給付等事業　　（市町村等名　：　　）

事業実施方法について（右欄のいずれかに○をつけること。）	直営	委託	補助

種　目			件　数	金　額（円）	
				公　費	自　費
介護・訓練支援用具	参考例	特殊寝台			
		特殊マット			
		特殊尿器			
		入浴担架			
		体位変換器			
		移動用リフト			
		訓練いす（児のみ）			
		訓練用ベット（児のみ）			
	上記以外				
計					
自立生活支援用具	参考例	入浴補助用具			
		便器			
		T字状・棒状のつえ			
		移動・移乗支援用具			
		頭部保護帽			
		特殊便器			
		火災警報器			
		自動消火器			
		電磁調理器			
		歩行時間延長信号機用小型送信機			
		聴覚障害者用屋内信号装置			
	上記以外				
計					

種　目			件　数	金　額（円）	
				公　費	自　費
在宅療養等支援用具	参考例	透析液加温器			
		ネブライザー（吸引器）			
		電気式たん吸引器			
		酸素ボンベ運搬車			
		盲人用体温計（音声式）			
		盲人用体重計			
	上記以外				
計					
情報・意思疎通支援用具	参考例	携帯用会話補助装置			
		情報・通信支援用具			
		点字ディスプレイ			
		点字器			
		点字タイプライター			
		視覚障害者用ポータブルレコーダー			
		視覚障害者用活字文書読上げ装置			
		視覚障害者用拡大読書器			
		盲人用時計			
		聴覚障害者用通信装置			
		聴覚障害者用情報受信装置			
		人工喉頭			
		福祉電話（貸与）			
		ファックス（貸与）			
		視覚障害者用ワードプロセッサー			
		点字図書			
	上記以外				
計					

種　目			件　数	金　額（円）	
				公　費	自　費
排泄管理支援用具	参考例	ストーマ装具　（※）			
		紙おむつ等			
		収尿器			
	上記以外				
計					
居宅生活動作補助用具	参考例	住宅改修費			
	上記以外				
計					

合　計			

（注）ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、１か月分を１件とすること。

ソ　手話奉仕員養成研修事業

市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ	
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
講習のレベル ※入門、基礎等、講習レベルが分かれている場合は記入	（　　）課程	（　　）課程
講習時間数	時間	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人	人
○　受講人数	人	人
○　修了人数	人	人
○　登録人数	人	人
前年度末総登録者数	人	人

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
カリキュラムの内容 ※内容の確認ができる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

タ 移動支援事業

（ 市町村等名 ： ＿＿＿＿＿＿ ）

実施形態				事業者の採択			事業者数	事業の種類				利用者負担の有無	障害福祉サービスとの上限管理の有無
直営	委託	補助	その他	市町村が選択	利用者が選択	その他		個別支援型	グループ支援型	車両移送型	その他		
							カ所	カ所	カ所	カ所	カ所		

具体的な事業内容及び実施方法	1事業所あたりの補助額及び委託料とその考え方	利用者負担の徴収根拠、徴収額の設定方法及び徴収方法	障害福祉サービスとの上限管理の方法

【記入要領】
・「実施形態」、「事業者の採択」欄は、該当する欄に「○」を記入すること。（複数回答可）
・「事業者数」欄は、年度末における事業者数を記入すること。
・「事業の種類」欄は、1つの事業者が複数の形態で事業を実施している場合、該当する形態すべてに計上すること。
・「利用者負担の有無」欄は、有りの場合は「○」、無しの場合は「×」を記入すること。なお、「○」の場合は、併せて下の「利用者負担の徴収根拠、徴収額の設定方法及び徴収方法」欄も記入すること。
・「障害福祉サービスとの上限管理の有無」欄は、有りの場合は「○」、無しの場合は「×」を記入すること。なお、「○」の場合は、併せて下の「障害福祉サービスとの上限管理の方法」欄も記入すること。
【留意点】
・実施要綱等、事業の内容が記載されている資料を添付すること。

＜ 実績 ＞

実利用者数							年間延利用時間							事業者数
身体障害者分	知的障害者分	精神障害者分	難病患者分	児童	合計	（参考）障害福祉計画	身体障害者分	知的障害者分	精神障害者分	難病患者分	児童	合計	（参考）障害福祉計画	（参考）障害福祉計画
件	件	件	件	件	件	件	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	カ所

【記入要領】
・「実利用者数」、「年間延利用時間」、「事業者数」欄は、それぞれ実績に応じた数を記入すること。

３．　特別支援事業

都道府県名	市町村等名	事業名	精算額（千円）	備考

※　都道府県が実施した場合、市町村名は空欄とすること。
※　必要に応じて、事業概要等を添付すること。

２　地域生活支援促進事業

①~~○~~　発達障害児者地域生活支援モデル事業

都道府県・市（区）町村名

１　事業実施報告書

①国庫補助精算額	千円
②事業実施期間	（元号）平成　年　月　日　から　（元号）平成　年　月　日　まで
③事業の具体的内容	

（注）　③は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　実支出額内訳書

都道府県・市（区）町村名

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳	備考
（例） 賃　　金 旅　　費 消耗品費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（注）　「経費区分」欄には、交付要綱~~4~~の別表第４欄に定められた対象経費により記入すること。

②~~〇~~ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

（都道府県・指定都市名）

<table>
<tr><td rowspan="20">事業実施報告</td><td>事業区分</td><td colspan="5">事業内容</td></tr>
<tr><td rowspan="19">かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</td><td colspan="5">~~〇~~発達障害早期総合支援研修に対応した研修
〇発達障害地域包括支援研修：早期支援に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>修了者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>研修修了者リストの公表の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">~~〇~~発達障害精神医療研修に対応した研修
〇発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>修了者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>研修修了者リストの公表の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">〇発達障害支援医学研修に対応した研修</td></tr>
<tr><td>実施回数</td><td colspan="3"></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>修了者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講師数（注1）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td><td>（内数：　）</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>研修修了者リストの公表の有無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>備考（注2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">各研修で使用した資料（開催案内、テキスト等）を添付すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助精算額内訳書</td><td>事業区分</td><td>国庫補助精算額</td><td>対象経費の実支出額（単位：円）</td><td>経費区分（注3）</td><td>積算内訳</td></tr>
<tr><td>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</td><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
〇〇〇
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（注）「実施回数」欄には、年間で何回実施したかを記載し、「修了者数」、「講師数」、「事業委託の有無」、「委託先団体名」、「研修修了者リストの公表の有無」、「備考」欄は研修の実施状況を記入。

（注1）「講師数」欄の内数には、国研修を受講した講師数を記入。

（注2）「備考」欄は、特記すべき事項がある場合に記入。

（注3）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表の第4欄に定められた対象経費により記入。

③~~○~~　発達障害者支援体制整備事業

都道府県・指定都市名

１　事業実施報告書

①国庫補助精算額	千円
②事業実施期間	（元号）平成　年　月　日　から　（元号）平成　年　月　日　まで
③地域支援体制サポート実施の有無	有　・　無
~~④家族支援体制整備実施の有無~~	~~有　・　無~~
④~~⑤~~事業の具体的内容	

（注）　④~~⑤~~は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　実支出額内訳書

都道府県・指定都市名

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳	備考
（例） 賃　　金 旅　　費 消耗品費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（注）　「経費区分」欄には、交付要綱~~4~~の別表第４欄に定められた対象経費により記入すること。

④~~○~~　障害者虐待防止対策支援事業

事業実績報告書

都道府県・市町村等名

１）事　業　名	平成○年度　障害者虐待防止対策支援事業
２）支出確定額	円（総事業費ベース）
３）事業実施期間	（元号）平成　年　月　日　　から　　（元号）平成　年　月　日
４）実績報告	

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備~~虐待時の体制整備事業~~		
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備~~障害者虐待防止・権利擁護事業~~		
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修~~専門性強化事業~~		
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業~~連携協力体制整備事業~~		
その他障害者虐待防止に資する事業~~普及啓発事業~~		
合　　計		

※１　本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※２　実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。

※３　「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑤~~㊀~~ 障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)

1. 事業実施報告書

(都道府県名　:　　)

施設名 (事業実施方法についても記載する)	年度末 登録者数	1カ所あたりの 実支出額	生活支援員の 配置数	事業実施期間 ((元号)平成〇年〇月〇日～(元号)平成〇年〇月〇日)
〇〇〇〇　(委託)				
合計				

※生活支援員の配置数は常勤換算でご記入ください。(本事業の補助金以外で配置した者も含む。)

２．実支出額内訳書

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 給　　料 旅　　費 ○　○　○ ○○　○○　○○ ○　○　○ 　　・ 　　・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

⑥~~○~~　工賃向上計画支援等事業

都道府県名

１．事業実施報告書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	（元号）平成　年　月　日から　（元号）平成　年　月　日まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	（元号）平成　年　月　日から　（元号）平成　年　月　日まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　１．各都道府県で策定した工賃向上計画を添付すること。
２．④は、工賃向上計画に基づき実施した事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　実支出額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

第４欄に定められた対象経費により記入すること。

⑦~~⑥~~　就労移行等連携調整事業

都道府県名

１．事業実施報告書

① 委託法人名（委託した場合）						
② 事業実施期間	（元号）~~平成~~　年　月　日　から　（元号）~~平成~~　年　月　日　まで					
③ 支援を実施した者	就労移行支援事業所利用者	就労継続支援Ａ型事業所利用者	就労継続支援Ｂ型事業所利用者	特別支援学校在学生	特別支援学校卒業者	その他
	人	人	人	人	人	人
うちアセスメント対象者数	人	人	人	人	人	人
④ ③の支援を実施した後の状況	就労移行支援事業所利用者	就労継続支援Ａ型事業所利用者	就労継続支援Ｂ型事業所利用者	特別支援学校在学生	特別支援学校卒業者	その他
一般就労	人	人	人	人	人	人
就労移行支援事業所	人	人	人	人	人	人
就労継続支援Ａ型事業所	人	人	人	人	人	人
就労継続支援Ｂ型事業所	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人

２．実支出額内訳書

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
（例） 給　　料 旅　　費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

⑧~~㊽~~　障害者芸術・文化祭開催事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　国庫補助所要額

（千円）

実支出額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（10/10）	国庫補助 所要額 E（C×D）

2　事業内容等

（1）障害者芸術・文化祭

事業名	内　容
○○アートフェスタ	・開催日時 ・開催場所 ・内容

（2）コーディネーター設置等

内　容

3　積算内訳

（1）障害者芸術・文化祭開催経費

区分	実支出額	積算内訳
（例） 諸謝金 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（2）コーディネーター設置等経費

区分	実支出額	積算内訳
（例） 諸謝金 賃金 委託料 ○○	円	

⑨~~⑩~~　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　国庫補助所要額

（千円）

実支出額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（1/2）	国庫補助 所要額 E（C×D）

2　事業内容等

事業名	内容
○○アートフェスタ	・開催日時 ・開催場所 ・内容

3　積算内訳

区分	実支出額	積算内訳
（例） 諸謝金 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（全文改正）

⑩~~㊀~~　医療的ケア児等総合支援事業

都道府県・市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事業実施報告書

（ア）　協議の場の設置

協議の場の設置回数	・実施回数　　〇〇回 ・主な議事内容 （　　） ・構成員の人数、職名等 （　　）

（イ）　医療的ケア児支援者養成研修の実施

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） 〇〇県 委託先：社会福祉法人〇〇（一部委託・全部委託）
研修実施回数	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 年〇回　　延べ受講者数〇〇人 支援者養成研修 年〇回　　延べ受講者数〇〇人 喀痰吸引研修 年〇回　　延べ受講者数〇〇人

（ウ）　医療的ケア児等コーディネーターの配置

配置した者の数	〇〇人
配置した者の資格	〇〇の資格

（エ）　併行通園の促進

併行通園を実施した医療的ケア児の数	〇〇人
併行通園元	ex.児童発達支援事業、放課後等デイサービス
併行通園先	ex.保育所、幼稚園

（オ）医療的ケア児等とその家族への支援

実施内容	

２．所要額内訳書

（ア）　協議の場の設置

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）　医療的ケア児支援者養成研修の実施

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）　医療的ケア児等コーディネーターの配置

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）　併行通園の促進

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（オ）医療的ケア児等とその家族への支援

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（廃止）

～～○　医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業～～

～～都道府県・指定都市名～～

～

～～１．事業実施報告書～～

～～（ア）　医療的ケア児等を支援する人材の養成～～

～～事業実施者（委託する場合は委託先を記入）～～	～～（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）～～
～～研修実施回数～～	～～支援者養成研修 年○回　延べ受講者数○○人 コーディネーター養成研修 年○回　延べ受講者数○○人～～
～～研修修了者数～～	～～支援者　人（年度末現在） コーディネーター　人（年度末現在）～～

～～（イ）　協議の場の設置～～

～～協議の場の設置状況～～	～～・実施回数　○○回 ・主な議事内容 （　） ・構成員の人数、職名等 （　）～～

～～２．実支出額内訳書～～

～～（ア）　医療的ケア児等を支援する人材の養成～～

～～経費区分～～	～～対象経費の実支出額～～	～～積算内訳～～	～～備考～～
～～（例） 謝金 委員等旅費 ○○○ ○○○ ・ ・～～	～～円～～	～～（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）～～	
～～合計～～			

～～（イ）　協議の場の設置～～

～～経費区分～～	～～対象経費の実支出額～～	～～積算内訳～～	～～備考～～
～～（例） 謝金 委員等旅費 ○○○ ○○○ ・ ・～～	～～円～～	～～（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）～～	
～～合計～～			

⑪-1~~0~~　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業内容

事 業 名 称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備　考
○ ○ ○ ○				名	
△ △ △ △				名	
・ ・ ・					
合　計				名	

※１　「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第○回△△研修」や「△△研修（○○会場）」等と記入すること。

※２　「実施機関」欄には、直接実施、委託実施~~または補助実施~~の区別を記入するとともに、委託~~（補助）~~実施の場合には、委託~~（補助）~~先の名称を記入すること。

※３　特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑪-2~~○~~　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業内容

事 業 名 称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備　考
○ ○ ○ ○				名	
△ △ △ △				名	
・ ・ ・					
合　計				名	

※１　「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第○回△△研修」や「△△研修（○○会場）」等と記入すること。

※２　「実施機関」欄には、直接実施、委託実施~~または補助実施~~の区別を記入するとともに、委託~~（補助）~~実施の場合には、委託~~（補助）~~先の名称を記入すること。

※３　特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑫~~㊀~~　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業内容

事業名称	研修種別	実施時期	日数	受講者数	備　考
	□強度行動障害支援者養成研修（基礎） □強度行動障害支援者養成研修（実践） □喀痰吸引等研修 □同行援護従業者養成研修（一般） □同行援護従業者養成研修（応用） □その他（　　）				
合計					

※１　「研修種別」欄は、「強度行動障害支援者養成研修（基礎）」、「強度行動障害支援者養成研修（実践）」、「喀痰吸引等研修」、「同行援護従業者養成研修（一般）」、「同行援護従業者養成研修（応用）」、「その他」のうち、該当するものに印をつけること。
　なお、「その他」については、具体的な研修種別を記載すること。

※２　「実施時期」、「日数」、「受講者数」欄については、対象とする研修種別ごとに記載すること。

※３　特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑬㊀　成年後見制度普及啓発事業

事業実績報告書

都道府県・市町村等名

１）事　業　名	平成〇年度　成年後見制度普及啓発事業
２）支出確定額	円（総事業費ベース）
３）事業実施期間	（元号）平成　年　月　日　　から　（元号）平成　年　月　日
４）実績報告	

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
合　　計		

※１ 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※２ 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑭~~㊀~~　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施報告書

基本事業

	実施団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　実支出額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑮~~○~~　薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施報告書

基本事業

	実施団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　実支出額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑯~~○~~　ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市・中核市・~~市（区）町村名

１．事業実施報告書

基本事業

	実施団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※　団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

２　実支出額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 会場借料 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 諸　謝　金 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

（全文改正）

⑰ 「心のバリアフリー」推進事業（実施状況調）

都道府県名	

１．事業内容

※事業の実施状況を(1)から(3)までの事業種類別に記載すること（記入欄が不足する場合は適宜、行を追加すること）

(1)　広域的な広報活動・メディア展開

	事業の内容（広報の内容や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1)　「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行った、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2)　「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(2)　広域的な展開を伴うイベント等の開催

	事業の内容（開催するイベント等の内容・回数や参加者の別（障害者等・地域住民）・人数等を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1)　「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行った、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2)　「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(3)　「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発

	事業の内容（ツールの普及の目的や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

対象ツール(注3)				
	ツールの種類			
	普及目標			

注1)　「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行った、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2)　「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

注3)　「対象ツール欄」には、上段に○○○マーク(カード)、□□□運動などツールの具体的名称を、下段には障害者等に○○○マークを障害者等に●個配布・地域住民●人に認知させる、□□□運動のサポーターを●人養成などの事業の数値目標を記載すること

２．実支出額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の実支出額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費		対象経費実支出額	積算内訳
報酬		円	
給料		円	
職員手当等		円	
賃金		円	
共済費		円	
報償費		円	
旅費		円	
需用費	消耗品費	円	
	燃料費	円	
	食糧費	円	
	印刷製本費	円	
	光熱水費	円	
役務費	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	広告料	円	
使用料及び賃借料		円	
備品購入費		円	
委託料		円	
合計		**円**	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金精算書」Ａ欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、１に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のものは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

（全部改正）

⑱　身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県

１．事業実績報告書

基本事業

	実施団体名 （委託・補助した場合）	実施内容
①補助犬の育成 計　　〇頭 （内訳 盲導犬　〇頭 介助犬　〇頭 聴導犬　〇頭）		
②育成計画の作成		
③理解促進、普及・啓発		

２　実支出額内訳書

①　補助犬の育成

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 〇　〇　〇 ＿＿	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

② 育成計画の作成

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

③ 理解促進、普及・啓発

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 委　託　料 謝　　金 印刷製本費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

※　第４欄に定められた対象経費により記入すること。
※　備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑲㊀ 発達障害児者及び家族等支援事業

（都道府県・市区町村名）

	事業区分	事業内容			
事業実績	発達障害児者及び家族等支援事業	○ペアレントメンター養成等事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ペアレントメンターコーディネーターの配置	有 ・ 無		
		ペアレントメンターコーディネーターの人数			
		委託先団体名			
		○家族のスキル向上支援事業			
		ペアレントプログラム	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		ペアレントトレーニング	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		○ピアサポート推進事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ファシリテーター	有 ・ 無		
		○その他の本人・家族支援事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			

国庫補助実支出額内訳書	要国庫補助額	対象経費の実支出額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
	千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○ ○ ○ ・ ・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（全文改正）

⑳ 発達障害診断待機解消事業

（都道府県・指定都市名）

○事業実施報告書

（発達障害専門医療機関初診待機解消事業）

<table>
<tr><td rowspan="13">事業計画</td><td>事業区分</td><td colspan="4">事業内容</td></tr>
<tr><td rowspan="12">発達障害専門医療機関初診待機解消事業</td><td colspan="4">○アセスメント強化（ア）</td></tr>
<tr><td>医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>診療科</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>アセスメント対応職員の資格</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○アセスメント強化（イ）</td></tr>
<tr><td>委託先機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○アセスメント強化（ウ）</td></tr>
<tr><td>ケースワーカーを配置した機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○待機期間の縮小</td></tr>
<tr><td>現在の平均待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業導入後の待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の実支出額（単位：円）</td><td>経費区分（注）</td><td>積算内訳</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
○○○
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（廃止）

○　発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

（都道府県・指定都市名）

実績報告	事業区分	事業内容			
	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について			
		事業委託の有無	有　・　無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		○拠点医療機関			
		医療機関名			
		診療科			
		○発達障害医療コーディネーターの配置			
		職種			
		○待機期間の縮小			
		現在の平均待機期間			
		事業導入後の待機期間			
国庫補助実支出額内訳書		要国庫補助額	対象経費の実支出額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
		千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ―・ ―・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業）

<table>
<tr><td rowspan="12">事業計画</td><td>事業区分</td><td colspan="4">事業内容</td></tr>
<tr><td rowspan="12">発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</td><td colspan="4">○事業実施について</td></tr>
<tr><td>事業委託の有無</td><td colspan="3">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>委託先団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○拠点医療機関</td></tr>
<tr><td>医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>診療科</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○発達障害医療コーディネーターの配置</td></tr>
<tr><td>職種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">○待機期間の縮小</td></tr>
<tr><td>現在の平均待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業導入後の待機期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国庫補助申請額内訳書</td><td>要国庫補助額</td><td>対象経費の実支出額（単位：円）</td><td>経費区分（注）</td><td>積算内訳</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>円</td><td>（例）
賃金
旅費
消耗品費
○○○
・
・</td><td>（単価、回数等を詳細に記入すること。）
（必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）</td></tr>
</table>

（注）「経費区分」欄には、交付要綱の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

㉑~~㊿~~　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施報告書

※実施した事業メニューに〇を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	〇	実施圏域名
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
(2)精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
(3)ピアサポートの活用に係る事業		
(4)アウトリーチ支援に係る事業		
(5)~~(8)~~措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
(6)~~(5)~~入院中の精神障害者の地域移行に係る事業		
(7)~~(9)~~精神障害者の家族支援に係る事業		
(8)~~(7)~~精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
(9)~~(6)~~包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
(10)普及啓発に係る事業		
(11)~~(10)~~その他		

※適宜欄を追加のうえ、実施した事業ごとに記載すること。

事業名	内容

2. 実支出額内訳書

※適宜欄を追加のうえ、実施した事業メニュー毎に記載すること。

事業メニュー名（　　）

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 報酬 賃金 〇　〇　〇 〇　〇　〇 ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	

・			
合計	円		

事業メニュー名（　　）

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 報　　酬 賃　　金 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

支出済金額総合計　　円

（新設）

㉒ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（実施状況調）

自治体名	

１．事業内容

※事業の実施状況を記載すること

(1)　地域生活支援事業運営協議会の設置・運営

協議会の名称	
協議会の構成	
開催実績	回／年

(2)　地域生活支援事業実態把握調査

対象事業	実施の有無※	対象地方公共団体（市区町村名）
日常生活用具給付等事業		
移動支援事業		
日中一時支援		

※「実施の有無」欄には、有又は無と記載すること

対象事業数	事業

調査の概要	
事業の委託先 （直営の場合記載不要）	

２．実支出額内訳

※交付要綱別表第４欄の対象経費ごとに事業の実支出額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費		対象経費実支出額	積算内訳
賃金		円	
共済費		円	
報償費		円	
旅費		円	
需用費	消耗品費	円	
	燃料費	円	
	食糧費	円	
	印刷製本費	円	
	光熱水費	円	
役務費	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	広告料	円	
使用料及び賃借料		円	
備品購入費		円	
委託料		円	
合計		**円**	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金精算書」Ａ欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、１に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のものは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

（新設）

㉓　障害者ＩＣＴサポート推進事業

都道府県、指定都市、中核市名

事業形態	当てはまるもの全てに〇を付してください。 ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業 イ　障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業 ウ　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業 （※）･･･視覚障害者総合情報ネットワーク
事業の内容等	ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業 １　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　管内の拠点数（各拠点の名称及び住所も記載すること）
	イ　障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業 １　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　養成講座等開講回数 ４　派遣回数
	ウ　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業 １　事業実施者（委託先） ２　事業内容 ３　アップロード先 ４　アップロード回数

<table>
<tr><td rowspan="6">経費等</td><td rowspan="2">ア　障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業</td><td>経費区分</td><td>支出額</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td>〇〇費
〇〇費
〇〇費
・・・・
・・・・</td><td>円</td><td>（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>合　計</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ　障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業</td><td>経費区分</td><td>支出額</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td>〇〇費
〇〇費
〇〇費
・・・・
・・・・</td><td>円</td><td>（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>合　計</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ウ　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業</td><td>経費区分</td><td>支出額</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td>〇〇費
〇〇費
〇〇費
・・・・
・・・・</td><td>円</td><td>（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>合　計</td><td>円</td><td></td></tr>
</table>

（新設）

㉔　意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

都道府県、指定都市、中核市名

（１）現任職員スキルアップ支援事業

①　手話通訳士スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講人数	人	
	修了人数	人	
	登録人数	人	
当該年度末総登録者数		人	
支出	経費区分	支出額	内　　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

② 手話通訳者スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受講状況			
	受講定員	人	
	受講人数	人	
	修了人数	人	
	登録人数	人	
手話通訳士試験受験者数		人	
支出	経費区分	支出額	内訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合計	円	

③　手話奉仕員スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講人数	人	
	修了人数	人	
	登録人数	人	
当該年度末手話通訳者総登録者数		人	
手話通訳者の登録要件		※○○試験に合格した者、などと記入。	
	経費区分	支出額	内　　訳
支出	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

④　要約筆記奉仕員スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講人数	人	
	修了人数	人	
	登録人数	人	
前年度末要約筆記者総登録者数		人	
要約筆記者の登録要件		※○○試験に合格した者、などと記入。	
支出	経費区分	支出額	内　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

⑤　盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援事業

事業実施者 （委託先）			
養成事業の内容 ※必要に応じてｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付すること			
講習時間数		時間	
受　講　状　況			
	受講定員	人	
	受講人数	人	
	修了人数	人	
	登録人数	人	
前年度末盲ろう者向け通訳・介助員総登録者数		人	
盲ろう者向け通訳・介助員の登録要件		※○○試験に合格した者、などと記入。	
支出	経費区分	支出額	内　　訳
	○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）
	合　計	円	

（２）手話通訳士緊急確保対策事業

①合格率向上対策講座

受　講　状　況				
	受講人数	人		
	修了人数	人		
	手話通訳士試験受験人数	人		
	手話通訳士試験合格人数	人		
旅　費　等　の　状　況				
	旅費支給人数	人		
	（内訳）	経費区分	支出額	内　　訳
		○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）

②フォローアップ講座

受　講　状　況				
	受講人数	人		
	修了人数	人		
旅　費　等　の　状　況				
	旅費支給人数	人		
	（内訳）	経費区分	支出額	内　　訳
		○○費 ○○費 ○○費 ・・・・ ・・・・	円	（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）

㉕㊀ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事　業　実　施　報　告　書

市町村等名

1. 対象者ごとの障害支援区分、修学先大学、支援日数等

対象者No.	前年度からの継続（〇又は×）	障害支援区分（4、5、6又は6（重度包括対象））	修学先大学名	支援延べ日数	支援延べ時間
1				日	時間
2				日	時間
3				日	時間
4				日	時間
5				日	時間

※　不足する場合は、適宜行を追加すること。

2. 大学等別の支援体制の進捗状況等

大学No.	修学先大学名	障害のある学生の支援についての委員会や相談窓口の有無	支援体制の構築に向けた計画の有無
1			
2			
3			
4			
5			

※　不足する場合は、適宜行を追加すること。

3. 支援事業所数

箇所

4. 事業の実施方法

（生活行為の支援以外に実施された支援内容（ノートテイク、機器貸与等）の実施状況）
（支援事業所又は市町村による大学等が開催する検討委員会等への参加状況）
（大学における支援体制の構築に向けた計画のうち、具体的に推進された内容）
（その他）

㉖㊀　特別促進事業

都道府県名	市町村等名	事業名	精算額（千円）	精算内訳（円）	備考

※　都道府県が実施した場合、市町村等名は空欄とすること。
※　必要に応じて、事業概要等を添付すること。
※　精算内訳は、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1ー（1） 市町村・特別区総表（直接補助）

（市町村・特別区名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A−B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額（H−F）	差引過不足額 不足額（F−H）	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※）						1/2						
		~~特別促進事業~~						~~1/2~~						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※）												
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業						10/10						
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業												
		26. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
~~障害者総合支援事業費補助金~~	~~障害者自立支援給付支払等システム事業③~~							~~1/2~~						
合計（①＋②~~＋③~~）														

（注1）市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。

（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考で、その増減額を明らかにすること。

（注5）（※）は、事業を実施する保健所を設置する市町村及び特別区のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1ー(2) 市町村・特別区総表(間接補助)　　(市町村・特別区名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	市町村補助基本額 E	市町村補助額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J−H) K	差引過不足額 不足額 (H−J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		特別促進事業								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2						
		26. 特別促進事業(※)								1/2						
	小計 ②															
合計(①+②)																

(注1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

別紙

平成　　年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付確定額

○ ○ 市町村・特別区

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		4. 障害者虐待防止対策支援事業		
		10. 医療的ケア児等総合支援事業		
		13. 成年後見制度普及啓発事業		
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業		
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		
		22. 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業		
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
		26. 特別促進事業		
		小計 ②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③			
合計（①＋②~~＋③~~）				

（資料1－3）

地域生活支援事業実施要綱の平成31年度改正について（案）

○「地域生活支援事業等の実施について」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
別紙１「地域生活支援事業実施要綱」新旧対照表（案）【平成３１年４月１日適用】

※傍線の部分は改正部分（青字は形式的改正）

改正（案）	現行
別紙１ 地域生活支援事業実施要綱 １　目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ２　実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等、４に定める各事業の実施要領による。 （削る）	別紙１ 地域生活支援事業実施要綱 １　目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ２　実施主体 （１）　市町村地域生活支援事業 市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。 ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

（削る）

（２）　都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含み、精神障害者地域生活支援広域調整等事業の地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

（削る）

３　事業内容

（１）　市町村地域生活支援事業

障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会

生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条第３項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

［必須事業］

ア　理解促進研修・啓発事業　（別記　１）

イ　自発的活動支援事業　（別記　２）

ウ　相談支援事業　（別記　３）

エ　成年後見制度利用支援事業　（別記　４）

オ　成年後見制度法人後見支援事業　（別記　５）

カ　意思疎通支援事業　（別記　６）

キ　日常生活用具給付等事業　（別記　７）

ク　手話奉仕員養成研修事業　（別記　８）

ケ　移動支援事業　（別記　９）

コ　地域活動支援センター機能強化事業　（別記 10）

［任意事業］　（別記 11）

（２）　都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

［必須事業］

ア　専門性の高い相談支援事業　（別記 12）

イ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業　（別記 13）

３　事業の種類

（１）　市町村地域生活支援事業

実施主体は、次のアの（ア）から（コ）に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア　市町村必須事業

（ア）　理解促進研修・啓発事業

ａ　障害者等に対する理解を深めるために研修や啓発活動を行う事業。

ｂ　社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（イ）　自発的活動支援事業

（新設）

ウ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業　（別記 14）

エ　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業　（別記 15）

オ　広域的な支援事業　（別記 16）

［サービス・相談支援者、指導者育成事業］　（別記 17）

［任意事業］　（別記 18）

（３）　特別支援事業

（１）及び（２）に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記 19）

ａ　障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援する事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（ウ）　相談支援事業

ａ　障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（エ）　成年後見制度利用支援事業

ａ　成年後見制度の利用を支援する事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（オ）　成年後見制度法人後見支援事業

ａ　成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（カ）　意思疎通支援事業

ａ　手話通訳者等の派遣等を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（キ）　日常生活用具給付等事業

ａ　日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（ク）　手話奉仕員養成研修事業

ａ　手話奉仕員の養成を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（ケ）　移動支援事業

ａ　障害者等の移動を支援する事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（コ）　地域活動支援センター機能強化事業

ａ　地域活動支援センターに障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

イ　市町村任意事業

（ア）　市町村任意事業

ａ　アに掲げる事業のほか、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（２）　都道府県地域生活支援事業

実施主体は、次のアの（ア）から（オ）に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

ア　都道府県必須事業

（ア）　専門性の高い相談支援事業

ａ　障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業のうち特に専門性の高い相談支援に関するもの。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（イ）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ａ　特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行う事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（ウ）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ａ　特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（エ）　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

ａ　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（オ）　広域的な支援事業

ａ　障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要となるもの。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

イ　都道府県任意事業

（ア）　サービス・相談支援者、指導者育成事業

ａ　障害福祉サービス又は相談支援を提供する者若しくはこれらの者に対し必要な指導を行う者等を育成する事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（イ）　都道府県任意事業

ａ　ア及びイの（ア）に掲げる事業のほか、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業。

ｂ　社会福祉法人等が実施するａに掲げる事業に対し補助する事業。

（３）　特別支援事業

実施主体は、（１）及び（２）に掲げる事業のほか、予め厚生労働省に協議の上、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数

の実施主体が連携することができるものとする。 ア　特別支援事業 （ア）　事業の実施が遅れている必須事業（（１）のアの市町村必須事業及び（２）のアの都道府県必須事業をいう。以下同じ。）の促進を図るための事業又は地域における必須事業に係る実施水準の格差是正を図るため必要となる事業のうち、厚生労働省が適当と認める事業。 （イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。	
４　事業の実施 各事業の実施は、事業ごとに定める次に掲げる実施要領による。 （１）　市町村地域生活支援事業 ア　市町村必須事業 （ア）　理解促進研修・啓発事業実施要領（別記１－１） （イ）　自発的活動支援事業実施要領（別記１－２） （ウ）　相談支援事業実施要領（別記１－３） （エ）　成年後見制度利用支援事業実施要領（別記１－４） （オ）　成年後見制度法人後見支援事業実施要領（別記１－５） （カ）　意思疎通支援事業実施要領（別記１－６） （キ）　日常生活用具給付等事業実施要領（別記１－７） （ク）　手話奉仕員養成研修事業実施要領（別記１－８） （ケ）　移動支援事業実施要領（別記１－９） （コ）　地域活動支援センター機能強化事業実施要領（別記１－10） イ　市町村任意事業 （ア）　市町村任意事業実施要領（別記１－11） （２）　都道府県地域生活支援事業 ア　都道府県必須事業	（新設）

（ア）　専門性の高い相談支援事業実施要領（別記１－12）

（イ）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成派遣事業実施要領（別記１－13）

（ウ）　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業実施要領（別記１－14）

（エ）　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業実施要領（別記１－15）

（オ）　広域的な支援事業実施要領（別記１－16）

イ　都道府県任意事業

（ア）　サービス・相談支援者、指導者育成事業実施要領（別記１－17）

（イ）　都道府県任意事業実施要領（別記１－18）

（３）　特別支援事業実施要領（別記１－19）

５　利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

６　国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

７　留意事項

（１）　市町村等及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。

（２）　障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。

４　利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

５　国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

６　留意事項

（１）　市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。

（２）　障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。

（３）　本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。 （４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。 ア　地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業 イ　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業 ウ　都道府県又は市町村等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業	（３）　本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。 （４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。 ア　地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業 イ　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業 ウ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

改正（案）	現行
（別記１－１） 理解促進研修・啓発事業実施要領	（別記１） 理解促進研修・啓発事業
１　目的 障害者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とする。 ※　この実施要領において「心のバリアフリー」とは、障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。	１　目的 障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。
２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。	２　実施主体 市町村
（削る）	３　対象者 管内地域住民
３　事業内容 （１）　対象者 実施主体管内の地域住民 （２）　実施内容	４　事業内容 （新設） （１）　実施内容

実施主体が実施する、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業とする。

（３）　実施形態

実施に当たっては、次のいずれかの形式によること。

ア　教室等開催

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等の障害特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

イ　事業所訪問

地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

ウ　イベント開催

有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

エ　広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

オ　身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組

（ア）　具体的事例を通じ、障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。

（イ）　内部障害等、外見からは障害があることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知・頒布を行う。

（ウ）　サービス業をはじめとする企業の従業員向けに、障害のある方に対す

市町村が実施する、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

（２）　実施形態

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

ア　教室等開催

障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

イ　事業所訪問

地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

ウ　イベント開催

有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

エ　広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

る接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。 カ　その他形式 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。 4　留意事項 （１）　事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。 （２）　障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、本事業の対象となるのはあくまでも障害に関する部分に限る。 （３）　障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは本事業の対象とならない。	オ　その他形式 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。 5　留意事項 （１）　市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。 （２）　障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障害に関する部分に限る。 （３）　障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。

改正（案）	現行
（別記１－２） 自発的活動支援事業実施要領	（別記２） 自発的活動支援事業
１　目的 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図る。 ※　この実施要領において「心のバリアフリー」とは、障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。	１　目的 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。
２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。	２　実施主体 市町村
（削る）	３　対象者 管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など
３　事業内容 （１）　対象者 実施主体管内の障害者等、その家族又は地域住民等 （２）　実施内容 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う	４　事業内容 （新設） （１）　実施内容 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業と

事業とする。

（３）　実施形式

実施に当たっては、次のいずれかの形式によること。

ア　ピアサポート活動支援

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

イ　災害対策活動支援

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

ウ　孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援する。

エ　社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

オ　ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

カ　身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援

（ア）　地域住民が、障害者等が社会生活を営む上で感じる心のバリアに気づき、実際に声かけや簡易な支援等を行うことができるよう、実践的な研修会の開催を行う。

（イ）　障害者等が日常生活を営む上で困りごとが生じた際、円滑に周囲に援助を求めることができるよう、障害者等に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことのできる地域住民が、一見してそれとわかるためのツールの周知・頒布を行う。

キ　その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式による活動を

する。

（２）　実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

ア　ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

イ　災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

ウ　孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援する。

エ　社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

オ　ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

（新設）

カ　その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援す

支援する。 4　留意事項 （１）　団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。 （２）　特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。	る。 5　留意事項 （１）　団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。 （２）　特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

改正（案）	現行
（別記１－３） 相談支援事業実施要領 １　目的 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （注）　交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。 なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、別添１のとおりである。 ２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。 ３　事業内容 （１）　基幹相談支援センター等機能強化事業 ア　目的 市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域に	（別記３） 相談支援事業 １　目的 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （注）　交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。 なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、別添１のとおりである。 （新設） ２　事業内容 （１）　基幹相談支援センター等機能強化事業 ア　目的 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域にお

おける相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

（注）　「基幹相談支援センター」については、別添２のとおりである。

イ　事業内容

（ア）　基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を配置。

（注）　社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

（イ）　基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

・　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・　地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・　地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

・　学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

・　地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

（ウ）　基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

・　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

ウ　留意事項

（ア）　法第８９条の３の規定に基づく協議会（以下この実施要領において「協議会」という。）を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

（イ）　市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状

ける相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

（注）　「基幹相談支援センター」については、別添２のとおりである。

イ　事業内容

（ア）　基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を配置。

（注）　社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

（イ）　基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

・　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・　地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・　地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

・　学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

（ウ）　基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

・　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

ウ　留意事項

（ア）　法第８９条の３の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

（イ）　市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状

況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

（ウ）　都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね２年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

（２）　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア　目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

イ　事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア）　入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ）　居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ　対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精

況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

（ウ）　都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね２年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

（２）　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア　目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

イ　事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア）　入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ）　居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ　対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精

神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。 エ　経過的取扱い 以下の事業については、平成２４年４月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。 なお、市町村等は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。 （ア）　現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整 （イ）　２４時間支援 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。 【別添１】　（略） 【別添２】　（略）	神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。 エ　経過的取扱い 以下の事業については、平成２４年４月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。 なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。 （ア）　現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整 （イ）　２４時間支援 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。 【別添１】　（略） 【別添２】　（略）

改正（案）	現行
（別記１－４） 成年後見制度利用支援事業実施要領 １　目的 　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 ２　実施主体 　市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 　ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。 ３　事業内容 　成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下、「法施行規則」という。）第６５条の１０の２に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。 ４　対象者 　障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者	（別記４） 成年後見制度利用支援事業 １　目的 　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 　成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下、「法施行規則」という。）第６５条の１０の２に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。 ３　対象者 　障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

改正（案）	現行
（別記１－５） 成年後見制度法人後見支援事業実施要領 １　目的 　成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 ２　実施主体 　市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 　ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。 ３　事業内容 （１）　法人後見実施のための研修 ア　研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等 イ　研修内容等 実施主体は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。 （２）　法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ア　法人後見の活用等のための地域の実態把握	（別記５） 成年後見制度法人後見支援事業 １　目的 　成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 （１）　法人後見実施のための研修 ア　研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等 イ　研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。 （２）　法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ア　法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ　法人後見推進のための検討会等の実施 （３）　法人後見の適正な活動のための支援 ア　弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築 （４）　その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業 ４　留意事項 （１）　事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村等が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。 （２）　実施主体は、社会福祉協議会やＮＰＯ法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。 （３）　研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。	イ　法人後見推進のための検討会等の実施 （３）　法人後見の適正な活動のための支援 ア　弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築 （４）　その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業 ３　留意事項 （１）　事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。 （２）　実施主体である市町村は、社会福祉協議会やＮＰＯ法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。 （３）　研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

改正（案）	現行
（別記１－６） 意思疎通支援事業実施要領	（別記６） 意思疎通支援事業
１　目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。	１　目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。
２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。	（新設）
３　事業内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。	２　事業内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
４　対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等	３　対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
５　留意事項	４　留意事項

（１）　派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体等の関係者を加えるよう努めること。

また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（２）のア又はイに掲げる者等が望ましい。

（２）　「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア　「手話通訳者」

（ア）　「手話通訳士」･･･　手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

（イ）　「手話通訳者」･･･　都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

イ　「要約筆記者」　･･･　都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

（３）　手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣することになるが、手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員（市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者）及び要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができる。

また、急な派遣依頼など手話通訳者の派遣が困難な場合においては、タブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。ただし、当該

（１）　派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体等の関係者を加えるよう努めること。

また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（２）のア又はイに掲げる者等が望ましい。

（２）　「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア　「手話通訳者」

（ア）　「手話通訳士」･･･　手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

（イ）　「手話通訳者」･･･　都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

イ　「要約筆記者」　･･･　都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

（３）　手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣することになるが、手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員（市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者）及び要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができる。

遠隔手話サービスを実施する際に利用者が使用するタブレット等の購入及び通信等に要する経費については、本事業の対象経費とはならない。 （４）　手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。 （５）　手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、（２）のアに掲げる者の設置に努めるものとする。 　なお、手話通訳者の設置が困難な市町村等においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。	（４）　手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。 （５）　手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、（２）のアに掲げる者の設置に努めるものとする。 　なお、手話通訳者の設置が困難な市町村においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。

改正（案）	現行
（別記１－７） 日常生活用具給付等事業実施要領	（別記７） 日常生活用具給付等事業
１　目的 障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	１　目的 障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。	（新設）
３　事業内容 日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす６種の用具を給付又は貸与する。	２　事業内容 日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす６種の用具を給付又は貸与する。
４　対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者	３　対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者
５　留意事項 （１）　給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。 また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を	４　留意事項 （１）　給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。 また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を

求めることが適当である。 （２）　給付品目の選定に当たって実施主体は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム（ＴＡＩＳ）の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。 （３）　排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。 （４）　既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。 ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。	求めることが適当である。 （２）　給付品目の選定に当たって実施主体は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。 （３）　排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。 （４）　既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。 ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

改正（案）	現行
（別記１－８） 手話奉仕員養成研修事業実施要領 １　目的 　手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 ２　実施主体 　市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 　ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。 ３　事業内容 　聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。 ４　対象者 　実施主体が適当と認めた者 ５　留意事項 （１）　平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。	（別記８） 手話奉仕員養成研修事業 １　目的 　手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 　聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。 ３　対象者 　実施主体が適当と認めた者 ４　留意事項 （１）　平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

（２）　養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった手話奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。	（２）　養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった手話奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

改正（案）	現行
（別記１－９） 移動支援事業実施要領 １　目的 　屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。 ２　実施主体 　市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 　ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。 ３　事業内容 （１）　実施内容 　移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。 （２）　実施方法 　実施主体の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。 ア　個別支援型 　個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援 イ　グループ支援型 （ア）　複数の障害者等への同時支援 （イ）　屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時	（別記９） 移動支援事業 １　目的 　屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。 （新設） ２　事業内容 （１）　実施内容 　移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。 （２）　実施方法 　各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。 ア　個別支援型 　個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援 イ　グループ支援型 （ア）　複数の障害者等への同時支援 （イ）　屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時

参加の際の支援

ウ　車両移送型

（ア）　福祉バス等車両の巡回による送迎支援

（イ）　公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

（３）　対象者

実施主体が外出時に移動の支援が必要と認めた障害者等とする。

（４）　サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として実施主体が認めた者とする。

４　留意事項

（１）　指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、実施主体は、

・　法における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者

・　これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努めること。

また、実施主体が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

（２）　突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

（３）　サービス提供者については、平成１３年６月２０日障発第０６２０２６３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村（特別区を含む。）への外出等

参加の際の支援

ウ　車両移送型

（ア）　福祉バス等車両の巡回による送迎支援

（イ）　公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

（３）　対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

（４）　サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

３　留意事項

（１）　指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

・　法における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者

・　これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努めること。

また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

（２）　突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

（３）　サービス提供者については、平成１３年６月２０日障発第０６２０２６３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じない

に支障を生じないよう配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。	よう配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。

改正（案）	現行
（別記１－10） 地域活動支援センター機能強化事業実施要領	（別記 10） 地域活動支援センター機能強化事業
１　目的 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。	１　目的 障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。
２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。	（新設）
３　事業内容 基礎的事業（注１）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。 （注１）　基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置） （１）　事業形態の例 ア　地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤	２　事業内容 基礎的事業（注１）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。 （１）　事業形態の例 ア　地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤

との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ　地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ　地域活動支援センターⅢ型

（ア）　地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ）　このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

（２）　職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア　地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注２）による職員の他１名以上を配置し、うち２名以上を常勤とする。

イ　地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち１名以上を常勤とする。

ウ　地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち１名以上を常勤とする。

との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ　地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ　地域活動支援センターⅢ型

（ア）　地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ）　このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

（注１）　基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）

（２）　職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア　地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注２）による職員の他１名以上を配置し、うち２名以上を常勤とする。

イ　地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち１名以上を常勤とする。

ウ　地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち１名以上を常勤とする。

（注２）　基礎的事業における職員配置は、２名以上とし、うち１名は専任者とする。 （３）　利用者数等 上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。 ア　地域活動支援センターⅠ型 １日当たりの実利用人員が概ね２０名以上。 イ　地域活動支援センターⅡ型 １日当たりの実利用人員が概ね１５名以上。 ウ　地域活動支援センターⅢ型 １日当たりの実利用人員が概ね１０名以上。 ３　留意事項 （１）　実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。 （２）　地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。	（注２）　基礎的事業における職員配置は、２名以上とし、うち１名は専任者とする。 （３）　利用者数等 上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。 ア　地域活動支援センターⅠ型 １日当たりの実利用人員が概ね２０名以上。 イ　地域活動支援センターⅡ型 １日当たりの実利用人員が概ね１５名以上。 ウ　地域活動支援センターⅢ型 １日当たりの実利用人員が概ね１０名以上。 ３　留意事項 （１）　実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。 （２）　地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

改正（案）	現行
（別記１－11） 市町村任意事業実施要領 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。 （注）　交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添３のとおりである。	（別記 11） 任意事業 必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 （注）　交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添３のとおりである。
１　日常生活支援に関する事業 （１）　福祉ホームの運営 ア　目的 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。 イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ウ　事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。 エ　留意事項	【日常生活支援】 （１）　福祉ホームの運営 ア　目的 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。 （新設） イ　事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。 ウ　留意事項

法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たすものであること。	法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たすものであること。
（２）　訪問入浴サービス	（２）　訪問入浴サービス
ア　目的 地域における身体障害者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	ア　目的 地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。 なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。	イ　事業内容 看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
（３）　生活訓練等	（３）　生活訓練等
（削る）	障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
ア　目的 障害者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容	（新設）

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行う。	
（４）　日中一時支援	（４）　日中一時支援
ア　目的 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	ア　目的 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容	イ　事業内容
（ア）　日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他実施主体が認めた支援を行う。	（ア）　日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。
（イ）　送迎サービスその他適切な支援を実施主体の判断により行う。	（イ）　送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
（ウ）　事業は、地域のニーズに応じて行う。 なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。	（ウ）　事業は、地域のニーズに応じて行う。 なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。
（５）　地域移行のための安心生活支援	（５）　地域移行のための安心生活支援
ア　目的 障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。	ア　目的 障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や	イ　事業内容 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や

定着のための支援体制を整備する。

（ア）　居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

（イ）　コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

エ　経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン（地域移行推進重点プラン）を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成２４年４月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

また、当該プランには、地域移行支援・地域定着支援への移行予定時期など今後の具体的な計画を盛り込むこと。

（ア）　緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

（イ）　緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

（ウ）　地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

（６）　巡回支援専門員整備

定着のための支援体制を整備する。

（ア）　居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

（イ）　コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

ウ　経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン（地域移行推進重点プラン）を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成２４年４月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

また、当該プランには、地域移行支援・地域定着支援への移行予定時期など今後の具体的な計画を盛り込むこと。

（ア）　緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

（イ）　緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

（ウ）　地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

（６）　巡回支援専門員整備

ア　目的

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ　実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

ウ　事業内容等

（ア）　事業内容

発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

（イ）　実施方法

ａ　巡回等の活動計画の作成

実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。

ｂ　巡回等支援

専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。

ｃ　関係機関との連携

ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。

また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門

ア　目的

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（新設）

イ　事業内容等

（ア）　事業内容

発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

（イ）　実施方法

ａ　巡回等の活動計画の作成

市町村は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。

ｂ　巡回等支援

専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。

ｃ　関係機関との連携

ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。

また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門

的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。 ｄ　専門性の確保 専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。	的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。 ｄ　専門性の確保 専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。
（７）　相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	（７）　相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
ア　目的 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の５の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。 イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ウ　事業内容 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。	ア　目的 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の５の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。 （新設） イ　事業内容 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
（８）　協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	（８）　協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
ア　目的 市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。 イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	ア　目的 市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。 （新設）

ウ　事業内容 上記事業の例としては以下のとおり。 （ア）　社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施 （イ）　円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するために、関係者間の総合的な調整やチームアプローチの実施ができる体制の整備 （ウ）　児童発達支援センターや保育所や放課後児童クラブ等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に把握し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築 （エ）　医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施	イ　事業内容 上記事業の例としては以下のとおり。 （ア）　社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施 （イ）　円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するために、関係者間の総合的な調整やチームアプローチの実施ができる体制の整備 （ウ）　児童発達支援センターや保育所や放課後児童クラブ等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に把握し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築 （エ）　医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施
２　社会参加支援に関する事業 （１）　レクリエーション活動等支援	【社会参加支援】 （１）　レクリエーション活動等支援
（削る）	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。
ア　目的 障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容	（新設）

地域の障害者等にとって身近な実施主体が、各種レクリエーション教室や運動会等などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。	
（２）　芸術文化活動振興	（２）　芸術文化活動振興
（削る）	障害者等の芸術文化活動を振興するため、身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
ア　目的 障害者等の芸術文化活動を振興することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 地域の障害者等にとって身近な実施主体が、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。	（新設）
（３）　点字・声の広報等発行	（３）　点字・声の広報等発行
（削る）	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。
ア　目的 文字による情報入手が困難な障害者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的と	（新設）

する。	
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害に関する事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。	（新設）
（４）　奉仕員養成研修	（４）　奉仕員養成研修
（削る）	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。
ア　目的 点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施する。	（新設）
エ　留意事項 養成研修を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付する	（新設）

こと。 　また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。	
（５）　複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	（５）　複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
（削る）	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難（ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない）等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
ア　目的 　意思疎通に支障がある障害者等を支援するため、複数の市町村による意思疎通支援事業の共同実施のための検討を進めることにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 　市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 　意思疎通支援事業について、単独での実施が困難（ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない）等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。	（新設）
（６）　家庭・教育・福祉連携推進事業	（新設）
ア　目的 　市区町村において、家庭への身近な支援を行うための教育・福祉連携施策を実施することにより、地域で教育と福祉が連携した切れ目ない支援を行うことを目的とする。	
イ　実施主体	

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ウ　事業内容 教育・福祉の連携施策を実施するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業のうちいずれかの事業について取組を実施する。また、（エ）の事業については必須とする。なお、複数の事業に取り組むことも可能とする。 （ア）　教育・福祉連携推進策の実施 教育と福祉の連携のため、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一同に集う場の設置や障害福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等を実施する。 （イ）　保護者支援施策 各地方自治体の相談窓口を整理したハンドブックの作成や積極的な情報提供など教育と福祉が連携した保護者支援施策を実施する。 （ウ）　地域連携推進マネジャーの配置 （ア）、（イ）の事業を実施し、地域生活の向上を図るために地域連携推進マネジャーを配置する。 （エ）　報告書の作成 （ア）から（ウ）までの事業を実施し、教育と福祉の連携に関する課題やそれに対する対応策などの報告を行う。 エ　留意事項 本事業に係る国庫補助金は、教育と福祉が連携するためのスタートアップの費用として活用することを想定しているため、３年以内の支給とする。	
３　就業・就労支援に関する事業 （１）　盲人ホームの運営 （削る）	【就業・就労支援】 （１）　盲人ホームの運営 昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

ア　目的 視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより、視覚障害者の就業・就労促進を図り、もって視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
ウ　事業内容 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業を実施する。 （ア）　基礎的事業 昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業 （イ）　盲人ホームＡ型事業 （ア）の事業に加え、次のａからｃまでに掲げる事業の全て又はいずれかを実施する事業 ａ　特別支援学校連携等事業 卒業後の一定期間、実務的な臨床研修を経験する機関として活用を図るなど、特別支援学校（盲学校）との連携強化に取り組む事業 ｂ　技術支援・生活支援事業 地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する視覚障害者等に対する技術支援・生活支援を行う事業（あはき技術の向上、歩行・調理・接遇等の生活訓練等） ｃ　就業促進等事業 ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、幅広く就労に関する情報を提供するなどして就労先を積極的に開拓する事業	（新設）
（２）　知的障害者職親委託	（２）　知的障害者職親委託

ア　目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下この実施要領において「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ　実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

ウ　事業内容

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

職親への委託については、福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について、福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮の上、その知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守る条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えた上、委託の措置をとること。

ア　目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（新設）

イ　事業内容

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

職親への委託については、福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について、福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮の上、その知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守る条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えた上、委託の措置をとること。

	【別添３】　（略）

改正（案）	現行
（別記１－12） 専門性の高い相談支援事業実施要領 １　目的 特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （注）　交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、地域生活支援事業費等補助金により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。 なお、「障害児等療育支援事業」については、別添４の、「障害者就業・生活支援センター事業」については、別紙２の別記２－８のとおりである。 ２　実施主体 （１）　３の（１）の発達障害者支援センター運営事業 都道府県及び指定都市 （２）　３の（２）の高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 都道府県 ３　事業内容 （１）　発達障害者支援センター運営事業 平成１７年７月８日障発第０７０８００４号厚生労働省社会・援護局障害	（別記12） 専門性の高い相談支援事業 １　目的 特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （注）　交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、地域生活支援事業費等補助金により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。 なお、「障害児等療育支援事業」については、別添４のとおりである。「障害者就業・生活支援センター事業」については、別紙２の別記８のとおりである。 （新設） ２　実施内容 （１）　発達障害者支援センター運営事業 平成１７年７月８日障発第０７０８００４号厚生労働省社会・援護局障害

保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する事業。	保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する事業。
（２）　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 平成１９年５月２５日障発第０５２５００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。	（２）　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 平成１９年５月２５日障発第０５２５００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。
【別添４】　（略）	【別添４】　（略）

改正（案）	現行
（別記１－13） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業実施要領 １　目的 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県、指定都市及び中核市 ３　事業内容 （１）　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。 （２）　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。 （３）　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。	（別記13） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 １　目的 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 （１）　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。 （２）　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。 （３）　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。

４　留意事項

（１）　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は次の点に留意すること。

ア　平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成２３年３月３０日障企自発０３３０第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ　実施主体は、養成講習を修了した者（市町村がアに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者としての登録を行うこと。登録した手話通訳者又は要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。

なお、活動ができなくなった手話通訳者又は要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

要約筆記者については、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

（２）　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は次の点に留意すること。

ア　平成２５年３月２５日障企自発０３２５第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ　研修講師としては、盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会（「旧盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催））や「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」

３　留意事項

（１）　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は次の点に留意すること。

ア　平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成２３年３月３０日障企自発０３３０第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ　実施主体は、養成講習を修了した者（市町村がアに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者としての登録を行うこと。登録した手話通訳者又は要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。

なお、活動ができなくなった手話通訳者又は要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

要約筆記者については、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

（２）　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は次の点に留意すること。

ア　平成２５年３月２５日障企自発０３２５第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ　研修講師としては、盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会（「旧盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催））や「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」

（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。 （３）　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業は次の点に留意すること。 ア　平成３０年３月２９日障企自発０３２９第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 イ　研修講師としては、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修（一般社団法人日本言語聴覚士協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。	（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。 （３）　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業は次の点に留意すること。 ア　平成３０年３月２９日障企自発０３２９第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 イ　研修講師としては、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修（一般社団法人日本言語聴覚士協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。

改正（案）	現行
（別記１－14） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業実施要領	（別記14） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
１　目的 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。	１　目的 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。
２　実施主体 都道府県、指定都市及び中核市	（新設）
３　事業内容 （１）　手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市区町村域を越える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 なお、急な派遣依頼など手話通訳者の派遣が困難な場合においては、タブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。ただし、当該遠隔手話サービスを実施する際に利用者が使用するタブレット等の購入及び通信等に要する経費については、本事業の対象経費とはならない。 （２）　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の	２　事業内容 （１）　手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 （２）　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の

支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

（３）　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、市区町村域を越える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

４　留意事項

（１）　手話通訳者・要約筆記者派遣事業は次の点に留意すること。

ア　広域的な派遣等が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体の関係者を加えるよう努めること。

また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（別記１－６）の５の（２）のア又はイに掲げる者が望ましい。

イ　この事業は、原則、市町村必須事業として実施するものであるため、都道府県では、市町村等での対応が困難な専門性や緊急性の高い場合等に派遣を行うものとする。

ウ　平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。

（２）　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は次の点に留意すること。

事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。

なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の

支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

（新設）

３　留意事項

（１）　手話通訳者・要約筆記者派遣事業は次の点に留意すること。

ア　広域的な派遣等が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体の関係者を加えるよう努めること。

また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（別記６）の４の（２）のア又はイに掲げる者が望ましい。

イ　この事業は、原則、市町村の必須事業として実施するものであるため、都道府県では、市町村での対応が困難な専門性や緊急性の高い場合等に派遣を行うものとする。

ウ　平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。

（２）　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は次の点に留意すること。

事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。

なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の

設置について努めるものとする。 （３）　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業は次の点に留意すること。 事業の実施に当たり、失語症者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の失語症者の意向を踏まえ、適任者を選定する。 なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の設置について努めるものとする。	設置について努めるものとする。 （新設）

改正（案）	現行
（別記１－15） 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業実施要領 １　目的 手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 市区町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市区町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市区町村間の派遣調整を行う。 ４　留意事項 平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。	（別記15） 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 １　目的 手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市町村間の派遣調整を行う。 ３　留意事項 平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。

改正（案）	現行
（別記１－16） 広域的な支援事業実施要領 １　目的 　市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 ２　実施事業 （１）　都道府県相談支援体制整備事業 ア　目的 　都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。 イ　実施主体 　都道府県 ウ　事業内容 （ア）　地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 （イ）　地域で対応困難な事例に係る助言等 （ウ）　地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会） （エ）　広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援 （オ）　相談支援従事者のスキルアップに向けた指導 （カ）　地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関す	（別記16） 広域的な支援事業 １　目的 　市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 ２　実施事業 （１）　都道府県相談支援体制整備事業 ア　目的 　都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。 （新設） イ　事業内容 （ア）　地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 （イ）　地域で対応困難な事例に係る助言等 （ウ）　地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会） （エ）　広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援 （オ）　相談支援従事者のスキルアップに向けた指導 （カ）　地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関す

る援助等	る援助等
エ　アドバイザー	ウ　アドバイザー
（ア）　地域における相談支援体制整備について実績を有する者	（ア）　地域における相談支援体制整備について実績を有する者
（イ）　相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者	（イ）　相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
（ウ）　社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者	（ウ）　社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者
オ　留意事項	エ　留意事項
都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。	都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。
（２）　精神障害者地域生活支援広域調整等事業	（２）　精神障害者地域生活支援広域調整等事業
ア　目的	ア　目的
精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を目的とする。	精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的とする。
イ　実施主体 都道府県、特別区及び保健所を設置している市町村	（新設）
ウ　事業内容 平成２６年３月３１日障発０３３１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」の別添１及び別添２に基づき実施する事業。	イ　実施方法等 平成２６年３月３１日障発０３３１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」に基づき実施する。
エ　留意事項 別紙１の３の（２）のなお書きの規定にかかわらず、実施主体は、団体等（市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に事業の一部を委託することができるものとする。	（新設）
（３）　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	（３）　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

ア　目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第１９条の２第１項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下（３）において「協議会」という。）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図る。

イ　実施主体

都道府県及び指定都市

ウ　事業内容等

（削る）

（ア）　協議会の設置

都道府県又は指定都市に協議会を設置する。

（イ）　協議会の構成

発達障害児者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下（３）において「関係者」という。）とする。

（ウ）　事業内容

協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。

ア　目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第１９条の２第１項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下「協議会」という。）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図る。

（新設）

イ　事業内容等

（ア）　実施について

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

（イ）　協議会の設置

都道府県又は指定都市に協議会を設置する。

（ウ）　協議会の構成

発達障害児者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下「関係者」という。）とする。

（エ）　事業内容

協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。

改正（案）	現行
（別記１－17） サービス・相談支援者、指導者育成事業実施要領	（別記17） サービス・相談支援者、指導者育成事業
１　目的 障害福祉サービス又は相談支援（以下この実施要領において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。	１　目的 障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。
２　事業内容	２　事業内容
（１）　障害支援区分認定調査員等研修事業	（１）　障害支援区分認定調査員等研修事業
ア　目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。	ア　目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　実施内容	イ　実施内容
（ア）　障害支援区分認定調査員研修 市町村（特別区を含む。）職員、事業所の職員等であって、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。	（ア）　障害支援区分認定調査員研修 市町村職員、事業所の職員等であって、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。
ａ　研修内容	ａ　研修内容
（ａ）　障害支援区分に関する基本的な考え方	（ａ）　障害支援区分に関する基本的な考え方
（ｂ）　認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関す	（ｂ）　認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関す

る着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

b　研修課程

合計４時間程度以上を目安とする。

c　修了者名簿

都道府県は、修了者名簿を作成する。

（イ）　市町村審査会委員研修

法に規定する市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

a　研修内容

（ａ）　障害支援区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢

（ｂ）　障害支援区分認定基準の考え方（障害支援区分認定手続きの流れ、障害支援区分の認定基準の概念、１次判定及び２次判定の役割）等

b　研修課程

合計３時間程度以上を目安とする。

c　修了者名簿

都道府県は、修了者名簿を作成する。

（ウ）　主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

a　研修内容

（ａ）　障害支援区分に関する基本的考え方

（ｂ）　障害支援区分認定における医師意見書の役割

（ｃ）　医師意見書の具体的記載方法等

b　研修課程

る着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

b　研修課程

合計４時間程度以上を目安とする。

c　修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

（イ）　市町村審査会委員研修

法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

a　研修内容

（ａ）　障害支援区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢

（ｂ）　障害支援区分認定基準の考え方（障害支援区分認定手続きの流れ、障害支援区分の認定基準の概念、１次判定及び２次判定の役割）等

b　研修課程

合計３時間程度以上を目安とする。

c　修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

（ウ）　主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

a　研修内容

（ａ）　障害支援区分に関する基本的考え方

（ｂ）　障害支援区分認定における医師意見書の役割

（ｃ）　医師意見書の具体的記載方法等

b　研修課程

合計３時間程度以上を目安とする。	合計３時間程度以上を目安とする。
ｃ　受講者名簿	ｃ　受講者名簿
都道府県は、受講者名簿を作成する。	都道府県等は、受講者名簿を作成する。
エ　留意事項	ウ　留意事項
（ア）　法施行規則第１０条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。	（ア）　法施行規則第１０条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
（イ）　別紙１の３の（２）のなお書きの規定にかかわらず、実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても事業の全部又は一部を委託することができること。	（イ）　実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。
（２）　相談支援従事者等研修事業	（２）　相談支援従事者研修事業
ア　目的	（新設）
相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。	
イ　実施主体	（新設）
都道府県	
ウ　事業内容	ア　事業内容
（ア）　相談支援従事者研修事業	
平成１８年４月２１日障発第０４２１００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。	平成１８年４月２１日障発第０４２１００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。
（イ）　主任相談支援専門員研修事業	（新設）
平成３１年３月●日障発第●●●●●●●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「主任相談支援専門員研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。	
エ　留意事項	イ　留意事項
（ア）　相談支援従事者研修は、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２２６号）、指定	本研修は、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２７号）、指定計画相談支援の提供に当

計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２２７号）又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２２５号）に規定する相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修等であること。 なお、相談支援従事者初任者研修は、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１８条の９に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。	たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２８号）、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成２４年厚生労働省告示第２９号）に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修等であること。 なお、相談支援従事者初任者研修は、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１８条の９に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
（イ）　主任相談支援専門員研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ（１）の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成３０年厚生労働省告示第１１５号）別表及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ（１）の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成３０年厚生労働省告示第１１６号）別表に定める内容以上の研修等であること。	（新設）
（３）　サービス管理責任者研修事業	（３）　サービス管理責任者研修事業
ア　目的 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成を行うことを目的とする。	ア　目的 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　実施方法等 平成１８年８月３０日障発第０８３０００４号厚生労働省社会・援護局障	イ　実施方法等 平成１８年８月３０日障発第０８３０００４号厚生労働省社会・援護局障

害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施する。	害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施する。
（４）　居宅介護従業者等養成研修事業	（４）　居宅介護従業者等養成研修事業
ア　目的 障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。	ア　目的 障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　実施方法等 平成１３年６月２０日障発第２６３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」に基づき実施する。	イ　実施方法等 平成１３年６月２０日障発第２６３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」に基づき実施する。
（５）　身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	（５）　身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
ア　目的 相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。	ア　事業内容 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。
エ　留意事項 研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行う	イ　留意事項 研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行う

ためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。	ためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。
（６）　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	（６）　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
（削る）	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
ア　目的 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。	（新設）
（７）　精神障害関係従事者養成研修事業	（７）　精神障害関係従事者養成研修事業
ア　目的 精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とする。	ア　目的 精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とする。
イ　実施主体 都道府県及び指定都市	（新設）
ウ　事業内容 平成２６年３月３１日障発０３３１第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害関係従事者養成研修事業について」に基づき実施する事業。	イ　実施方法等 平成２６年３月３１日障発０３３１第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害関係従事者養成研修事業の実施について」に基づき実施する。

（８）　精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	（８）　精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
ア　目的 障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成することを目的とする。 イ　実施主体 都道府県及び指定都市 ウ　事業内容 平成２９年８月１日障発０８０１第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者支援の特性と技法を学ぶ研修 精神障害者支援の特性と技法を学ぶ研修事業の実施について（運営要領）」に基づき実施する研修事業	ア　目的 障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成することを目的とする。 （新設） イ　事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業
（９）　その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	（９）　その他サービス・相談支援者、指導者育成事業
（削る） ア　目的 その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、移動支援事業等に従事する者の資質向上を図ることを目的とする。 イ　実施主体 都道府県 ウ　事業内容 移動支援事業等に従事する者等の資質の向上のため実施する研修事業（（１）から（８）までに該当する事業を除く。）。	その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の資質向上を図る事業 （新設） （新設） （新設）
３　留意事項 受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。	３　留意事項 受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

改正（案）	現行
（別記１－18） 都道府県任意事業実施要領 都道府県等は、都道府県必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。	（別記18） 任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。
１　日常生活支援に関する事業	【日常生活支援】
（１）　福祉ホームの運営	（１）　福祉ホームの運営
ア　目的 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。	ア　目的 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。	イ　事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。
エ　留意事項 法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たすものである	ウ　留意事項 法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たすものである

こと。	こと。
（２）　オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練	（２）　オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
（削る）	オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。
ア　目的 オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者をいう。以下（２）において同じ。）に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。	（新設）
（３）　音声機能障害者発声訓練	（３）　音声機能障害者発声訓練
（削る）	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。
ア　目的 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、コミュニケーションの円滑化に必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して、発声訓練を行う。	（新設）

（４）　児童発達支援センター等の機能強化等

ア　目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

イ　実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

ウ　事業内容

（削る）

（削る）

基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下（４）において「対象事業所」という。）について、実施主体の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。

また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。

（ア）　基本事業

基本事業は、ａからｃのいずれかを実施する対象事業所を対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所でａからｃの複数を実

（４）　児童発達支援センター等の機能強化等

ア　目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

（新設）

イ　事業内容等

（ア）　実施について

実施主体は都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

（イ）　事業内容

基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下「対象事業所」という。）について、都道府県等の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。

また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。

ａ　基本事業

基本事業は、（ａ）から（ｃ）のいずれかを実施する対象事業所を対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所で（ａ）から

施することとしても差し支えない。

ａ　多障害等対応地域支援

対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするための人材養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

ｂ　早期専門対応地域支援

対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、従事職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

ｃ　住民相談等対応地域支援

対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

（事業例）

対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）

（イ）　選択事業

選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みと

（ｃ）の複数を実施することとしても差し支えない。

（ａ）　多障害等対応地域支援

対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするための人材養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

（ｂ）　早期専門対応地域支援

対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、従事職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

（ｃ）　住民相談等対応地域支援

対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

（事業例）

対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）

ｂ　選択事業

選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みと

して、以下のａ及びｂの中から対象事業所が選択して実施することができる。

ａ　地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

（事業例）

・　夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）

・　学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施

・　障害児の親に対する療育指導等の実施

・　乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供　等

ｂ　障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業

（事業例）

・　産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）

・　親子体験通園等の実施

・　障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修　等

（５）　矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

ア　目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ　実施主体

して、以下の（ａ）及び（ｂ）の中から対象事業所が選択して実施することができる。

（ａ）　地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

（事業例）

・　夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）

・　学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施

・　障害児の親に対する療育指導等の実施

・　乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供　等

（ｂ）　障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業

（事業例）

・　産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）

・　親子体験通園等の実施

・　障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修等

（５）　矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

ア　目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

（新設）

都道府県

ウ　事業内容

（ア）　研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

（イ）　普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して、罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

（ウ）　受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

（取組の例示）

・　受け入れ前の求人その他の体制確保

・　従事者研修の開催　等

イ　事業内容

（ア）　研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

（イ）　普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して、罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

（ウ）　受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

・　受け入れ前の求人その他の体制確保

・　従事者研修の開催　等

（６）　医療型短期入所事業所開設支援

ア　目的

医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

イ　実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

（６）　医療型短期入所事業所開設支援

ア　目的

医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

（新設）

ウ　事業内容

（削る）

（削る）

（ア）　新規開設に向けた医療機関等に対する講習等

医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。

（イ）　新規開設事業所の職員に対する研修等

新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。

例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。

（７）　障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

ア　目的

都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村（特別区を含む。）への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。

イ　実施主体

都道府県

ウ　事業内容

（ア）　支援体制の構築

新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等

（イ）　情報収集

イ　事業内容等

（ア）　実施について

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。

（イ）　事業内容

ａ　新規開設に向けた医療機関等に対する講習等

医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。

ｂ　新規開設事業所の職員に対する研修等

新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。

例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。

（７）　障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

ア　目的

都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。

（新設）

イ　事業内容等

（ア）　支援体制の構築

新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等

（イ）　情報収集

各市町村の協議会担当者、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集 （ウ）　社会資源の開発 社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等 （エ）　情報発信 ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等	各市町村の協議会担当者、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集 （ウ）　社会資源の開発 社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等 （エ）　情報発信 ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等
２　社会参加支援に関する事業 （１）　手話通訳者設置	【社会参加支援】 （１）　手話通訳者設置
（削る）	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記６）の４の（２）のアに掲げる者の設置に努めること。 なお、手話通訳者の設置が困難な公的機関においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。
ア　目的 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記１－６）の５の（２）のアに掲げる者の設置に努めること。 なお、手話通訳者の設置が困難な公的機関においては、遠隔手話通訳サー	（新設）

ビスによる実施も可能とする。	
（２）　字幕入り映像ライブラリーの提供	（２）　字幕入り映像ライブラリーの提供
（削る）	字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等に貸し出しする。なお、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。
ア　目的 聴覚障害者等に対し、字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等の貸し出しを行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等に貸し出しする。	（新設）
エ　留意事項 事業の実施に当たっては、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に努めること。	（新設）
（３）　点字・声の広報等発行	（３）　点字・声の広報等発行
（削る）	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。
ア　目的 文字による情報入手が困難な障害者等のために、地域生活を営む上で必要	（新設）

な情報を提供することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。 イ　実施主体 都道府県 ウ　事業内容 文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害に関する事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。	（新設） （新設）
（４）　点字による即時情報ネットワーク	（４）　点字による即時情報ネットワーク
（削る）	社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。 （新設） （新設） （新設）
（削る）	（５）　障害者ＩＴサポートセンター運営 障害者等の情報通信技術（ＩＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ＩＴサポートセンターを設置・運営を行う。

（削る）	（６） パソコンボランティア養成・派遣 障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。
（５） 都道府県障害者社会参加推進センター運営 （削る） ア 目的 地域における障害等の社会参加推進事業の推進を図ることにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。 イ 実施主体 都道府県 ウ 事業内容 障害者等の社会参加推進事業を行う都道府県障害者社会参加推進センターを実施主体が適当と認める障害者福祉団体に設置し、運営する。 エ 留意事項 事業の実施に当たっては、中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にするよう努めること。	（７） 都道府県障害者社会参加推進センター運営 障害者等の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。 （新設） （新設） （新設） （新設）
（６） 奉仕員養成研修 （削る）	（８） 奉仕員養成研修 聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付す

	ること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。
ア　目的 　日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 　都道府県	（新設）
ウ　事業内容 　聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施する。	（新設）
エ　留意事項 　養成研修を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。 　また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。	（新設）
（７）　レクリエーション活動等支援	（９）　レクリエーション活動等支援
（削る）	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が運動に触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。

ア　目的 　障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 　都道府県	（新設）
ウ　事業内容 　障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動に関する指導者の養成、各種レクリエーション教室や運動会等などの開催などを行い、市町村（特別区を含む。）と連携し、地域間の取組の均てん化を図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。	（新設）
（８）　芸術文化活動振興	（10）　芸術文化活動振興
（削る）	障害者等の芸術文化活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、芸術文化活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
ア　目的 　障害者等の芸術文化活動を振興することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 　都道府県	（新設）
ウ　事業内容 　実施主体が、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を広域的に提供するとともに、市町村（特別区を含む。）と連携し、	（新設）

地域間の芸術文化活動の機会の均てん化を図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。	
（９）　サービス提供者情報提供等	（11）　サービス提供者情報提供等
（削る）	障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。
ア　目的 障害者等が、遠隔地で必要なサービスを利用できるよう支援することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。	（新設）
（10）　障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業	（12）　地域における障害者自立支援機器の普及促進
ア　目的 地域において障害者等の支援機器に関して、障害者等や支援者、行政職員、その他開発企業等の関係者が連携した上で、支援機器の展示等の実施、医療福祉専門職（理学療法士・作業療法士等）による支援機器の利活用事例の普及等を図ることにより、支援機器を活用した障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。	ア　目的 地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器（ソフトウェア等含む）を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」（以下「センター」という。）を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して障害者や開発企業・取扱事業者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。
イ　実施主体 都道府県、指定都市	

イ　事業内容等

（ア）　実施について

実施主体は、都道府県、指定都市とする。

（イ）　事業内容

ａ　ニーズや地域資源把握

支援機器に関する調査や相談等による地域のニーズや地域資源の把握を行うことにより、地域の実情に応じて、センター機能の検討や連携体制の構築を図る。

ｂ　情報収集・発信、展示

新たな機器やニーズのある機器について、情報収集・発信を行うとともに、地域での普及状況を鑑みて開発企業・取扱事業者等と連携し、地域のニーズに対応できるよう、工夫のもと展示を行う。

ｃ　相談窓口の設置

障害者や家族、支援者等からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により解決を図る。

ｄ　試用・評価、フィードバック

開発企業・取扱事業者等と連携し、支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、評価・助言を行う。

開発企業・取扱事業者に対しては、当該支援機器の試用の改善点等をフィードバックする。

ｅ　情報共有、ネットワークづくり

ウ　事業内容

全体を統括するプロジェクトマネージャー（障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者）を配置し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業を実施する。

（ア）　相談窓口の設置等

障害者等や家族、支援者等から支援機器の相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により課題解決を図る。

（イ）　支援機器のニーズへの対応

支援機器に関する相談等を通して、地域のニーズや課題を把握し、支援機器についての情報収集を行うとともに、開発企業・取扱事業者等と連携し、ニーズ等への対応を行う。

また、医療福祉専門職（理学療法士・作業療法士等）による医療機関・障害福祉サービス事業所等に対する訪問等により、支援機器の利活用事例を普及する。

障害者、支援者、開発企業・取扱事業者などが一堂に会し、支援機器の活用による支援ノウハウ、地域課題、シーズ・ニーズのマッチングなどを行うための情報共有の場を提供するとともに、地域のネットワーク体制を発展させていくためのコーディネートを行う。

ｆ　人材育成

支援機器に関して機能や適応・注意点などについて研修などを行い、支援者や開発企業・取扱事業者の人材育成の場とする。

ウ　留意事項

（ア）　事業を適切に実施するため、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者を配置すること。

（イ）　プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。

（ウ）　事業実施に当たっては、情報収集及び試用品や展示品を確保するため、地域における関係機関（医療機関、取扱事業者など）との連携体制を構築すること。

（エ）　安全性の確保や衛生管理等に留意すること。

（オ）　当該事業の補助対象は、立ち上げや機能強化に対して、２年間を原則

（ウ）　地域の関係機関のネットワーク構築等

支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、医療福祉施設、更生相談所、取扱事業者等のネットワークの構築及びその紹介を行うとともに、支援機器に関する情報発信を行う。

エ　留意事項

（ア）　事業実施に当たっては、情報収集を行い、試用品や展示品等を確保するため、地域における関係機関との連携体制を構築すること。

（イ）　事業を実施する際は、地域の医療福祉施設やリハビリテーションセンター、各都道府県等の医療福祉専門職等の職能団体、既存の介護分野の取組等の社会資源を活用しても差し支えない。

（ウ）　専門的知見を有する機関への委託または補助を可能とする。

（エ）　本事業で把握した情報（ニーズ、課題、地域資源等）は、別途報告を求めることがあるため、その記録を保存しておくこと。また、国が実施する障害者自立支援機器等開発促進事業との連携をお願いすることがある。

（削る）

	とする。
（削る）	（カ）　専門的知見を有する外部機関（リハビリテーションセンター等）への委託を可とする。
（削る）	（13）　視覚障害者用地域情報提供
	ア　実施について 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。
	イ　事業内容 視覚障害者等の情報アクセシビリティの向上を図るため、ＩＴを活用した情報支援やインフォーマルサービスの強化など、視覚障害者情報提供施設を活用して以下の事業を行う。
	（ア）　サピエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用した地域生活情報の提供
	（イ）　ＩＴ機器の利用支援及び利用促進・普及
	ウ　留意事項 地域の社会資源を有効に活用するためのコーディネーターを設置するなど、効率的な事業実施に努めること。
（11）　企業ＣＳＲ連携促進	（14）　企業ＣＳＲ連携促進
ア　目的 障害者福祉サービス事業所等のニーズと企業によるＣＳＲ活動とのマッチングを行うとともに、関係情報を共有・発信することにより、障害者福祉の増進と企業ＣＳＲの認知向上を図る。	ア　目的 障害者福祉サービス事業所等のニーズと企業によるＣＳＲ活動とのマッチングを行うとともに、関係情報を共有・発信することにより、障害者福祉の増進と企業ＣＳＲの認知向上を図る。
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容	イ　事業内容

（ア）　情報を共有しマッチングを図る場（プラットフォーム）の設置 都道府県社会福祉協議会、経済団体、ＮＰＯ法人等において、民間企業、障害福祉サービス事業所、障害者団体等を構成員とするプラットフォームを設置する。 （イ）　情報の収集・把握及びマッチングの実施 プラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所、障害者団体等のニーズ（人材、資金、運営支援等）と、企業ＣＳＲ（ボランティアの派遣、寄付、運営ノウハウの提供等）を収集・把握するとともに、双方のマッチングを行う。 （ウ）　関係情報の共有・発信 コーディネーターが収集・把握したニーズや企業ＣＳＲ情報、それらのマッチング事例等を共有・発信する。 （エ）　その他、事業の推進に効果的な取組	（ア）　情報を共有しマッチングを図る場（プラットフォーム）の設置 都道府県社会福祉協議会、経済団体、ＮＰＯ法人等において、民間企業、障害福祉サービス事業所、障害者団体等を構成員とするプラットフォームを設置する。 （イ）　情報の収集・把握及びマッチングの実施 プラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所、障害者団体等のニーズ（人材、資金、運営支援等）と、企業ＣＳＲ（ボランティアの派遣、寄付、運営ノウハウの提供等）を収集・把握するとともに、双方のマッチングを行う。 （ウ）　関係情報の共有・発信 コーディネーターが収集・把握したニーズや企業ＣＳＲ情報、それらのマッチング事例等を共有・発信する。 （エ）　その他、事業の推進に効果的な取組
３　就業・就労支援に関する事業 （１）　盲人ホームの運営	【就業・就労支援】 （１）　盲人ホームの運営
（削る）	昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業
ア　目的 視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより、視覚障害者の就業・就労促進を図り、もって視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	（新設）
イ　実施主体 都道府県	（新設）
ウ　事業内容 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業を実施する。	（新設）

（ア）　基礎的事業

昭和３７年２月２７日社発第１０９号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

（イ）　盲人ホームＡ型事業

（ア）の事業に加え、次のａからｃまでに掲げる事業の全て又はいずれかを実施する事業

ａ　特別支援学校連携等事業

卒業後の一定期間、実務的な臨床研修を経験する機関として活用を図るなど、特別支援学校（盲学校）との連携強化に取り組む事業

ｂ　技術支援・生活支援事業

地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する視覚障害者等に対する技術支援・生活支援を行う事業（あはき技術の向上、歩行・調理・接遇等の生活訓練等）

ｃ　就業促進等事業

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、幅広く就労に関する情報を提供するなどして就労先を積極的に開拓する事業

（２）　重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

ア　目的

身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ　実施主体

都道府県

ウ　事業内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、

（２）　重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

ア　目的

身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

（新設）

イ　事業内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、

在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。 　なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。	在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。 　なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。
（３）　一般就労移行等促進	（３）　一般就労移行等促進
ア　目的 　一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援を実施することにより、一般就労及び就労定着について、さらなる促進を図ることを目的とする。 イ　実施主体 　都道府県 ウ　事業内容 （ア）　働く障害者のための交流拠点支援 　就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日に集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。 （イ）　地域連携の促進 　各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけるための取組を支援する。	ア　目的 　一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援を実施することにより、一般就労及び就労定着について、さらなる促進を図ることを目的とする。 （新設） イ　事業内容 （ア）　働く障害者のための交流拠点支援 　就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日に集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。 （イ）　地域連携の促進 　各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけるための取組を支援する。
（４）　障害者就業・生活支援センター体制強化等	（４）　障害者就業・生活支援センター体制強化等

ア　目的 　地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。 イ　実施主体 　都道府県 ウ　事業内容 　障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 　また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。	ア　目的 　地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。 （新設） イ　事業内容 　障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 　また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
4　重度障害者に係る市町村特別支援	【重度障害者に係る市町村特別支援】
（1）　目的 　訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。 （2）　実施主体 　都道府県 （3）　事業内容 ア　以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。 （ア）　訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合	1　目的 　訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。 （新設） 2　事業内容 （1）　以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。 ア　訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が

が１０％を超える場合 （イ）　訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合 イ　助成する額の範囲について（ア）に掲げる人数に（イ）の額を乗じた金額の一定割合とする。 （ア）　該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（１０％程度）を乗じて得た数を控除した数 （イ）　重度訪問介護の障害支援区分４、５、６の国庫負担基準額の平均間差程度	１０％を超える場合 イ　訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合 （２）　助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。 ア　該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（１０％程度）を乗じて得た数を控除した数 イ　重度訪問介護の障害支援区分４、５、６の国庫負担基準額の平均間差程度

改正（案）	現行
（別記１－19） 特別支援事業実施要領 １　目的 地域における必須事業の実施の推進及び充実を図り、障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ２　実施主体 都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ３　事業内容 事業の実施が遅れている必須事業の促進を図るための事業又は地域における必須事業に係る実施水準の格差是正を図るために必要となる事業として別に定めるところにより実施する事業。 ４　留意事項 特別支援事業に該当する事業は、３に掲げる事業のうち、別に定めるところにより厚生労働省に協議を行い、その承認を得た事業であること。	（別記19） 特別支援事業 １　目的 必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 別に定めるところにより実施する事業。 （新設）

（資料１－４）

地域生活支援促進事業実施要綱の平成 31 年度改正について（案）

○「地域生活支援事業等の実施について」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」新旧対照表（案）【平成３１年４月１日適用】

※傍線の部分は改正部分（青字は形式的改正）

改正（案）	現行
別紙２ 地域生活支援促進事業実施要綱 １　目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本通知の別紙１の地域生活支援事業実施要綱（以下単に「地域生活支援事業実施要綱」という。）で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ２　実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等、４に定める各事業の実施要領による。 （削る）	別紙２ 地域生活支援促進事業実施要綱 １　目的 障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ２　実施主体 （１）　市町村地域生活支援促進事業 市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。 ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるも

のとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援促進事業の一部を実施することができるものとする。

（削る）

（２）　都道府県地域生活支援促進事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業、医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業及び発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業は指定都市を含み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

（削る）

３　事業内容

（１）　市町村地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業を行うことができる。

ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（別記１）

イ　障害者虐待防止対策支援事業　（別記２）

ウ　成年後見制度普及啓発事業　（別記３）

エ　発達障害児者及び家族等支援事業　（別記４）

オ　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業　（別記５）

（２）　都道府県地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業（力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業並びにシ、セ、ソ、タ、ツ及びナに限る）に対し補助する事業を行うことができる。

ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（別記６）

イ　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（別記７）

ウ　発達障害者支援体制整備事業　（別記８）

エ　障害者虐待防止対策支援事業　（別記９）

オ　障害者就業・生活支援センター事業　（別記 10）

カ　工賃向上計画支援等事業　（別記 11）

キ　就労移行等連携調整事業　（別記 12）

ク　障害者芸術・文化祭開催事業　（別記 13）

ケ　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（別記 14）

コ　医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（別記 15）

サ　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）　（別記 16,16-2）

シ　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（別記 17）

ス　成年後見制度普及啓発事業　（別記 18）

セ　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 19）

ソ　薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 20）

タ　ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 21）

チ　「心のバリアフリー」推進事業　（別記 22）

３　事業の種類

（１）　都道府県地域生活支援促進事業

実施主体は、次のアからネまでに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

ア　発達障害児者支援地域生活支援モデル事業

発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行うモデル事業。

イ　かかりつけ医等発達障害対応力向上事業

かかりつけ医等の医療従事者に対して発達障害への対応力を向上するための研修を実施する事業。

ウ　発達障害者支援体制整備事業

発達障害者に対する地域支援機能の強化等を実施する事業。

ツ　身体障害者補助犬育成促進事業　（別記 23）

テ　発達障害児者及び家族等支援事業　（別記 24）

ト　発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業　（別記 25）

ナ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業　（別記 26）

（３）　特別促進事業

（１）及び（２）に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記 27）

（新設）

エ　障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や関係機関等との連携協力体制の整備等を図る事業。

オ　障害者就業・生活支援センター事業

就職や職場への定着が困難な障害者の生活上の相談等に応じるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う事業。

カ　工賃向上計画支援等事業

（ア）　基本事業

就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援を行う事業。

（イ）　特別事業

ａ　共同受注窓口による情報提供体制の整備、農福連携マルシェの開催や障害者就労支援施設等へ農業に関する専門家派遣等を行う事業。

ｂ　在宅障害者に対するＩＣＴを活用した就業支援体制を構築するモデル事業。

ｃ　社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施するｂに掲げる事業に対し補助する事業。

キ　就労移行等連携調整事業

特別支援学校の卒業生等の就労可能な障害者について、能力に応じた就労の場への移行を支援する事業。

ク　障害者芸術・文化祭開催事業

障害者芸術・文化祭を開催する事業。

ケ　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

障害者芸術・文化祭と連携、連動して、障害者の芸術・文化祭等をサテラ

イトで開催する事業。

コ　医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児等への支援について、地方自治体の体制整備及び医療的ケア児等とその家族に対する支援を実施する事業。

サ　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実地研修）

（ア）　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業

強度行動障害を有する者等に対する適切な支援を行う人材を育成する事業。

（イ）　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援計画を作成することが可能な人材を育成する事業。

シ　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

（ア）　障害福祉従事者が研修を受講している期間中の代替要員確保のための支援を行う事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

ス　成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図る事業。

セ　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

（ア）　アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

ソ　薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

（ア）　薬物依存症に関する問題の改善に取り組む事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

タ　ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

（ア）　ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

チ　「心のバリアフリー」推進事業

「心のバリアフリー」を広めるための取組を行う事業。

ツ　身体障害者補助犬育成促進事業

（ア）　身体障害者補助犬の育成や育成計画の作成、地域における理解促進のための研修及び広報等の取組を行う事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

テ　発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者及びその家族に対するピアサポート等の支援を実施する事業。

ト　発達障害診断待機解消事業

発達障害の診断を解消するために地域のネットワーク構築やアセスメント力を向上させる事業

ナ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

（ア）　精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

ニ　地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業

地域生活支援事業の効果的実施を図るための実態把握等を行う事業。

ヌ　障害者ＩＣＴサポート総合推進事業

障害者のＩＣＴの利用及び活用の機会の充実を図る事業。

ネ　意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

意思疎通支援に従事する者のスキルアップ等を図る事業。

（２）　市町村地域生活支援促進事業

実施主体は、次のアからキまでに掲げる事業を実施することができるもの

とする。

なお、実施に当たっては事業の実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア　発達障害児者支援地域生活支援モデル事業

発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行うモデル事業。

イ　障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図る事業。

ウ　医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児等への支援について、地方自治体の体制整備及び医療的ケア児等とその家族に対する支援を実施する事業。

エ　成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図る事業。

オ　発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者及びその家族に対するピアサポート等の支援を実施する事業。

カ　地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業

地域生活支援事業の効果的実施を図るための実態把握等を実施する事業。

キ　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する事業。

（３）　特別促進事業

実施主体は、（１）及び（２）に掲げる事業のほか、予め厚生労働省に協議

の上、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア　特別促進事業

（ア）　地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るため、実施主体が目標及び実施計画を定めて実施する日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援に関する事業のうち、厚生労働省が特に重要と認める事業。

（イ）　社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

４　事業の実施

各事業の実施は、事業ごとに定める次に掲げる実施要領による。

（１）　都道府県地域生活支援促進事業

ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業実施要領（別記２－１）

イ　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要領（別記２－２）

ウ　発達障害者支援体制整備事業実施要領（別記２－３）

エ　障害者虐待防止対策支援事業実施要領（別記２－４）

オ　障害者就業・生活支援センター事業実施要領（別記２－５）

カ　工賃向上計画支援等事業実施要領（別記２－６）

キ　就労移行等連携調整事業実施要領（別記２－７）

ク　障害者芸術・文化祭開催事業実施要領（別記２－８）

ケ　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業実施要領（別記２－９）

コ　医療的ケア児等総合支援事業実施要領（別記２－10）

サ　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）実施要領（別記２－11）

シ　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業実施要領（別記２－12）

ス　成年後見制度普及啓発事業実施要領（別記２－13）

セ　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業実施要領（別記２－14）

ソ　薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業実施要領（別記２－15）

タ　ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業実施要領（別記２－16）

チ　「心のバリアフリー」推進事業実施要領（別記２－17）

ツ　身体障害者補助犬育成促進事業実施要領（別記２－18）

テ　発達障害児者及び家族等支援事業実施要領（別記２－19）

ト　発達障害診断待機解消事業実施要領（別記２－20）

ナ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領（別記２－21）

ニ　地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業実施要領（別記２－22）

ヌ　障害者ＩＣＴサポート総合推進事業実施要領（別記２－23）

ネ　意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領（別記２－24）

（２）　市町村地域生活支援促進事業

ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業実施要領（別記２－１）

イ　障害者虐待防止対策支援事業実施要領（別記２－４）

ウ　医療的ケア児等総合支援事業実施要領（別記２－10）

エ　成年後見制度普及啓発事業実施要領（別記２－13）

オ　発達障害児者及び家族等支援事業実施要領（別記２－19）

カ　地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事

業実施要領（別記２－22） キ　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要領（別記２－25） （３）　特別促進事業（別記２－26）	
５　利用者負担 実施主体の判断によるものとする。	４　利用者負担 実施主体の判断によるものとする。
６　国の補助 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。	５　国の補助 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。
７　留意事項 （１）　市町村及び都道府県は、地域生活支援促進事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けるよう努めること。 （２）　障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。 （３）　本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。 （４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。 ア　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業 イ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業	６　留意事項 （１）　市町村及び都道府県は、地域生活支援促進事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けるよう努めること。 （２）　障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。 （３）　本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。 （４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。 ア　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業 イ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

改正（案）	現行
（別記２－１） 発達障害児者地域生活支援モデル事業実施要領 １　目的 　発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。 ２　実施主体 　都道府県、市町村及び特別区 ３　事業内容 　平成２６年５月７日付障発０５０７第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。 （削る）	（別記６） 発達障害児者地域生活支援モデル事業 １　目的 　発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 　平成２６年５月７日付障発０５０７第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。 （別記１） 発達障害児者地域生活支援モデル事業 １　目的 　発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。

	２　事業内容 　平成２６年５月７日付障発０５０７第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。

改正（案）	現行
（別記２－２） かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要領 １　目的 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県及び指定都市 ３　事業内容 平成２８年３月３０日障発０３３０第１６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」に基づき実施する。	（別記７） かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 １　目的 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 平成２８年３月３０日障発０３３０第１６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」に基づき実施する。

改正（案）	現行
（別記２－３） 発達障害者支援体制整備事業実施要領	（別記８） 発達障害者支援体制整備事業
１　目的 発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図ることを目的とする。	１　目的 発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行うことを目的とする。
２　実施主体 都道府県及び指定都市	（新設）
３　事業内容 （削る）	２　事業内容等 （１）　実施について 以下の（２）及び（３）に定める各支援事業の実施主体は都道府県等とする。
（削る）	（２）　地域支援体制サポート
住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図るため、次に掲げる事業（地域支援体制サポート）を実施する。	ア　目的 住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。
（削る）	イ　事業の内容
（１）　発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等	（ア）　発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等

ア　発達障害者地域支援マネジャーの配置等

発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」（以下この実施要領において「マネジャー」という。）を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。

また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。

イ　マネジャーの業務

マネジャーは、以下の業務を行うものとする。

（ア）　市町村支援

マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村の支援体制の整備に必要な助言等を行う。

（イ）　事業所等支援

マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言等を行う。

（ウ）　医療機関との連携

マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。

ⅰ　発達障害者地域支援マネジャーの配置等

発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」（以下「マネジャー」という。）を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。

また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。

ⅱ　マネジャーの業務

マネジャーは、以下の業務を行うものとする。

（ⅰ）　市町村支援

マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村の支援体制の整備に必要な助言等を行う。

（ⅱ）　事業所等支援

マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言等を行う。

（ⅲ）　医療機関との連携

マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。

ウ　マネジャーとなる者 マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。 また、発達障害児者支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。	iii　マネジャーとなる者 マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。 また、発達障害児者支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。
（２）　住民の理解の促進 発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。 なお、地域生活支援事業実施要綱３の（１）の（ア）の「理解促進研修・啓発事業」及び（イ）の「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。	（イ）　住民の理解の促進 発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。 なお、本通知（別記１）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記２）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。
（３）　市町村（特別区を含む。）、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。	（ウ）　市町村、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。
（４）　個別支援ファイル等の情報 医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライフステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村（特別区を含む。）へ個別支援ファイル等の活用を促す。	（エ）　個別支援ファイル等の情報 医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライフステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村へ個別支援ファイル等の活用を促す。

改正（案）	現行
（別記２－４） 障害者虐待防止対策支援事業実施要領 １　目的 障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ３　事業内容 （１）　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備（専門性の高い職員の配置、虐待を受けた障害者の居宅訪問等） （２）　地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備 （３）　市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修 （４）　障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業 （５）　その他障害者虐待防止に資する事業 ４　留意事項 （１）　都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や	（別記９） 障害者虐待防止対策支援事業 １　目的 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。 ２　事業内容 （１）　虐待時の対応のための体制整備 （２）　障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 （３）　専門性の強化 （４）　連携協力体制の整備 （５）　普及啓発 ３　留意事項 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府

都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行うこと。また、管内市町村障害者虐待防止センターとの連携強化に努めること。

（２）　市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。また、都道府県障害者権利擁護センターとの連携や、他の市町村障害者虐待防止センターとの相互協力に努めること。

（削る）

県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

（新設）

（別記２）

障害者虐待防止対策支援事業

１　目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。

２　事業内容

（１）　虐待時の対応のための体制整備

（２）　障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

（３）　専門性の強化

（４）　連携協力体制の整備

（５）　普及啓発

３　留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用

	について検討すること。

改正（案）	現行
（別記２－５） 障害者就業・生活支援センター事業実施要領 １　目的 　障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。 　このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。 ２　実施主体 　都道府県 ３　事業内容 　平成１４年５月７日職高発第０５０７００４号・障発第０５０７００３号厚生労働省職業安定局雇用開発部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙３」に基づき実施する。 （削る）	（別記 10） 障害者就業・生活支援センター事業 １　目的 　障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。 　このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。 （新設） ２　事業内容 　平成１４年５月７日職高発第０５０７００４号・障発第０５０７００３号厚生労働省職業安定局雇用開発部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙３」に基づき実施する。 ３　実施主体 　都道府県

改正（案）	現行
（別記２－６） 工賃向上計画支援等事業実施要領 １　目的 障害者が地域で自立した生活を送るためには、一般就労に向けた支援や就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃水準等が向上するよう支援していくことが重要である。 このため、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 平成２４年４月１１日障発０４１１第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援等事業の実施について」に基づき実施する。 （削る）	（別記 11） 工賃向上計画支援等事業 １　目的 障害者が地域で自立した生活を送るためには、一般就労に向けた支援や就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃水準等が向上するよう支援していくことが重要である。 このため、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。 （新設） ２　事業内容 平成２４年４月１１日障発０４１１第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援等事業の実施について」に基づき実施する。 ３　実施主体 都道府県

改正（案）	現行
（別記２－７） 就労移行等連携調整事業実施要領 １　目的 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行っていくことが重要である。 このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 平成２７年４月９日障発０４０９第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「就労移行等連携調整事業の実施について」に基づき実施する。 （削る）	（別記 12） 就労移行等連携調整事業 １　目的 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行っていくことが重要である。 このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。 （新設） ２　事業内容 平成２７年４月９日障発０４０９第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「就労移行等連携調整事業の実施について」に基づき実施する。 ３　実施主体 都道府県

改正（案）	現行
（別記２－８） 障害者芸術・文化祭開催事業実施要領	（別記13） 障害者芸術・文化祭開催事業
１　目的 障害者芸術・文化祭（平成１３年５月３１日付障発第２４１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいい、以下この実施要領において「芸術・文化祭」という。）を開催することにより、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	１　目的 障害者芸術・文化祭（以下「芸術・文化祭」という。）は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。
２　実施主体 当該年度における芸術・文化祭の開催地である都道府県（以下この実施要領において「開催地都道府県」という。）	（新設）
３　主催 （１）　芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。 （２）　必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。	２　主催 （１）　芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。 （２）　必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。
４　都道府県実行委員会 （１）　開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。	３　都道府県実行委員会 （１）　開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。

（２）　実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。	（２）　実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。
５　開催地等 （１）　芸術・文化祭は、毎年１回、秋季（概ね１０月～１２月の間）に開催する。 （２）　芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。 （削る）	４　開催地等 （１）　芸術・文化祭は、毎年１回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催する。 （２）　芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。 （３）　芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね1週間以内とする。
６　事業内容 （１）　芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。 （２）　開催地都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域で障害者の芸術・文化活動の推進を目的としてサテライト開催される芸術・文化祭等と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。	５　事業内容 （１）　芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。 （２）　開催地都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。
７　実施要綱 毎年の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、平成１３年５月３１日付障発第２４１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に則り、概ね開催１年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議してこれを決定する。	６　実施要綱 毎年の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、開催要綱（平成 13 年 5 月 31 日付障発第 241 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則り、概ね開催１年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議してこれを決定する。
８　留意事項 芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。	７　留意事項 芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。

改正（案）	現行
（別記２－９） 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業実施要領	（別記14） 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
１　目的 ２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラム等の推進に資するよう、障害者による芸術・文化活動の全国における裾野の拡大や芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。	１　目的 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。
２　実施主体 都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭（平成１３年５月３１日付障発第２４１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいう。以下この実施要領において同じ。）の開催地である都道府県を除く。）	２　実施主体 都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く）
３　事業内容 （１）　サテライト型障害者芸術・文化祭等（障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示会、舞台公演又はフェスティバル等をいう。以下この実施要領において同じ。）を開催する。 （２）　サテライト型障害者芸術・文化祭等は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。	３　事業内容 （１）　毎年度実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。 （２）　対象とする分野は、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。
４　留意事項	４　留意事項

（１）　サテライト型障害者芸術・文化祭等の開催期間は、休日等を含んで概ね２日以上とする。 （２）　サテライト型障害者芸術・文化祭等の開催に当たっては、外部の専門家や地域の有識者等の意見を取り入れるための仕組みとして実行委員会等を組織し、地域のニーズの把握や効果的な企画の立案等を行うこと。 （３）　障害者芸術・文化祭の開催地である都道府県に配置するコーディネーター等との連携を図ること。 （４）　障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。	（１）　芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね２日以上とする。 （２）　開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。 （３）　全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。 （４）　障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

改正（案）	現行
（別記２－10） 医療的ケア児等総合支援事業実施要領	（別記15） 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業
１　目的 人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下この実施要領において「医療的ケア児」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。	１　目的 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。
２　実施主体 都道府県及び市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	（新設）
３　事業内容 平成３１年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に基づき実施する。	（新設）
（削る）	２　事業内容等 （１）　実施について 実施主体は、都道府県及び指定都市とする。 （２）　事業内容 ア　医療的ケア児等を支援する人材の養成 地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等にお

	いて医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。 研修については、別途示す運営要領等に基づき実施すること。 イ　協議の場の設置 地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。 協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。 （３）　留意事項 研修修了者については、研修修了証の発行及び研修修了者の名簿作成により管理を行うこと。 また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の活用状況の把握に努めること。

改正（案）	現行
（別記２－11） 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）実施要領 １　目的 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員並びに適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 （１）　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 平成２９年８月３日障発０８０３第１号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（以下この実施要領において「運営要領」という。）に基づき強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施する事業。 （２）　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 運営要領に基づき強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施する事業。 （削る）	（別記16） 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 １　目的 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業 （別記16-2） 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 １　目的

	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。 ２　事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業

改正（案）	現行
（別記２－12） 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業実施要領 １　目的 障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行うことを目的とする。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 平成２９年８月１日障発０８０１第４号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施について（運営要領）」に基づき実施する研修事業に参加する際の研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行う。	（別記17） 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 １　目的 障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行うことを目的とする。 ２　事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業に参加する際の研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行う。

改正（案）	現行
（別記２－13） 成年後見制度普及啓発事業実施要領 １　目的 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ３　事業内容 成年後見制度の利用促進のため、以下の事業を通じて普及啓発を行う。 （１）　研修会等の開催 （２）　パンフレット・ポスター等の作成 （３）　障害者の「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用する方法の啓発 （４）　その他成年後見制度普及啓発に資する事業 （削る）	（別記18） 成年後見制度普及啓発事業 １　目的 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 （削る） ２　事業内容 成年後見制度の利用促進のため、以下の事業を通じて普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。） （１）　研修会等の開催 （２）　パンフレット・ポスター等の作成 （新設） （別記３） 成年後見制度普及啓発事業

	１　目的 　成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 ２　事業内容 　成年後見制度の利用促進のため、以下の事業を通じて普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。） （１）　研修会等の開催 （２）　パンフレット・ポスター等の作成

改正（案）	現行
（別記２―14） アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業実施要領	（別記19） アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
１　目的 アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題（以下この実施要領において「アルコール関連問題」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。	１　目的 アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題（以下「アルコール関連問題」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。
２　実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区	２　実施主体 都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体
（削る）	３　対象者 アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、アルコール関連問題を抱える当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙２の別記18または別記19の対象とする。
３　事業内容 （１）　ミーティング活動 アルコール関連問題を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。	４　事業内容 （１）　ミーティング活動 アルコール関連問題を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。

（例：ミーティング会場の提供、専門スタッフの派遣による技術支援など） （２）　情報提供 アルコール関連問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 アルコール関連問題に関する普及啓発活動を支援する。 （例：アルコール関連問題の理解を促進する刊行物発行の費用支援など） （４）　相談活動 アルコール関連問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術向上に向けた支援、相談活動の会場の提供、家族教室等への支援など）	（例：ミーティング会場の提供など） （２）　情報提供 アルコール関連問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 アルコール関連問題に関するの普及啓発活動を支援する。 （例：アルコール関連問題の理解を促進する刊行物出版の費用援助など） （４）　相談活動 アルコール関連問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など）
４　対象者 アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、アルコール関連問題を抱える当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、（別記２―15）又は（別記２―16）に定める事業の対象とする。	（新設）

改正（案）	現行
（別記２―15） 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業実施要領	（別記20） 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
１　目的 薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。	１　目的 薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。
２　実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区	２　実施主体 都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体
（削る）	３　対象者 薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、薬物依存症を抱える者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　アルコール依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙２の別記17または別記19の対象とする。
３　事業内容 （１）　ミーティング活動 薬物依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。 （例：ミーティング会場の提供、専門スタッフの派遣による技術支援など） （２）　情報提供	４　事業内容 （１）　ミーティング活動 薬物依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。 （例：ミーティング会場の提供など） （２）　情報提供

薬物依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 薬物依存症に関する普及啓発活動を支援する。 （例：薬物依存症の理解を促進する刊行物発行の費用支援など） （４）　相談活動 薬物依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術向上に向けた支援、相談活動の会場の提供、家族教室等への支援など）	薬物依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 薬物依存症に関する普及啓発活動を支援する。 （例：薬物依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など） （４）　相談活動 薬物依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など）
４　対象者 薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、薬物依存症に関する問題を抱える当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　アルコール依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、（別記２―14）又は（別記２―16）に定める事業の対象とする。	（新設）

改正（案）	現行
（別記２－16） ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業実施要領	（別記21） ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
１　目的 ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。 （注）　「ギャンブル等」には、パチンコ・パチスロなどの遊技を含む。	１　目的 ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。 （注）　「ギャンブル等」には、パチンコ・パチスロなどの遊技を含む。
２　実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区	２　実施主体 都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体
（削る）	３　対象者 ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　アルコール依存症、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙２の別記17または別記18の対象とする。
３　事業内容 （１）　ミーティング活動 ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。 （例：ミーティング会場の提供、専門スタッフの派遣による技術支援など）	４　事業内容 （１）　ミーティング活動 ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。 （例：ミーティング会場の提供など）

（２）　情報提供 ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を支援する。 （例：ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用支援など） （４）　相談活動 ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術向上に向けた支援、相談活動の会場の提供、家族教室等への支援など）	（２）　情報提供 ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。 （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など） （３）　普及啓発活動 ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を支援する。 （例：ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など） （４）　相談活動 ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。 （例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など）
４　対象者 ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体 （注１）　民間団体には、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。 （注２）　アルコール依存症、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、（別記２―14）又は（別記２―15）に定める事業の対象とする。	（新設）

改正（案）	現行
（別記２－17） 「心のバリアフリー」推進事業実施要領	（別記22） 「心のバリアフリー」推進事業
１　目的 「心のバリアフリー」（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。以下この実施要領において同じ。）を広めるための広域的な取組を行うことにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。	１　目的 管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。以下、この実施要綱において同じ。）を広めるための取組を行う。
２　実施主体 都道府県	（新設）
３　事業内容 「心のバリアフリー」を広めることを目的として、管内の複数の市町村（特別区を含む。以下この実施要領において同じ。）の障害者等、その家族及び地域住民を対象に実施する次に掲げる事業。 （１）　広域的な広報活動・メディア展開 （事業例） ・　行政機関等のホームページに「心のバリアフリー」に関する情報（パンフレット、ガイドブック、マニュアル、教材、動画等）を掲載 ・　公共交通機関等、多数の地域住民が訪れる場所でのポスターの掲示 ・　新聞、テレビ、ラジオ、インターネットを活用した広報　　等 （２）　広域的な展開を伴うイベント等の開催	２　事業内容 （１）　管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整 （２）　管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取

（事業例） ・　障害者等と地域住民との対話型シンポジウムや住民参加型ワークショップの開催 ・　管内の地域住民を対象とした障害者等の日常生活上の困りごとや、そうした場面における支援（声掛けを含む。）手法を学ぶための研修会・講習会の開催 ・　障害者等と地域住民との交流イベントの開催　　等	組との広域的な連携
（３）　「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発 （事業例） ・　外見からは障害があることがわかりづらい方が周囲に支援を求めるために有効となる携帯可能なマークやカード等の広報、製作、頒布 ・　障害者等に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことのできる地域住民の養成及び当該地域住民が一見してそれとわかるためのツールの広報、製作、頒布　　等	（３）　心のバリアフリーを広めるための取組
（削る）	３　実施主体 都道府県
４　留意事項 （１）　事業の実施に当たっては、管内の市町村等が実施する地域生活支援事業実施要綱の３の（１）の（ア）の理解促進研修・啓発事業及び（イ）の自発的活動支援事業との連携を図り、広域的な事業展開に努めること。 （２）　本事業は、障害者等と地域住民との心のバリアを除去するための広域的な取組を実施するものであり、「心のバリアフリー」を広めることを最終的な目的とした事業であっても、次に該当するものは対象とならない。 ア　一の団体等が当該団体等の会員等を主たる対象として実施する事業など、	（新設）

その対象や効果を及ぼす範囲が限定的であるもの。 イ　障害者等への日常生活上の支援、相談対応等又は障害福祉従事者の資質向上等が主たる内容である事業など、その効果が間接的であるもの。 ウ　事業が一の市町村の区域内でのみ行われるもの。	

改正（案）	現行
（別記２－18） 身体障害者補助犬育成促進事業実施要領 １　目的 身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬（以下この実施要領において「補助犬」という。）の育成を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。 ２　実施主体 都道府県 ３　事業内容 実施主体は、次の（１）から（３）までに掲げる事業の全て又はいずれかを実施するものとする。 （１）　補助犬の育成 補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成１４年厚生労働省令第１２７号）第１条（第４項を除く。）、第２条（第４項を除く。）及び第３条（第４項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。 なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第１６条第１項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。 （２）　育成計画の作成 実施主体は、次に掲げる事業を実施し、補助犬の育成計画を作成する。	（別記23） 身体障害者補助犬育成促進事業 １　目的 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を補助する。 加えて、地域における普及促進や必要とする利用希望者などの把握を踏まえた育成計画の作成、需要と供給の調整を行う体制を構築するための経費を補助し、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。 （新設） ２　事業内容 （ア）　理解促進、普及・啓発 市町村や地域住民、不特定かつ多数の人が利用する民間施設等の理解促進を図るための研修会等の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。 ※　関係団体やユーザーとの連携を図ること。 （イ）　育成計画の作成

また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア　補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。

イ　供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

（３）　理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

（事業例）

・　地域住民等を対象とした補助犬に関する普及・啓発イベント等の開催

・　不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者等に対する補助犬ユーザーが補助犬を同伴する際の対応に関する講習会等の開催

・　補助犬の使用を希望している者等に対する補助犬の管理及び取扱方法等に関する研修会の開催

・　補助犬の普及に資するポスターやパンフレット等の広報ツールの作成・配付　　等

４　留意事項

（１）　本事業の実施に当たっては、障害者団体、訓練事業者その他必要と認められる関係者との連携を図ること。

（２）　３の（１）及び（２）の事業については、盲導犬、介助犬及び聴導犬の全て

ａ　ニーズ並びに供給体制の把握

各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握

※　障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞くこと

ｂ　他県との連携体制の構築

育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等

※　あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。

（ウ）　補助犬の育成

マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。

３　実施主体

都道府県

について実施することが望ましい。 （３） ３の（１）の事業について、補助犬を使用するための訓練を希望する障害者の選定を行う場合は、障害等の状況や生活環境などを十分に確認することにより、訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われるかどうか、慎重に検討を行うこと。その際、訓練事業者による補助犬を希望する障害者との面接等を通じて得られた、訓練実施の見込み等を参考とすることが望ましい。 （４） 実際の訓練を行う訓練事業者の選定に当たっては、訓練を希望する障害者の意向を踏まえつつも、当該訓練事業者の補助犬に関する訓練・認定実績等を確認することなどにより、適切な事業者の選定に留意されたい。	

改正（案）	現行
（別記２－19） 発達障害児者及び家族等支援事業実施要領 １　目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 ２　実施主体 都道府県、市町村、特別区 ３　事業内容 平成３０年４月９日障発０４０９第８号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。 （削る）	（別記24） 発達障害児者及び家族等支援事業 １　目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 （新設） ２　事業内容 平成30年４月９日障発０４０９第８号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。 （別記４） 発達障害児者及び家族等支援事業 １　目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

	２　事業内容 平成30年４月９日障発０４０９第８号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。

改正（案）	現行
（別記２－20） 発達障害診断待機解消事業実施要領 １　目的 地域における発達障害の診断待機を解消するため、発達障害のアセスメントの強化を行う「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び専門的な医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を行う「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施することで、発達障害を早期に診断する体制を確保する。 ２　実施主体 都道府県及び指定都市 ３　事業内容 平成３１年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害診断待機解消事業の実施について」に基づき実施する。	（別記25） 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 １　目的 地域における円滑な発達障害の診療体制を構築するため、専門的な医機関を中心とした医療のネットワークを構築し、中心となった医療機関は、医療関係者に向けた研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。 ２　事業内容 平成30年４月９日障発０４０９第９号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について」に基づき実施する。

改正（案）	現行
（別記２－21） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領 １　目的 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。 このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。 ２　実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区（以下この実施要領において「都道府県等」という。） ３　事業内容等	（別記25） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 １　目的 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。 このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。 ２　実施主体 都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市（以下この実施要綱において「都道府県等」という。） ３　事業内容等

（１）　保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域を原則とする。）において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

（ア）　協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。

ａ　都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員

ｂ　都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員

ｃ　市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員

ｄ　保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等

ｅ　医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等

ｆ　福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等

ｇ　その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等

（イ）　協議の場における協議内容について

協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

（協議内容の例）

（１）　保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域を原則とする。）において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

（ア）　協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。

ａ　都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員

ｂ　都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員

ｃ　市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員

ｄ　保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等

ｅ　医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等

ｆ　福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等

ｇ　その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等

（イ）　協議の場における協議内容について

協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

（協議内容の例）

ａ　精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）

ｂ　ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）

ｃ　アウトリーチ支援に係る事項

ｄ　措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項

ｅ　入院中の精神障害者の地域移行に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）

ｆ　精神障害者の家族支援に係る事項

ｇ　精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項

ｈ　包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項

ｉ　普及啓発に係る事項

ｊ　その他（包括ケアシステムの構築に資する事項）

（ウ）　協議の場の開催について

協議の場の開催頻度は、四半期に１回程度とすることが望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。事業内容の評価や包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。

（２）　精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す１年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。

（３）　ピアサポートの活用に係る事業

ａ　精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）

ｂ　ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）

ｃ　アウトリーチ支援に係る事項

（新設）

ｄ　入院中の精神障害者の地域移行に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）

ｅ　包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項

ｆ　精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項

ｇ　措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項

（新設）

ｈ　その他（包括ケアシステムの構築に資する事項）

（ウ）　協議の場の開催について

協議の場の開催頻度は、四半期に１回程度とすることが望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。事業内容の評価や包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。

（２）　精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す１年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。

（３）　ピアサポートの活用に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

（４）　アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下この実施要領において「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下この実施要領において「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。

実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して実施するものとする。

（対象者の例）

- 精神疾患が疑われる未治療者
- 精神科医療の中断者
- ひきこもりの精神障害者
- 精神科病院への入退院を繰り返す者
- 精神疾患による長期（概ね１年以上）入院後の退院者
- アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね６ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

（４）　アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。

実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して実施するものとする。

（対象者の例）

- 精神疾患が疑われる未治療者
- 精神科医療の中断者
- ひきこもりの精神障害者
- 精神科病院への入退院を繰り返す者
- 精神疾患による長期（概ね１年以上）入院後の退院者
- アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね６ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等

が参画したケース・カンファレンスを開催すること。 また、新規者、概ね６ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。	が参画したケース・カンファレンスを開催すること。 また、新規者、概ね６ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。
（５）　措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業 都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。	（新設）
（６）　入院中の精神障害者の地域移行に係る事業 都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。	（５）　入院中の精神障害者の地域移行に係る事業 都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。
（７）　精神障害者の家族支援に係る事業 都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。 ア　相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。 イ　協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。 ウ　包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。 エ　家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。	（新設）
（８）　精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業 都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事	（新設）

業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

ア　精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。

イ　包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

（９）　包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの活用、分析、評価、活用等がある。

（削る）

（削る）

（削る）

（６）　包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの活用、分析、評価、活用等がある。

（７）　精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

ア　精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。

イ　包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

（８）　措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

（９）　精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。

ア　相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。

イ　協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。

ウ　包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。

エ　家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

（新設）

（10）　普及啓発に係る事業

都道府県等は、各地域でのシンポジウム等の普及啓発事業の実施により、精神障害者に対する地域住民の理解を深めるよう努めること。

（11）　その他

都道府県等は、（１）から（10）までに掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

（10）　その他

都道府県等は、（１）～（９）に掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

４　留意事項

（１）　支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

（２）　都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。

（３）　都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義

務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。	務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。
（４） 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。	（４） 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。
（５） 都道府県等は、地域の実情に合わせ３（２）～（10）の事業メニューを実施することができるが、その際は、３（１）に定めた協議の場を必ず設けるものとする。	（５） 都道府県等は、地域の実情に合わせ３（２）～（１０）の事業メニューを実施することができるが、その際は、３（１）に定めた協議の場を必ず設けるものとする。
（６） 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。	（６） 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。
（７） 都道府県等は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力すること。	（７） 都道府県等は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力すること。
（８） 別紙２の３の（１）のなお書きの規定にかかわらず、実施主体が団体等（市町村、特別区、広域連合、一部事務組合を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。	（新設）

改正（案）	現行
（別記２－22） 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業実施要領 １　目的 　障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施主体が地域の関係者と構築するネットワークのもと、地域の障害者等やその家族のニーズに基づく適切な支援の実施や地域住民の参画を含めた地域資源の発掘等に努めることにより、法に定める地域生活支援事業が、全ての地域で効果的かつ計画的に実施されることを目的とする。 ２　実施主体 　都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。以下この実施要領において同じ。）のうち都道府県が推薦するもの ３　事業内容 　実施主体は、次の（１）から（３）までに掲げる事業の全てを実施する。 （１）　地域生活支援事業運営協議会の設置・運営 　実施主体は、次のアからオまでに掲げる内容を備えた地域生活支援事業運営協議会（以下この実施要領において「運営協議会」という。）を組織し、運営する。 ア　位置づけ 　運営協議会は、地域のニーズや将来の地域の動向等を見据えた地域生活支援事業の在り方（事業実施の効果・障害福祉計画策定のための目標の考え方・効果的な事業の実施方法等）について、地域の関係者間による議論を深めるた	（新設）

めのプラットフォームとして位置づける。

イ　構成

運営協議会は、実施主体、都道府県（この事業の実施主体が都道府県である場合は（２）のアの対象地方公共団体である市区町村）、外部有識者、障害当事者（その家族を含む。）団体及び障害者等の医療・福祉等に関連する事業者団体並びに実施主体が適当と認める団体等により構成するものとする。

ウ　名称等

運営協議会の名称は、より地域に親しみやすいものなど実施主体が適当と認めるものとすることができる。

エ　同様の機能を有する既存の協議会等の活用

運営協議会は、必ずしも、この事業の実施のために新たに設置要綱等を策定した上で設置する必要はなく、法第８９条の３第１項の協議会などの実施主体が既に設置している協議会等を、この事業における運営協議会として取り扱うことができるものとする。

オ　この事業における役割

この事業において運営協議会は、（２）の実態把握調査の実施を司るとともに、（３）の厚生労働省への報告に関する責任を有するものとする。

（２）　実態把握調査の実施

実施主体は、アの対象地方公共団体内で実施するイの対象事業について、ウの調査内容による実態把握調査を実施する。

ア　対象地方公共団体

（ア）　実施主体が市町村又は特別区である場合

当該実施主体

（イ）　実施主体が都道府県である場合

実施主体管内の市区町村のうち、実施主体が実態把握調査の対象としてイの対象事業ごとに原則として一に限り定める市区町村

イ　対象事業

実態把握調査の対象事業は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。

（ア）　地域生活支援事業実施要綱の３の（１）のアの（キ）の日常生活用具給付等事業

（イ）　地域生活支援事業実施要綱の３の（１）のアの（ケ）の移動支援事業

（ウ）　地域生活支援事業実施要綱（別記１－11）の１の（４）の日中一時支援

ウ　調査内容

調査内容は次の（ア）及び（イ）に掲げるものとする。

（ア）　基礎的調査

実施主体は、基礎的調査として、別に定める手法等により、次のａからｅまでに掲げる情報について収集・分析を行うものとする。

ａ　地域の障害者等に関する情報

ｂ　対象事業の利用に関する情報

ｃ　対象事業を実施又は運営する事業者等の情報

ｄ　対象事業との代替性・補完性を有する地域資源に関する情報

ｅ　その他運営協議会が必要と認める情報

（イ）　利用者の満足度等調査

実施主体は、利用者の満足度等調査として、別に定める手法等により、次のａ及びｂに掲げる意見を聴くものとする。

ａ　対象事業の利用に関する障害者等又はその家族の意見

ｂ　対象事業の利用による生活状況の改善等に関する医療福祉専門職の意見

ｃ　その他運営協議会が必要と認める者の意見

（３）　厚生労働省への報告

実施主体は、運営協議会による議論や（２）の実態把握調査の結果等を踏ま

えた報告書を作成し、別に定めるところにより厚生労働省に報告する。

４　留意事項

（１）　実施主体は、３の（１）の運営協議会の設置・運営を除き、事業を委託することができる。なお、委託先については、調査研究等に実績のある機関とすることが望ましい。

（２）　本事業は、調査内容に個人情報が多く含まれることが想定されるため、事業の一部を委託する場合は、個人情報保護のための条件を付すとともに、事業終了後も委託先が知り得た情報を漏洩しないよう徹底させるとともに、再委託については慎重に対応すること。

（３）　３の（３）の厚生労働省への報告の時期については、別に定めることとしているが、中間報告を１２月、最終報告を年度末とすることを想定しているので留意すること。

（４）　実施主体は、厚生労働省が実施する調査や平成３１年度障害者総合福祉推進事業による調査等に関する厚生労働省から協力依頼があった場合は、協力に努めること。

（５）　本事業の成果は、第６期障害福祉計画の策定時に市区町村が活用できるワークシートの作成に活用する予定であるので、あらかじめ了知すること。

改正（案）	現行
（別記２－23） 障害者ＩＣＴサポート総合推進事業実施要領 １　目的 障害者等の情報通信技術（ＩＣＴ）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することにより、障害者等の自立と社会参加の促進を目的とする。 ２　実施主体 都道府県、指定都市及び中核市 ３　事業内容 障害者等の情報アクセシビリティの向上のため、次の（１）から（３）までの事業の全て又はいずれかを実施する。 （１）　障害者に対するＩＣＴ機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業 （２）　障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ＩＣＴ機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業 （３）　視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業 （※）視覚障害者総合情報ネットワーク	（新設）

４　留意事項 （１）　事業実施に当たっては、専門的知見を有する外部機関への委託を行うことが可能であること。 （２）　ＩＣＴ機器の紹介や貸出には、ヒアリングループなど障害者等の情報保障を行うための専門的な機器も広く含むこととする。 （３）　地域情報を障害者等の利用しやすい媒体に加工し、ネットワークにアップロードする際は、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、効率的・効果的な事業実施に努めること	

改正（案）	現行
（別記２－24） 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領 １　目的 現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員として意思疎通支援に携わる者のスキルアップを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図り、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。 ２　実施主体 都道府県、指定都市及び中核市 ３　事業内容 （１）　現任職員スキルアップ支援事業 ア　手話通訳士スキルアップ支援事業 手話通訳士を対象として、その知識及び技能等の向上を図る現任研修を実施する。 イ　手話通訳者スキルアップ支援事業 手話通訳士の資格取得を目指す手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を実施する。 ウ　手話通訳者スキルアップ支援事業 手話通訳者を目指す手話奉仕員を対象として、現任研修を実施する。 事業実施に当たっては、平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官	（新設）

房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

また、実施主体は、現任研修を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者としての登録を行うこと。登録した者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。

なお、活動ができなくなった者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

エ　要約筆記奉仕員スキルアップ支援事業

要約筆記者を目指す要約筆記奉仕員を対象として、現任研修を実施する。

事業実施に当たっては、平成２３年３月３０日障企自発０３３０第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

また、実施主体は、現任研修を修了したものに対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録を行うこと。登録した者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、現員研修の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

オ　盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援事業　⑤

盲ろう者向け通訳・介助員を対象として、技能等の向上を図る現任研修を実施する。

事業実施に当たっては、平成２５年３月２５日障企自発０３２５第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう

者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

（２）　手話通訳士緊急確保対策事業

地域における手話通訳士の確保と技術向上に向け、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験の合格を目指した講座及び手話通訳士の技術向上のための講座について、管内より受講者を選定し受講させる。

受講者の選定に当たっては、手話通訳の派遣を行う事業所等と協議・連携し、選定すること。また、手話通訳士の技術向上のための講座については、原則、前年度合格した手話通訳士を選定すること。

４　留意事項

「手話通訳士」、「手話通訳者」、「手話奉仕員」、「要約筆記者」、「要約筆記奉仕員」及び「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、それぞれ次に掲げる者とする。

（１）　手話通訳士

手技話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録を受けた者

（２）　手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

（３）　手話奉仕員

市町村（特別区を含む。）及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

（４）　要約筆記者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

（５）　要約筆記奉仕員 市町村（特別区を含む。）及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者 （６）　盲ろう者向け通訳・介助員 都道府県、指定都市及び中核市が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業において「盲ろう者向け通訳・介助員」として登録された者	

改正（案）	現行
（別記２－25） 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 １　目的 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。 ２　実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ３　事業内容 （１）　支援内容 （２）に定める対象者が（３）に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（以下「支援」という。）を提供する。 （２）　対象者 本事業の対象者は、以下のア及びイの要件を満たし、ウの要件に該当しない障害者（以下この実施要領において「対象者」という。）とする。 ア　原則、重度訪問介護を利用する者（※） イ　入学後に停学その他の処分を受けていない者 ウ　入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者	（別記５） 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 １　目的 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。 ２　実施主体 市町村とする。 （新設） （１）　支援内容 （２）に定める対象者が（３）に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（以下「支援」という。）を提供する。 （２）　対象者 本事業の対象者は、以下の①及び②の要件を満たし、③の要件に該当しない障害者（以下「対象者」という。）とする。 ①　原則、重度訪問介護を利用する者（※） ②　入学後に停学その他の処分を受けていない者 ③　入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者

※　本事業は、本事業の利用時間と在宅におけるホームヘルプの利用時間を合わせたとき、比較的長時間にわたる総合的かつ断続的な支援となることが想定されることから、重度訪問介護利用者を対象者としている。ただし、重度訪問介護の対象者であっても、支援の時間が長時間にならない場合は、重度訪問介護を利用していない場合であっても対象として差し支えない。

なお、重度訪問介護の対象者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第５２３号）別表第２の１の注１のとおり。

（３）　大学等の要件

本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校）とする。

また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下のア及びイの要件を満たすこととする。

ア　障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※１）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※２）が設置されていること。

※１　例えば、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。

※２　例えば、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。

（削る）

※　本事業は、本事業の利用時間と在宅におけるホームヘルプの利用時間を合わせたとき、比較的長時間にわたる総合的かつ断続的な支援となることが想定されることから、重度訪問介護利用者を対象者としている。ただし、重度訪問介護の対象者であっても、支援の時間が長時間にならない場合は、重度訪問介護を利用していない場合であっても対象として差し支えない。

なお、重度訪問介護の対象者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第523号）別表第２の１の注１のとおり。

（３）　大学等の要件

本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校）とする。

また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下の①及び②の要件を満たすこととする。

①　障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※１）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※２）が設置されていること。（※３）

※１　例えば、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。

※２　例えば、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。

※３　平成30年度中に限り、大学等がこれらを設置する予定があることをも

イ　大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。（※）

※　本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

（４）　運営基準

支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）第二章を参考に市町村が定める運営基準に基づき実施することとする。

４　留意事項

（１）　大学等への確認

市町村は、対象者から初めて本事業の利用に係る申請があった場合又は前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請（以下「継続申請」という。）があった場合、修学先の大学等が３の（３）の要件を満たすかどうかを大学等に確認することとする。

なお、継続申請の場合、３の（３）のイについて、過去１年間における支援体制の構築の進捗状況等を書面で確認を求めることとする。

（２）　本事業の対象外となる支援

本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となり得ることに留意すること。

って、要件を満たすものとする。

②　大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。（※）

※　本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

（４）　運営基準

支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第二章を参考に市町村が定める運営基準に基づき実施することとする。

４　留意事項

（１）　大学等への確認

市町村は、対象者から初めて本事業の利用に係る申請があった場合又は前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請（以下「継続申請」という。）があった場合、修学先の大学等が３の（３）の要件を満たすかどうかを大学等に確認することとする。

なお、継続申請の場合、３の（３）の②について、過去１年間における支援体制の構築の進捗状況等を書面で確認を求めることとする。

（２）　本事業の対象外となる支援

本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となり得ることに留意すること。

改正（案）	現行
（別記２－26） 特別促進事業実施要領 １　目的 地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るための事業を計画的に実施することにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援することを目的とする。 ２　実施主体 都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ３　事業内容 地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るため、都道府県又は市町村が目標及び実施計画を定めて実施する日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援事業のうち、厚生労働省が特に重要と認める事業 （削る） ４　留意事項 特別促進事業に該当する事業は、３に掲げる事業のうち、別に定めるところにより厚生労働省に協議を行い、その承認を得た事業であること。	（別記27） 特別促進事業 １　目的 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する事業について支援する。 （新設） ２　事業内容 都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。 ３　実施主体 都道府県、市町村 ４　留意事項 当該事業の実施に当たっては、あらかじめ厚生労働省に協議を必要とすること。

平成31年度地域生活支援事業費の執行スケジュール（案）

（資料１－５）

○　地域生活支援事業費等補助金は“前年度の実績額”をベースに、総事業費に占める必須事業の割合等を踏まえ、当年度の配分額を内示。“前年度の実績額”を精査する必要があるため、スケジュールは例年、当初内示が秋、追加内示が年末となっている。

○　これまで、交付決定は内示ごとに行っていたが、上記の内示時期の関係上、当初交付申請と変更交付申請の間の期間が極めて短く、最終交付決定は３月中旬ごろとなるため、平成31年度は執行スケジュールを以下のとおり見直す。

▶　内示の回数（２回）は維持、交付決定は年度末（2月上旬）の１回限り

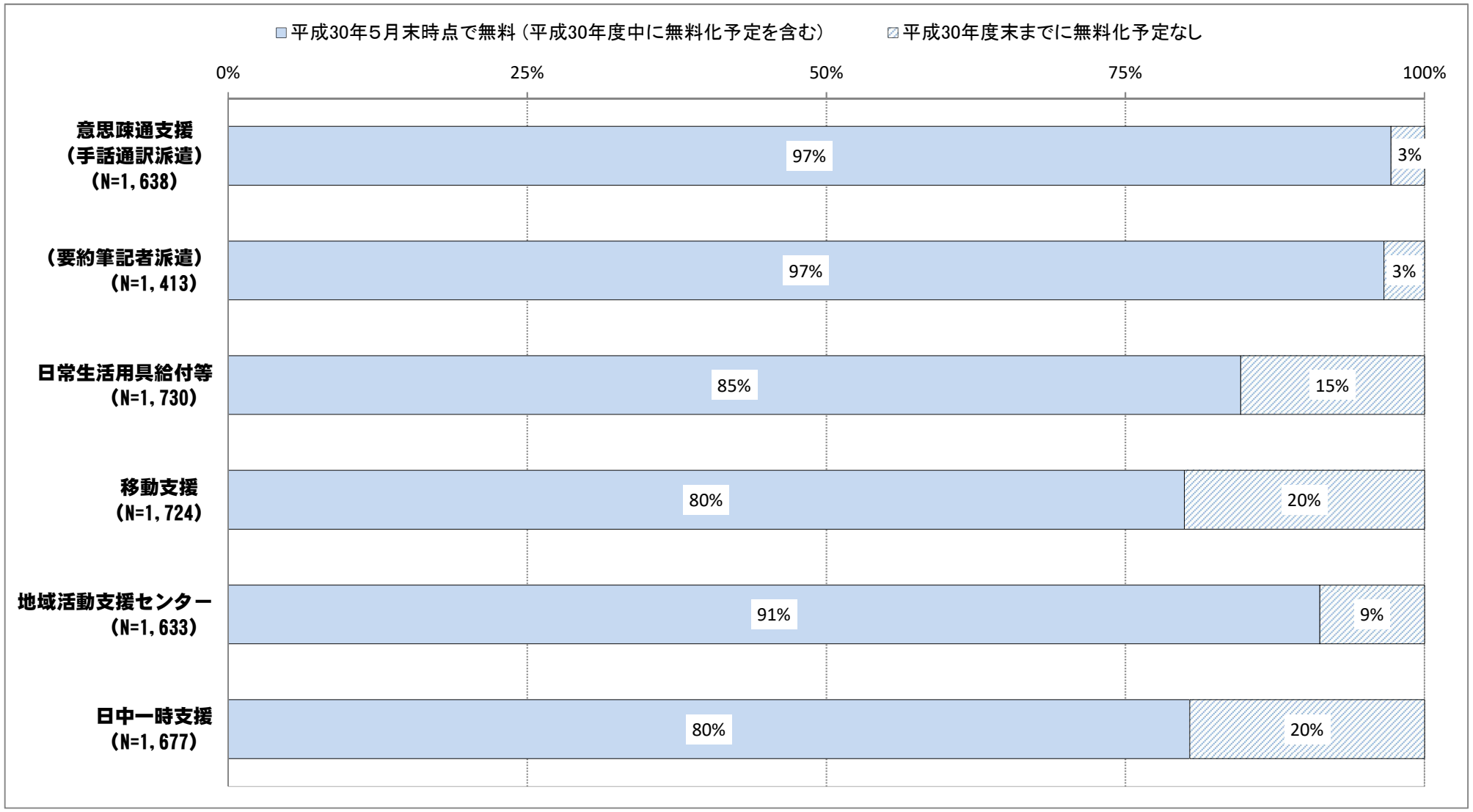
	現行		平成31年度以降	
	国	地方公共団体	国	地方公共団体
4月				
5月		下:実績報告（5/31）		下:実績報告（5/31）
6月				
7月				
8月				
9月	（実績報告精査完了）		（実績報告精査完了）	
10月	**上：当初内示（前年度実績ベース）**		**上：当初内示** （促進事業の額確定）	
11月	（促進事業の額確定）	**中:交付申請（1回目）**	**中：追加内示**	
12月	**下：追加内示**			**中:交付申請【２回→１回】**
1月	中:交付決定（1回目）			
2月		**中:交付申請（2回目）**	**上:交付決定（1回限り）**	
3月	**中:交付決定（2回目）→遅い**	下:補助金の受入		補助金の受入

■ 基礎的配分の性格
→当初内示後の交付決定は受け付けず、追加内示後に一括で受け付け
■ 実績報告精査完了後速やかに実施

当初内示後の交付申請を受け付けないこととし、1か月前倒し

（資料１－６）

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成30年度）



注1）事業ごとのN数は、当該事業について実施要綱等が整備されている又は事業の実施実績がある市区町村数である。
注2）「平成30年５月末時点で無料」中に含まれる「平成30年度中に無料化予定」については、「平成30年６月から平成31年３月末までの間に利用者負担を無料化予定」と回答した市町村及び特別区をいい、その件数は、手話通訳派遣：0件、要約筆記者派遣：0件、日常生活用具給付等事業：1件、移動支援：3件、地域活動支援センター：1件、日中一時支援：2件となっている。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料１－７）

平成31年度特別支援事業見直しの概要

○　支援対象メニューを必須事業の支援に重点化するとともに既存のメニューを本体事業等に再編

Ⅰ　意思疎通支援事業関係特別支援事業
1　意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業
(1)　手話通訳士養成ステップアップ研修事業
(2)　手話通訳者養成ステップアップ研修事業
(3)　要約筆記者養成ステップアップ研修事業
(4)　点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業
2　意思疎通支援従事者養成研修促進事業
3　意思疎通支援充実強化事業
(1)　意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業
(2)　手話通訳者設置促進事業
(3)　意思疎通支援広域派遣推進事業
4　要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業
5　失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業
6　盲ろう者社会参加等促進事業
(ｱ)　通訳・介助員養成促進事業
(ｲ)　通訳・介助員派遣利用促進事業
(ｳ)　盲ろう者向け生活訓練等促進事業
7　失語症者向け意思疎通支援モデル事業
Ⅱ　その他特別支援事業
1　障害者情報支援促進事業
2　視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業
3　盲人ホーム事業（A型）
4　その他特別支援事業

※一部

「意思疎通支援従事者ｷｬﾘｱﾊﾟｽ構築支援事業」（促進事業）
（実施主体：都道府県、指定都市、中核市）

1　現任職員スキルアップ支援事業
- (1) 手話通訳士スキルアップ研修
- (2) 手話通訳者スキルアップ研修
- (3) 手話奉仕員スキルアップ研修
- (4) 要約筆記者スキルアップ研修
- (5) 盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ研修

2　手話通訳士緊急確保対策推進事業

「障害者ICTｻﾎﾟｰﾄ総合推進事業」（促進事業）
（実施主体：都道府県、指定都市、中核市）

1　ICTサポートセンター運営事業

2　パソコンボランティア養成・派遣事業

3　視覚障害者等用地域情報提供事業

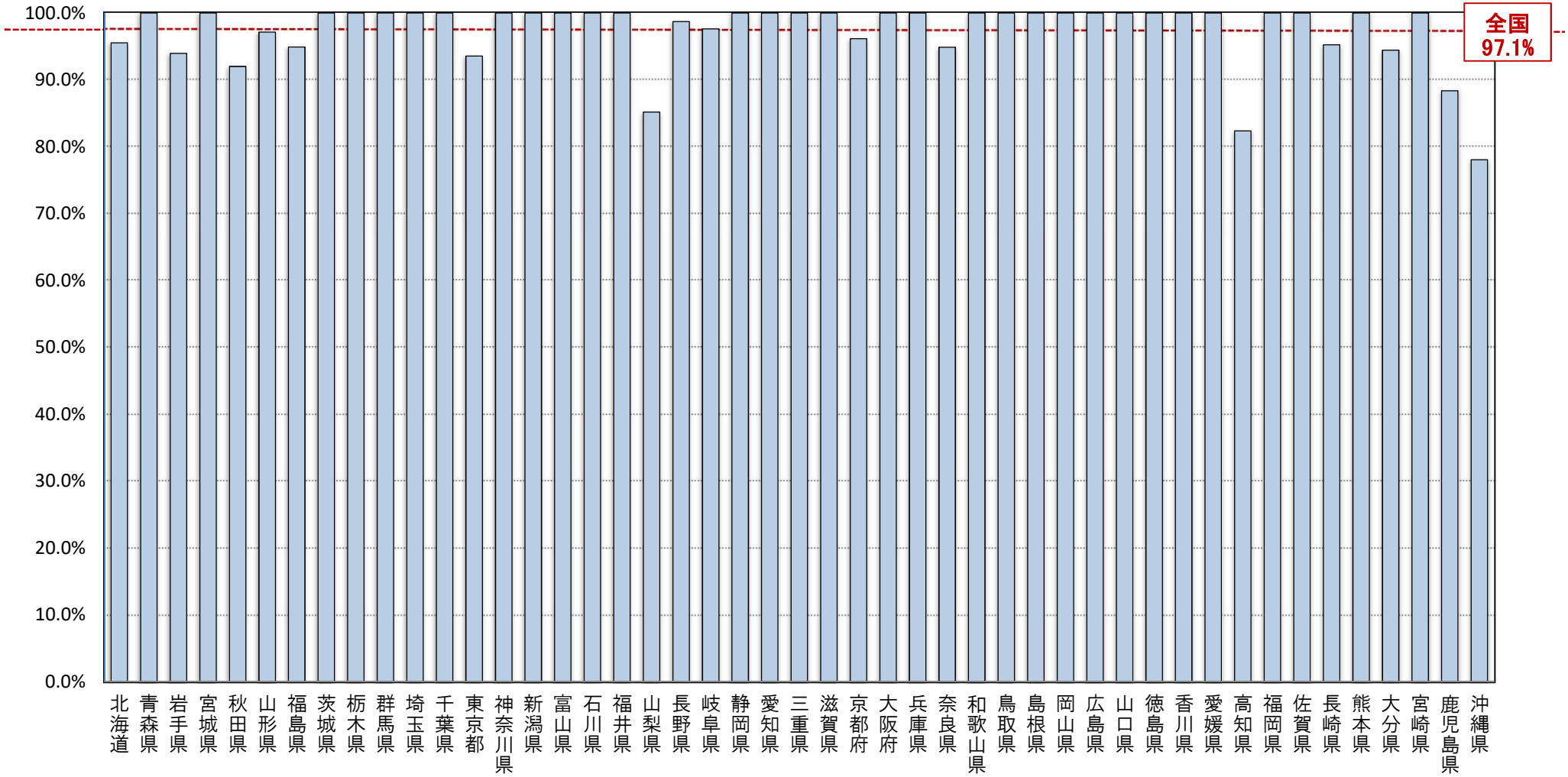
「盲人ホームの運営」（任意事業）
（実施主体：都道府県、市町村）

必須事業の支援に重点化＋有効性の視点を追加

（資料１－８）

移動支援事業の実施体制整備状況（平成29年度）

○　平成29年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.1%（1,690/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。

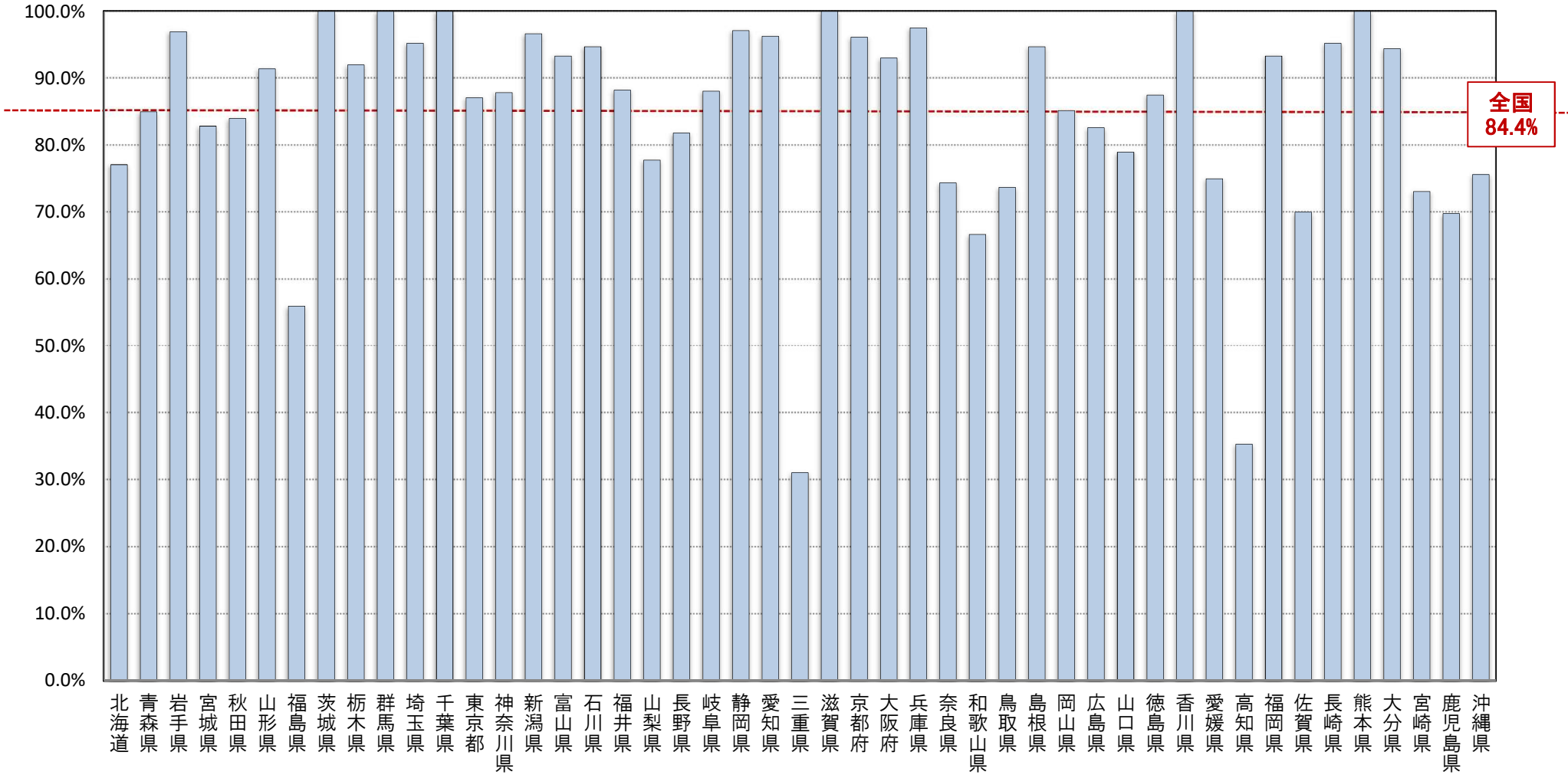


注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料１－９）

地域活動支援センターの実施体制整備状況（平成29年度）

○　平成29年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で84.4%（1,469/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
注2）基礎的事業（交付税措置分）についての実施体制を集計している（地域生活支援事業費補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない）。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料1－10）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 14	地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究
補助基準額	1,300 万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業について、実施主体である地方公共団体が的確に地域の実情を把握し、把握した情報を障害者基本計画の策定に活用するために必要となる情報等を整理し、有識者や地方公共団体の意見を踏まえつつ、障害者福祉計画策定のための支援ツールを開発する。
指定課題を設定する背景・目的	・地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成 18 年度に創設。近年、障害児・者の社会参加等が進む中、多様化するニーズに対応していくため、事業の有効性の向上を図る必要がある。 ・障害者総合支援法第 88 条・第 89 条において、地方公共団体は、地域生活支援事業の「実施に関する事項」を障害者福祉計画に「定めるものとする」と定められており、2021（平成 33）年度を始期とする第 6 期障害福祉計画の策定に資するよう、事業の有効性を高める観点にたった支援ツールを開発し、もって障害児・者の福祉の増進に寄与する。
想定される事業の手法・内容	以下の２つの調査により地方公共団体が地域生活支援事業の見込み量等を障害者福祉計画に位置づけるために活用できるワークシートを作成する。 １）有識者や地方公共団体職員などから構成される検討会における議論 ２）地方公共団体に対するアンケート調査等による地域生活支援事業（個別の事業を含む。）の実施状況に関するデータ収集（アンケート調査に加え、地域生活支援促進事業のうち「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」の実施主体との連携を想定） ※　事業の実施に当たっては、今後公表される予定の平成 30 年度障害者総合福祉推進事業における「地域生活支援事業の実施状況(実態)及び効果的な実施に向けた調査研究」のデータも活用すること。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	地方公共団体が策定する地域生活支援事業に関する障害者福祉計画の標準化を図ることにより、国として事業効果を統一的に取りまとめることを可能とすることで、事業の有効性等を高めるための企画・立案につなげる。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室　地域生活支援係(3077)

（資料１－11）

地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（概要）1/2

【事業の目的等】

平成31年度予算(案) **382,000千円（補助率10/10）**

○ 「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」は、平成30年度障害者総合福祉推進事業の成果も踏まえ、より地域ごとの特性を施策に活かす観点から、地方公共団体自らによる“移動支援”、“日常生活用具給付等”、“日中一時支援”（地域生活支援事業のうち事業規模の上位３事業）について、利用者のニーズ等を的確に反映した効果的な運用のための施策の検討・企画のための実態把握を行うもの。

○ なお、予算事業で得られた成果は、平成31年度障害者総合福祉推進事業で策定予定のワークシート（移動支援、日常生活用具給付等、日中一時支援の３事業分）に地域性を勘案するための独立変数として組み込むことを想定。

事業内容（案）

１．地域生活支援事業運営協議会（仮称）の設置・運営

(1) 協議会の構成　実施主体、都道府県（市町村）、外部有識者、障害当事者、事業者団体（既存の協議会等で代替可能）

(2) 協議会の機能　地域のニーズや地域生活支援業の在り方について関係者によるディスカッションの上、２に掲げる事業実施の司令塔として機能
→　実施主体として考える、事業の効果・事業の対象範囲の考え方・計画策定のための目標設定手法・効果的な事業の実施方法（隣接市区町村との連携による事業実施、地域資源の活用）等について提案

２．調査事業の実施・報告（対象事業：移動支援、日常生活用具給付等、日中一時支援）

(1) 基礎的調査　**・・・調査票等については厚生労働省で定め、配布予定（実施主体が調査項目を追加することも可）**

① 地域の障害者等に関するデータ収集・分析（人数、年齢構成、種別・支援区分別について全数と地域生活支援事業の利用者数ごとに把握）
② 地域生活支援事業の利用実態（実際の利用者のニーズや増減トレンドについて数値と要因を分析）
③ 事業所調査（職員配置・職種、収支構造、同一法人で行っている事業内容等、事業開始年次等を収集）
④ 地域資源調査（地域生活支援事業では実施していないが代替性を有するサービスの存在等）

(2) 利用者の満足度等調査　**・・・調査票等については厚生労働省で定め、配布予定（実施主体が調査項目を追加することも可）**

① 利用者及びその家族に対する、事業を利用したことによる効果（満足度等）についてのアンケート調査又はヒアリング
② ①の結果について、医療福祉専門職による評価（実施手法の適切性等）

(３) 報告書の作成　**・・・報告書の基本フォーマットについては厚生労働省で定め、示す予定（実施主体が報告事項を追加することも可）**

事業の実施の成果を取りまとめ報告書を作成し、12月に中間報告（推進事業と連携）、３月末に最終報告を行う（公表）

※　１の事業については委託・補助ともに不可（実施主体が実施する）、２については委託は可であるが、補助は不可

地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（概要）2/2

事業を実施する市町村等の選定手法等

1　都道府県が調整の上、実態把握事業の対象市区町村を選定

- 移動支援、日常生活用具給付等、日中一時支援ごとに市区町村を１か所選定
  ※ １つの市区町村で複数の事業の実態把握事業を実施することも可
- 選定する市区町村は、管内市区町村のうち一定の事業規模を有するものとする

2　都道府県が対象市町村の実態把握を行う事業の実施主体を選定し国に推薦

- 実施主体は、実態把握の対象となる事業の実施主体であり、かつ、障害福祉計画の作成主体である市区町村であることが望ましいが、市区町村の体制等を踏まえ、都道府県が実施主体となることも可能（右表参照）
  ※ 右表の例１について、例えば、 a市で移動支援の実態把握事業を実施し、A県で b 市の日常生活用具給付等、c 市の日中一時支援の実態把握事業を実施することも可
- 実施主体は前頁の１の地域生活支援事業運営協議会の設置・運営主体となり、市区町村の協議会には都道府県が構成員として、都道府県の協議会には実態把握対象の市区町村が構成員として参加すること

実施主体と実態把握事業対象市区町村との関係

例１）対象市区町村が事業ごとに異なる場合の例

対象事業	対象市区町村	実施主体
移動支援	a 市	a 市又はＡ県
日生具	b 市	b 市又はＡ県
日中一時支援	c 市	c 市又はＡ県

例２）１つの市が２事業の対象市区町村となる場合の例

対象事業	対象市区町村	実施主体
移動支援	a 市	a 市又はＡ県
日生具		a 市又はＡ県
日中一時支援	b 市	b 市又はＡ県

補助単価（国庫補助基準額）（補助率10/10）

１つの実施主体で**１事業**の実態把握を実施する場合　**250万円**
１つの実施主体で**２事業**の実態把握を実施する場合　**400万円**
１つの実施主体で**３事業**の実態把握を実施する場合　**600万円**

（対象経費）・・・人件費（職員報酬等）は国庫補助対象外（※賃金は対象）、 備品購入費は単価30万円まで認める

スケジュール（案）

３月７日	課長会議で概要を周知	６月頃～	地方公共団体で協議会による議論を開始
３月中旬	都道府県宛推薦依頼　（４月１５日〆）	８月～10月	実態把握事業の実施
４月中旬	実施主体あてに協議依頼（４月３０日〆）	12月	中間報告
５月中旬	内示＆別に定める報告書様式等を送付	３月	最終報告

（資料1－12）

ユニバーサルデザイン2020 行動計画（抄）

（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）

Ⅱ．「心のバリアフリー」

１．考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3 点である。

①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

２．具体的な取組

３）地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

（具体的施策）

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。［**厚生労働省**等］

５）障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

（具体的施策）

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。［**厚生労働省**、内閣官房］

（資料１－13）

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・ＤＶＤを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣の２市２町合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーを開催。 ＊ 開催に当たっては、ケーブルテレビを活用した告知、参加者募集を実施 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。 ＊ この事業の模様はテレビのニュースや新聞でも報道され、広く市民への周知にもつながった
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベント「輪い笑いフェスタ」を開催。 ＊ 本事業は2020東京オリパラにおける共生社会ホストタウンとしての活動計画に位置づけ ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントを開催。 ＊ 規模の大きいイベントと同時に開催 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントを開催。 ＊ 多くのブースを回ってもらえるようスタンプラリー形式をとった ■ 月１回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントを開催。 ＊ 地域のケーブルテレビを活用し、参加者の呼びかけを幅広く実施
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・ＦＭラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてＳＯＳを示す合図（白杖ＳＯＳシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖ＳＯＳシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布を行った。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ 平成29年度地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとに厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

（資料１－14）

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート （障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援）	■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ＊ 地域を越えての活動を実施しており、情報交換や新しい人間関係を作る機会となっている ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。
災害対策	■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。 ＊ 幅広い方に関心を持ってもらえるよう、家族会や民生委員等で構成する組織による働きかけを実施
社会活動	■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動	■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
その他の形式	■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を設ける。

※ 平成29年度地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとに厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

（資料１－15）

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

○ 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、総合にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業

○ 平成30年度は42都道府県がこの「心のバリアフリー」推進事業を実施しており、そのうち主な事業内容は以下のとおり。

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動 ・ メディア展開	■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布 ■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
イベント開催等	■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催 ■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催 ■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催
各種ツール等の 普及啓発	【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】 ■ ヘルプマーク（※1）・ヘルプカード（※2）の作成・配布 ※1 ヘルプマーク　義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分からない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク ※2 ヘルプカード　東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード ■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布 【あいサポート運動の推進】 ■ あいサポート運動（※3）を実践する地域住民（あいサポーター）の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組む企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施 ※3 あいサポート運動　鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動 ■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

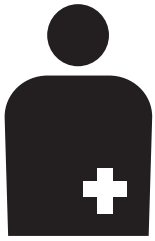
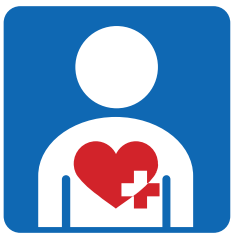
※ 平成30年度「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとに厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室において作成

障害者に関係するマークの一例

本ページは、各団体等が作成・所管する障害者に関係するマークの一例を紹介するものです。
各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします（いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。）。

○順 不 同

名　　称	概　要　等	連　絡　先
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885
身体障害者標識 （身体障害者マーク） 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）

名　　称	概　要　等	連　絡　先
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代） FAX：03-3503-1237
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
オストメイト ／オストメイト用設備 マーク 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。 このマークを見かけた場合には、オストメイトとして身体内部に障害のある障害者であること、及びそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることに、御理解、御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928

名　　称	概　要　等	連　絡　先
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク  （社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613
障害者雇用支援マーク  	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147

（資料1－17）

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

福祉・介護

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークは、東京都が「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」です。

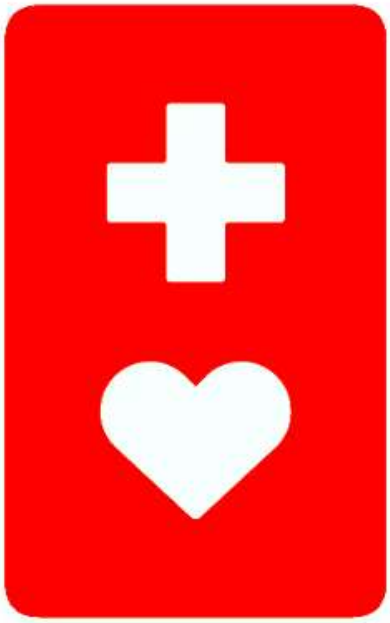
平成29年７月20日に、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

トピックス

報道発表資料（社会・援護局） | トピックス一覧



（ヘルプマーク）

- 東京都の関連ホームページ
- 経済産業省の関連ホームページ

政策について

- 分野別の政策一覧
  - 健康・医療
  - 子ども・子育て
  - 福祉・介護
    - 障害者福祉
    - 生活保護・福祉一般
    - 介護・高齢者福祉
  - 雇用・労働
  - 年金
  - 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・独法評価

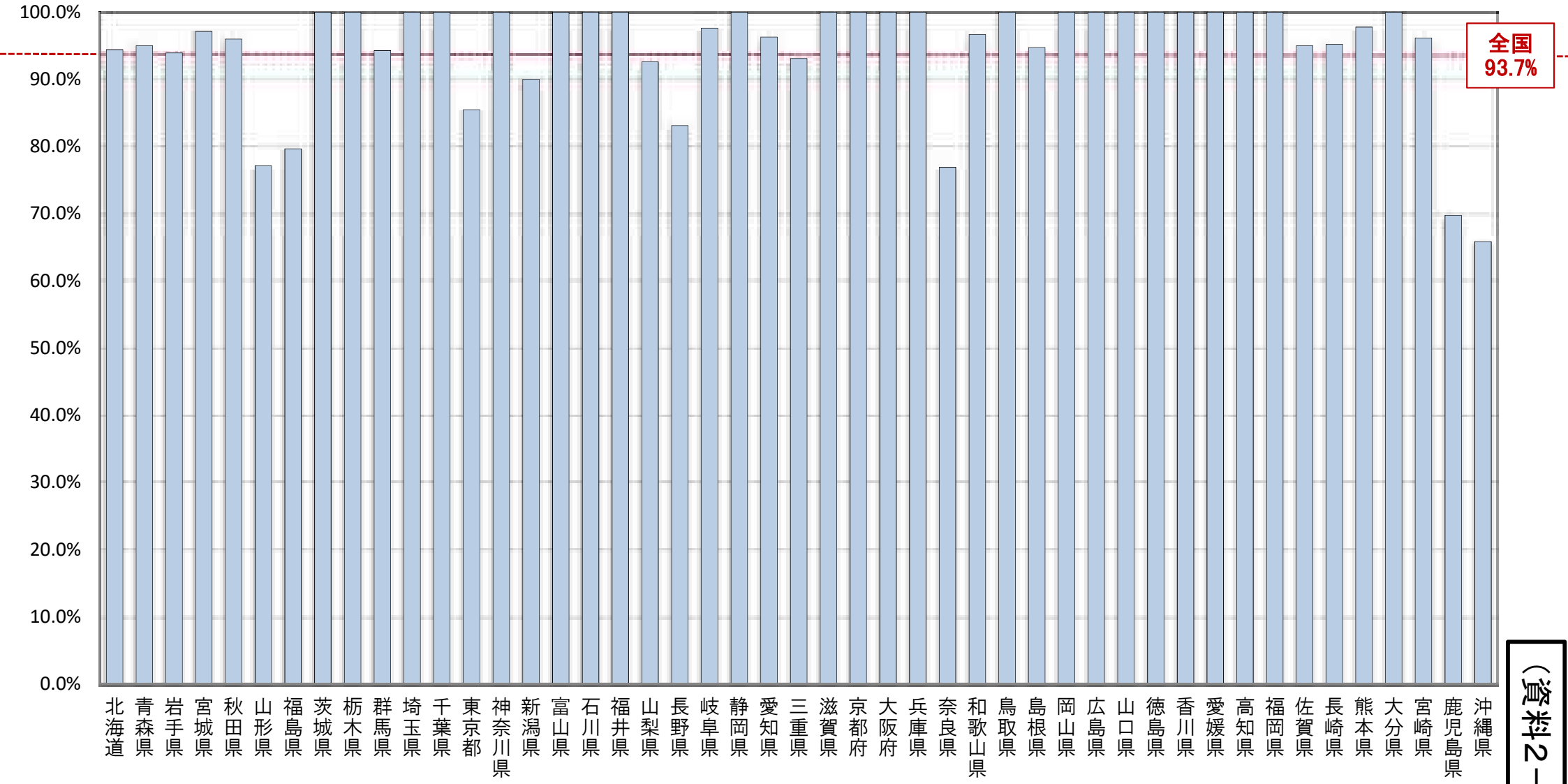
関連リンク

- 情報配信サービスメルマガ登録
- 子どものページ

（掲載URL）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html

意思疎通支援事業の実施体制整備状況（平成29年度）

○　平成29年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.7%（1,631/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。

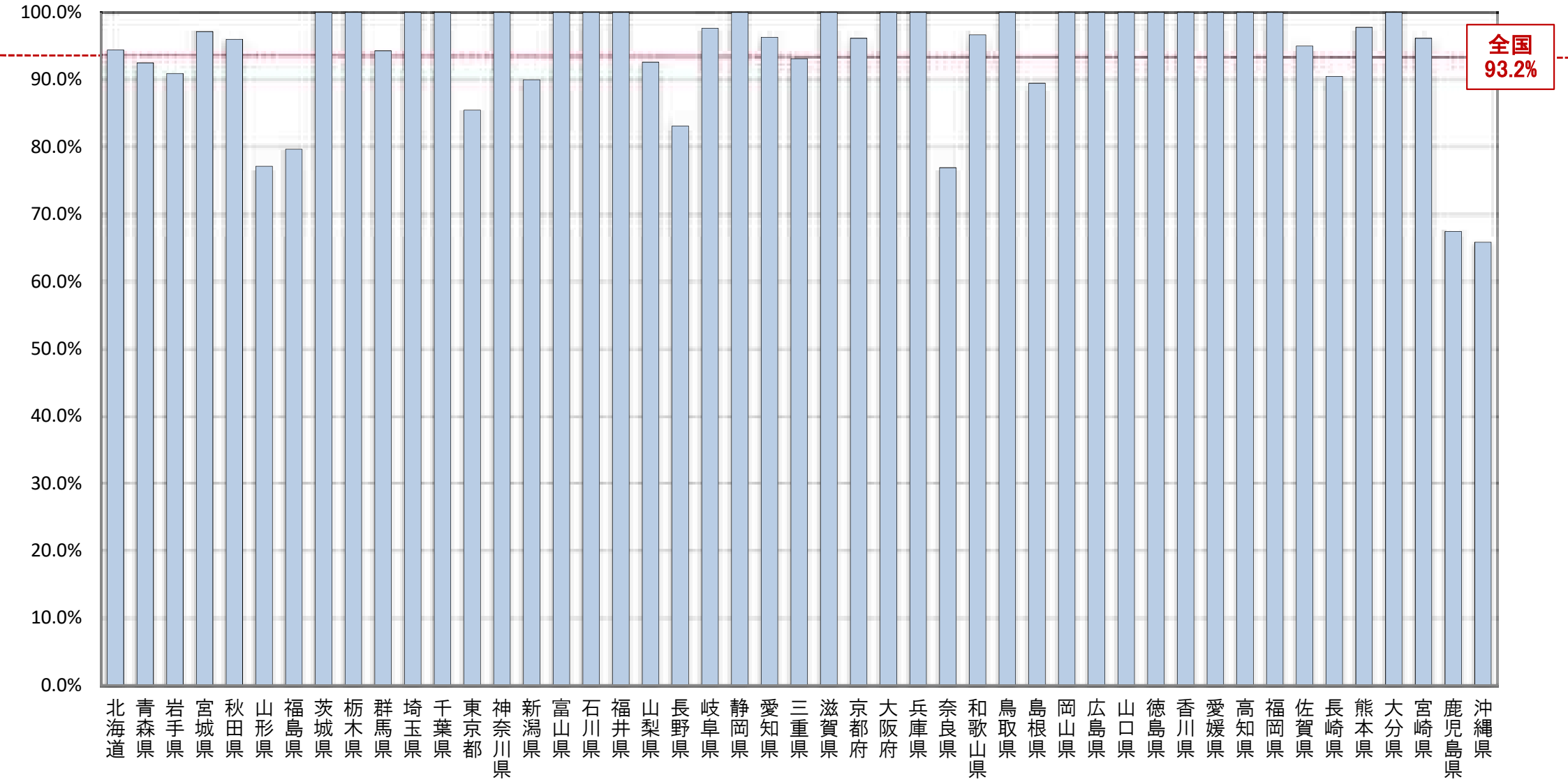


注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料２－１）

（内訳1）手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況（平成29年度）

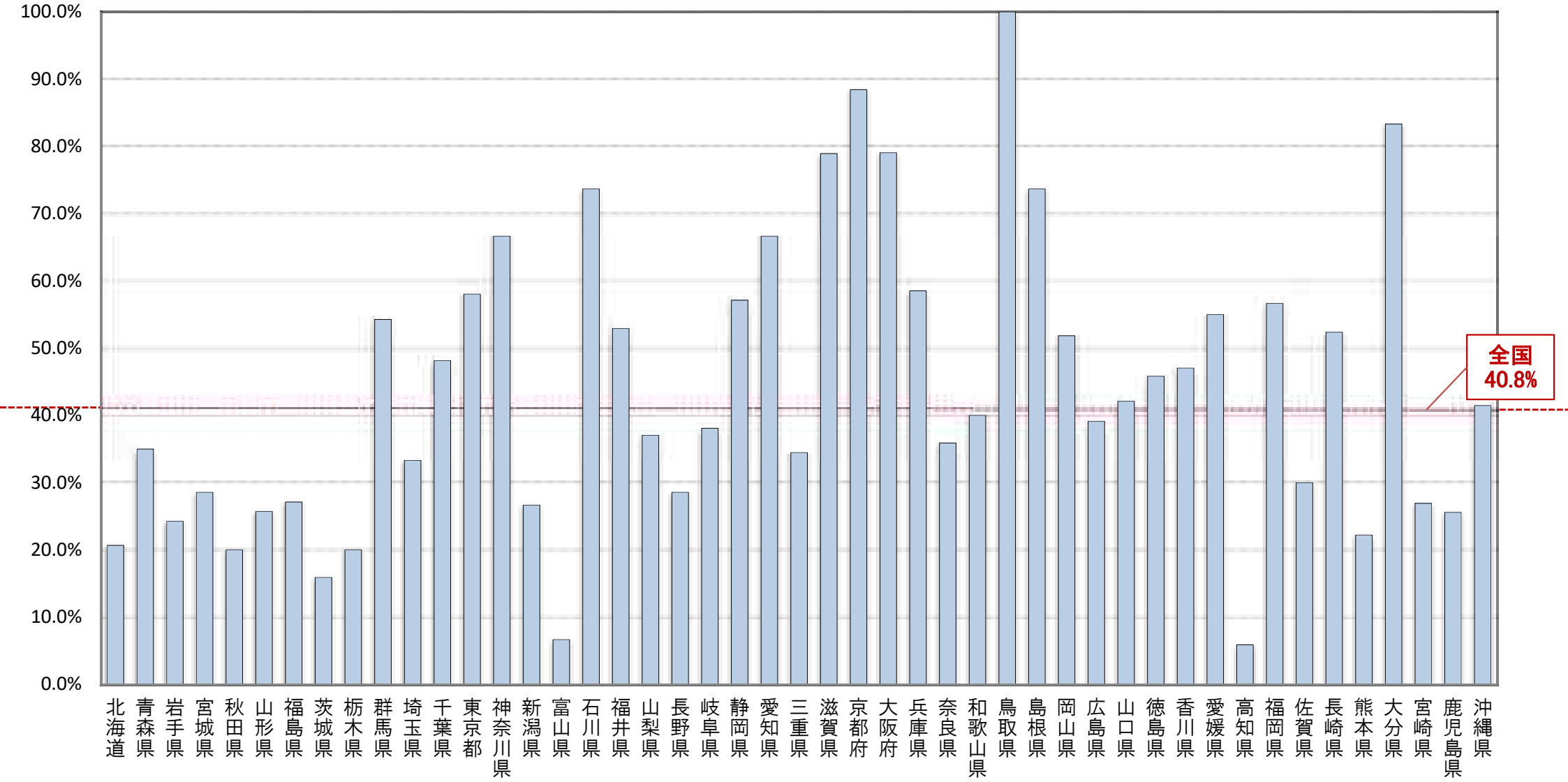
○　平成29年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.2%（1,623/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（内訳2）手話通訳者設置事業の実施体制整備状況（平成29年度）

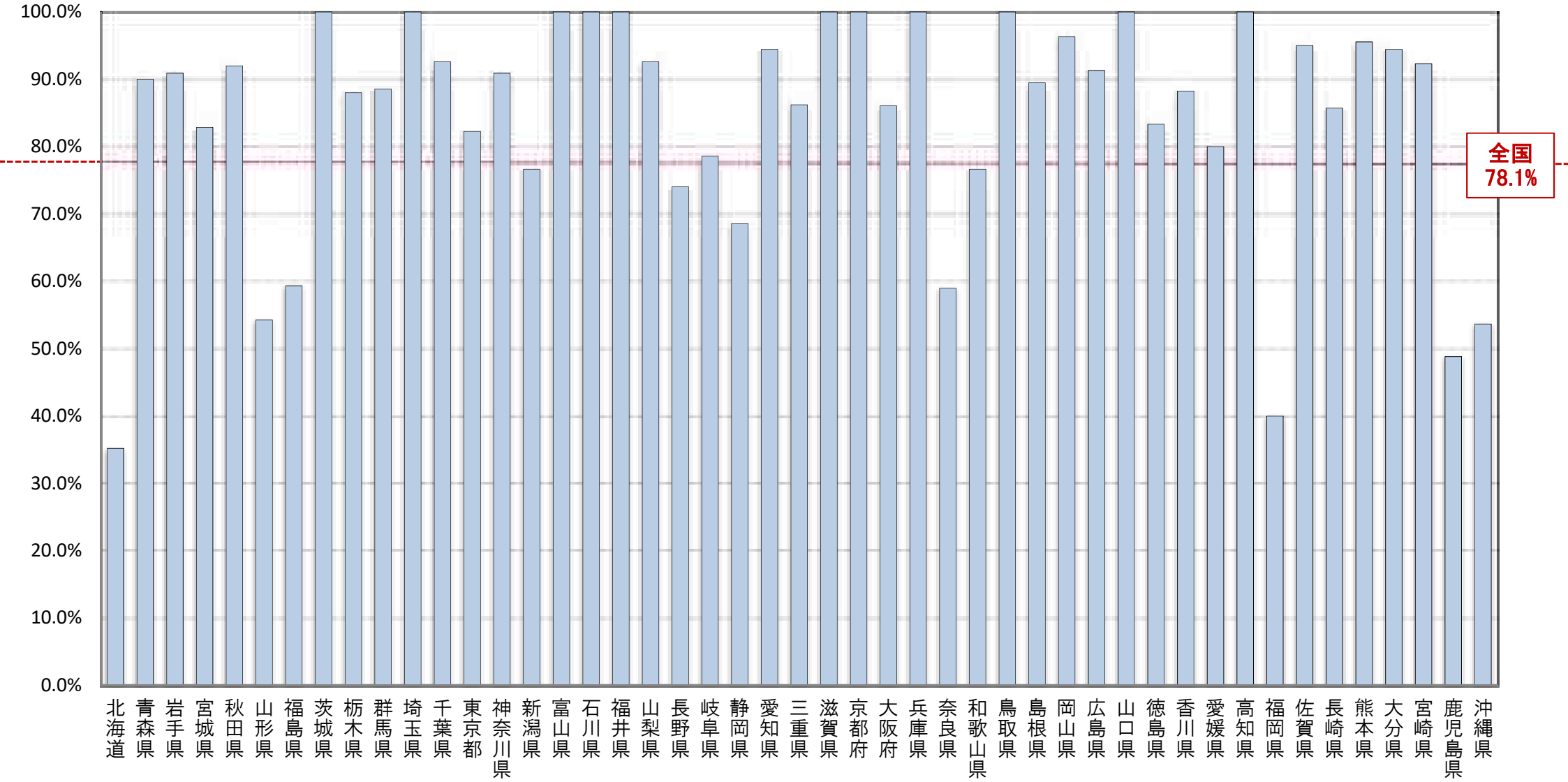
○　平成29年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で40.8%（710/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（内訳3）要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況（平成29年度）

○　平成29年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で78.1%（1,359/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料２－２）

要約筆記者指導者養成研修

年度別受講・修了者の推移

（社福）聴力障害者情報文化センター

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度						修了者
		受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講			修了			
																基礎	難聴	ｽﾃｯﾌﾟ	基礎	難聴	ｽﾃｯﾌﾟ	累計
01	北海道	2	1	6	5	5	5	12	11	5	5	6	6	4	4	2			2			39
02	青森県	3	3	1	1	2	2	3	3			1	1	1	1	1						11
03	岩手県	5	5	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1		18
04	宮城県	1	0	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1		11
05	秋田県	1	1	3	1			2	2	2	2	1	1			1		1	1		1	9
06	山形県	1	1	6	6	1	1	3	3	1	1	1	1	2	2	2			1			16
07	福島県	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	12
08	茨城県	3	3	4	4	1	1			2	1			2	2	2			2			13
09	栃木県	6	6	11	11	4	3	3	3	2	2	1	1			2			2			28
10	群馬県	4	4			1	1	1	1	2	2	1	1	2	2			3			3	14
11	埼玉県	9	9	6	6	6	6	9	9	7	7	2	2	5	4	5		5	5		5	53
12	千葉県	5	5	6	4	2	2					1	1	4	4	3	2	2	3	2	1	22
13	東京都	5	5	2	2	5	5	2	2	7	7	4	4	5	5	3		3	3		3	36
14	神奈川県	16	16	8	7	13	11	13	10	12	11	14	13	10	10	11	4		11	4		93
15	新潟県	2	2	5	4	4	4	2	2	3	3	3	3	3	3	1		5	1		5	27
16	富山県	1	1	3	3	2	1	1	1	2	2	1	1									9
17	石川県	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1			1			16
18	福井県	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1			16
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1							6
20	長野県	6	6	3	3	5	5	2	2	2	2	3	3	3	3	3			3			27
21	岐阜県	5	5	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	1	1	3	1	1	2	37
22	静岡県	3	3	3	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2			2			1	18
23	愛知県	5	5	6	6	7	6	7	5	4	4	3	3	6	6	3		1	3		1	39
24	三重県	4	3	6	6	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1		1	2		1	2	22
25	滋賀県	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	3			1			1			19
26	京都府	5	5	4	4	5	5	7	7	6	6	6	6	6	6		1	3		1	3	43
27	大阪府	5	5	10	10	9	9	8	6	12	12	9	9	6	6	1			1			58
28	兵庫県	5	4	5	5	9	9	9	9	11	11	6	6	3	3	1		2			2	49
29	奈良県	4	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2									15
30	和歌山県	4	4	4	4	3	1	4	4			4	4	5	5	2	1	2	2	1	2	27
31	鳥取県	4	4	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2		2	19
32	島根県	4	4	3	3	2	1	3	3	2	2	4	4				1	1			1	18
33	岡山県	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	2	2	2	2	1	1	3	1		3	27
34	広島県	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	1		2	1		2	35
35	山口県	8	8	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3	3	3	3	1	4	3	1	4	47
36	徳島県	3	3	2	2	2	2	2	2					2	2			1			1	12
37	香川県											1	1	3	3		1			1		5
38	愛媛県	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3			1				14
39	高知県	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1			1			13
40	福岡県	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3			3			29
41	佐賀県	1	1			1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1		2	1			9
42	長崎県	4	4	3	3	5	5	5	5	2	2	5	5	1	1							25
43	熊本県	4	3			3	3	2	2	2	2	2	2	2	2		1	2		1	2	17
44	大分県	2	2			3	3	2	2	2	2			1	1							10
45	宮崎県	4	4	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1			1			21
46	鹿児島県	3	3					1	1	2	2											6
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2			2			12
		179	173	162	152	156	145	162	151	141	138	126	124	116	115	65	17	53	62	15	47	1122

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。
※平成30年度からは、3講座に分けて実施。

失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣について

○　部会報告書で「きめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者のあり方を検討し、平成30年度より各都道府県で失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を実施。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 ～

派遣

地域生活支援事業

○意思疎通支援事業（市町村必須事業）の中で失語症者が対象であることを明確化

※地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能。

派遣

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の派遣（都道府県必須事業）

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県必須事業）に失語症者に対する意思疎通支援者の派遣を追加。

地域生活支援事業（特別支援事業）
※手上げによりモデル的に実施。

国で具体的な実施要綱を作成し、数カ所の自治体においてモデル的に事業を実施する。
（具体的には、平成26、27年度調査研究事業において作成したカリキュラムを活用した養成事業の実施等）

調査研究事業

平成26、27年度調査研究事業の成果を更に実務レベルで活用できるまで内容を精査。

その際に地域生活支援事業でモデル実施している事業内容・効果の検証を同時に行う。

養成

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の養成（都道府県必須事業）

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）に失語症者に対する意思疎通支援者の養成を追加。

指導者養成

指導者養成研修の実施

○　平成29年度は、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者の指導者養成研修」を実施した。
○　平成30年度以降は、（一社）日本言語聴覚士協会へ委託し、同研修を実施する。

資料2－3

（資料２－４）

聴覚障害者情報提供施設　設置状況

（平成３０年１２月末現在）

都道府県（市）	設置	設置予定等	都道府県（市）	設置	設置予定等
北海道	△(単独事業)	平成31年度	広島県	○	
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県	○		愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市	（○）	埼玉県と共同設置
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△(単独事業)		広島市		
島根県	○（２）		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	53	1

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

障害者ICTサポート総合推進事業の概要

目　的

障害者の情報通信技術（ICT）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を目的とする。

実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

事業内容

障害者の情報アクセシビリティの向上のため、以下の事業を実施する。

（1） 障害者に対するICT機器の紹介や貸出、また利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業

◆例・・・聴覚障害者が参加する会議などへヒアリングループの貸出
障害者のパソコン利用に関する相談会の開催　等

（2） 障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業

◆例・・・パソコンボランティアが障害者の自宅へ訪問し、実際に使用する機器を使用しながらの利用支援
地域の住民を対象としたパソコンボランティアの養成研修会の開催　等

（3） 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業

◆例・・・視覚障害者情報提供施設と連携し、地域生活において必要な情報をサピエへアップロードを行う　等

（※）・・・視覚障害者総合情報ネットワーク

（資料2－5）

ＩＴサポートセンターの事業取組状況

（資料２－６）

	都道府県名	運営主体（委託先）	実施機関	住所	HPｱﾄﾞﾚｽ
1	北海道			－	
2	青森県	一般財団法人　青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
3	岩手県			－	
4	宮城県	株式会社テクノプラザみやぎ	宮城障害者ＩＴサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀 プラザ研究センター内１階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
5	秋田県			－	
6	山形県			－	
7	福島県	公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会		福島県福島市森合町6-7	http://f-shien.la.coocan.jp/
8	茨城県	社会福祉法人自立奉仕会	茨城県障害者ＩＴサポートセンター　茨城福祉工場内	茨城県笠間市鯉渕6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9	栃木県			－	
10	群馬県	パソボラ・サポート群馬	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター２階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11	埼玉県	特定非営利活動法人　埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者ＩＴサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	http://www.normanet.ne.jp/~ww100089/it.html
12	千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人　あかね 特定非営利活動法人　トライアングル西千葉	千視協：千葉県四街道市四街道１－９－３ あかね：千葉県船橋市本中山３－２１－５ トライアングル西千葉：千葉県千葉市稲毛区小仲台２－６－１　京成稲毛ビル２０５号	千視協： http://www.tisikyo.jp/it/81-it/77-2012-01-08-03-51-30 あかね： http://akane-net.or.jp/business.html トライアングル西千葉： http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
13	東京都	社会福祉法人東京コロニー	東京都障害者ＩＴ地域支援センター （東京都社会福祉保健医療研修センター１階）	東京都文京区小日向四丁目１番６号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
14	神奈川県	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	かながわ障害者IT支援ネットワーク	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23番地	https://www.kanafuku.jp/
15	新潟県			－	
16	富山県			－	
17	石川県	石川県身体障害者団体連合会	石川県障害者ＩＴサポートセンター（石川県社会福祉会館１階）	石川県金沢市本多町3丁目1番１０号	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18	福井県	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	福井県障害者ＩＴサポートセンター　福井県社会福祉センター内１階	福井市光陽2丁目３－２２	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
19	山梨県	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会	山梨県障害者ＩＴサポートセンター　山梨県福祉プラザ1階	甲府市北新１－２－１２	http://www.sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20	長野県	特定非営利活動法人SOHO未来塾	長野県障がい者ITサポートセンター (特定非営利活動法人　SOHO未来塾)	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomiraijuku.jp/it_support/
21	岐阜県	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション（ソフトピアジャパンセンタービル1階）	大垣市加賀野４－１－７	http://www.f-media.jp
22	静岡県			－	
23	愛知県	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会	あいち聴覚障害者センター	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/
		社会福祉法人ＡＪＵ自立の家	わだちコンピュータハウス	名古屋市昭和区下構町１－３－３	http://www.aju-cil.com
		社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会	名身連聴覚言語障害者情報文化センター	愛知県名古屋市中村区中村町７丁目８４番地の１	http://www.meishinren.or.jp
		社会福祉法人名古屋ライトハウス	名古屋盲人情報文化センター	名古屋市港区港陽１－１－６５	http://www.e-nakama.jp/niccb
		社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	なごや福祉用具プラザ	名古屋市昭和区御器所通３－１２－１ 御器所ステーションビル3階	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
24	三重県	三重県視覚障害者支援センター	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目	www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25	滋賀県	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大路2丁目11-15	―
26	京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ＩＴサポートセンター　京都テルサ西館3階	京都府京都市南区東九条下殿田町７０番地	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
27	大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪府ＩＴステーション	大阪市天王寺区六万体町３－２１	http://www.itsapoot.jp/
28	兵庫県	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県立聴覚障害者情報センター	兵庫県神戸市灘区岸地通１－１　灘区民ホール３階	http://hyogodeaf.com/office/center
29	奈良県	奈良県視覚障害者福祉協会	奈良県社会福祉総合センター内5階	橿原市大久保町３２０－１１	http://www.nasuishin.jp/02.html
30	和歌山県			－	
31	鳥取県			－	
32	島根県			－	
33	岡山県	公益財団法人　岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ＩＴサポートセンターおかやま　きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館）内１階	岡山市北区南方２丁目１３－１	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
34	広島県	（株）広島情報シンフォニー	広島県障害者ＩＴサポートセンター（株）広島情報シンフォニー内）	広島市東区牛田新町２丁目２番１号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35	山口県			－	
36	徳島県			－	
37	香川県			－	
38	愛媛県			－	
39	高知県			－	
40	福岡県			－	
41	佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	佐賀県障害者ＩＣＴサポートセンター "ゆめくれよん＋"	佐賀県佐賀市鍋島３丁目３－２０	http://www.ykureyon.com/
42	長崎県			－	
43	熊本県			－	
44	大分県			－	
45	宮崎県	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西２丁目１番２０号	http://www.miyashishou.jp/
46	鹿児島県	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県障害者ＩＴサポートセンター（ハートピアかごしま３階）	鹿児島市小野一丁目１－１ ハートピアかごしま３階	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
47	沖縄県			－	

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

	視覚障害	聴覚障害
安否の確認 被災地域の要援護者を確認	・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。	・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など） ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）
ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容	・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。	・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。
関係者との連携 避難所等における活動	・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など	・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
情報の共有 食料・救援物資の配給など	・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）	・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「１時の放送を聞いて下さい。」など）
機材・物品 共用品・消耗品の手配など	・ラジオ ・テレビ（解説放送） ・乾電池（ラジオなど）　等	・テレビ（字幕・手話放送）、聴覚障害者用情報受信装置（IPTV受信機） ・ホワイトボード（設置型、携帯型） ・補聴器用電池　　等

（資料２－７）

平成30年12月

内閣府防災部門 予算案

平成31年度予算案　８，176百万円
《平成30年度第2次補正予算案　１，257百万円》
（前年度予算額　６，232百万円）

◆ 平成31年度予算案

（単位：百万円）

区　　分 （主要事項名）	前年度 予算額	31年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	815	821	6
地震対策の推進	186	230	44
火山災害対策の推進	183	171	△ 12
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	47	62	15
防災計画の充実のための取組推進	10	10	0
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	115	111	△ 4
防災を担う人材の育成、訓練の充実	217	189	△ 27
社会全体としての事業継続体制の構築推進	41	33	△ 9
防災ボランティア連携促進	15	15	△ 1
○ 災害応急対応	1,835	1,326	△ 509
中央防災無線網の整備・維持管理等	905	826	△ 78
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	153	104	△ 49
災害対応業務標準化の推進	23	25	2
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	82	70	△ 11
防災情報の収集・伝達機能の強化	674	301	△ 373
○ 災害復旧・復興	2,844	5,292	2,448
被災者支援に関する総合的対策の推進	13	23	10
被災者支援・復興対策の推進	59	69	11
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	1,882	4,310	2,428
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	739	737	△ 2
国際関係経費	267	265	△ 2
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	221	221	1
合　計	6,232	8,176	1,943

（注） 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※復興庁一括計上（東日本大震災分）として、被災者生活再建支援金補助金１０７億円及び災害救助費等負担金等９５億円

【参考】 平成30年度第2次補正予算案

（単位：百万円）

区　　分 （主要事項名）	予算案
災害時の対応強化・推進	117
中央防災無線網設備の整備	313
災害対策本部予備施設等の改修	269
総合防災情報システムの整備	558
合　計	1,257

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

平成３１年度予算案　１１１万円（１１５百万円）

事業概要・目的

○　国民の実践的な防災行動定着のためには、様々なチャネルやツールを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。

○　内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた発信を行うとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして、各界各層の団体からなる「防災推進国民会議」や、主に防災に関係する業界団体からなる「防災推進協議会」のネットワークを活用し、幅広く普及啓発を展開。

○　また、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう意識向上を図る他、企業、ボランティアなど多様な主体が一堂に会し、その取組や知見を発信する場として「防災推進国民大会」を実施する。

○　これらを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

【普及啓発の仕組み】

ポータルサイト
- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

防災推進国民会議
防災推進協議会
- 各界各層、業界団体等のネットワーク活用

【啓発ツールや機会の提供】

普及啓発コンテンツ
- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイディア表彰
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上
- 実践的避難行動の意識定着
- 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

防災推進国民大会

●様々なチャネルを通じた啓発
●普及啓発ツールの提供

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

○　国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成３１年度予算案　１２３百万円（１２５百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国の職員や地方公共団体等の職員に対する研修を行います。

また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施します。

事業イメージ・具体例

○　地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行います。

○　国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行います。

○　災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施します。



（H29年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況）



（H29年度岩手県における研修の状況）

期待される効果

○　国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られます。

○　研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となります。

防災ボランティア連携促進

平成３１年度予算案　１５百万円（１５百万円）

事業概要・目的

○　後に「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧復興の大きな原動力として認識され、その後災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める」（H7年）、「連携に努める」（H25年）旨規定された。
○　東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨の支援活動においても、ボランティアが大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害の対応において、その重要性はますます高まっている。
○　こうした現状を鑑み、行政とボランティアの連携の強化、専門性やノウハウを有するNPO等の活動に対する一層のエンパワーメント、発災時だけでなく平時のボランティア活動の促進、さらなる裾野の拡大などを様々な課題に対する方策を検討する。

事業イメージ・具体例

（１）行政と民間支援団体の連携体制構築支援
・NPO・ボランティア団体や社会福祉協議会等と行政との連携が発災時に円滑に機能することを目指し、各主体の連携窓口の特定と連携体制の構築が各都道府県単位で進められるよう、地域の特性を踏まえつつ、支援する。
・具体的には、平時・発災時に連携して行うべき事項の特定、連携して行う作業手順の作成等を、各自治体へのアドバイザー派遣や、研修会の開催などを通じて実施する。
・さらに、広域支援を実施できるよう、地域ブロック単位での連携体制の構築に向けた支援を行う。
（２）連携訓練の実施
・発災時の行政とボランティアの連携の取れた対応力を高めるため、連携訓練を自治体と協働で実施する。
（３）ボランティアの裾野拡大
・ボランティアの意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。

期待される効果

首都直下、南海トラフ地震など大規模災害に備え、行政とボランティアの連携や、ボランティアの裾野拡大など環境整備を進めることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおけるボランティア活動を推進するとともに、防災力の向上を図ることができる。

（資料２－９）

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
（平成29年度末現在）

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳･介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	112	1,500円/時	有 （240時間/年）
2	青森県	3	19	2,500円/時	無
3	岩手県	13	298	1,200円/時	無
4	宮城県	6	116	1,200円/時	有 （240時間/年）
5	秋田県	8	19	2,000円/時	有 （240時間/年）
6	山形県	12	64	1,500円/時	無
7	福島県	6	64	1,600円/時	有 （ 10時間/回）
8	茨城県	13	73	1,670円/時	有 （180時間/年）
9	栃木県	16	148	1,500円/時	有 （240時間/年）
10	群馬県	7	79	1,660円/時 （早朝・夜間）1,830円/時	有 （240時間/年）
11	埼玉県	38	104	1,470円/時	有 （400時間/年）
12	千葉県	30	187	1,660円/時	無
13	東京都	135	580	1,700円/時	有 （登録者全体で48,412時間/
14	神奈川県	59	337	1,550円/時	有 （80時間/月）
15	新潟県	27	139	1,300円/時	有 （240時間/年）
16	富山県	4	47	1,650円/時	無
17	石川県	5	98	1,890円/時	無
18	福井県	18	49	1,670円/時	有 （240時間/年）
19	山梨県	7	78	1,500円/時	無
20	長野県	5	48	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	14	91	1,600円/時	有 （240時間/年）
22	静岡県	37	187	1,530円/時	無
23	愛知県	28	118	1,800円/時	有 （８時間/日）
24	三重県	11	44	1,500円/時	無
25	滋賀県	22	114	1,500円/時	有 （ 20時間/月）
26	京都府	23	352	1,500円/時	無
27	大阪府	124	505	1,450円/時	有 （1,080時間/年）
28	兵庫県	54	176	1,300円/時	無
29	奈良県	10	46	1,000円/時	無
30	和歌山県	8	107	2,100円/時	有 （341時間/年）
31	鳥取県	15	145	3,000円/時	無
32	島根県	19	95	1,670円/時	無
33	岡山県	14	83	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	253	2,000円/時	有 （240時間/年）
35	山口県	12	154	1,500円/時	有 （240時間/年）
36	徳島県	11	77	1,500円/時	有 （240時間/年）
37	香川県	9	115	800円/時	有 （144時間/年）
38	愛媛県	11	121	1,400円/時	有 （240時間/年）
39	高知県	12	85	1,670円/時	無
40	福岡県	20	87	1,500円/時	無
41	佐賀県	5	36	4,000円/日	有 （8時間程度/日）
42	長崎県	30	170	（通訳介助員）4,000円/回 （移動介助員）1,000円/回	無
43	熊本県	18	49	1,530円/時	無
44	大分県	3	74	1,530円/時	有 （240時間/年）
45	宮崎県	8	22	1,600円/時	無
46	鹿児島県	10	50	1,510円/時	有 （200時間/年）
47	沖縄県	22	114	1,540円/時	無
		992	6129		

※千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

（出典）平成29 年度地域生活支援事業費補助金実績報告

（資料2－10）

手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数

（単位：人）

都道府県名	第30回試験		都道府県名	第30回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	２６	1	滋賀県	１３	0
青森県	7	1	京都府	２３	3
岩手県	2	0	大阪府	７７	１１
宮城県	１０	2	兵庫県	６１	9
秋田県	7	1	奈良県	１０	2
山形県	2	0	和歌山県	１９	3
福島県	２０	1	鳥取県	5	0
茨城県	7	0	島根県	6	1
栃木県	5	1	岡山県	１３	2
群馬県	１１	2	広島県	２５	0
埼玉県	８３	8	山口県	１５	0
千葉県	３３	3	徳島県	5	0
東京都	２７１	２６	香川県	7	1
神奈川県	８３	8	愛媛県	１３	3
新潟県	１１	1	高知県	3	0
富山県	2	0	福岡県	３２	2
石川県	１１	0	佐賀県	8	2
福井県	2	1	長崎県	１２	1
山梨県	１０	2	熊本県	２３	1
長野県	１０	0	大分県	１１	1
岐阜県	3	0	宮崎県	8	2
静岡県	２８	2	鹿児島県	１７	0
愛知県	２９	2	沖縄県	１３	2
三重県	１３	0	合　計	１，１０５	１０８

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

（単位：人）

政令市名	第30回試験		政令市名	第30回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	6	0	名古屋市	7	0
仙台市	6	2	京都市	１２	1
さいたま市	8	1	大阪市	１２	3
千葉市	4	1	堺　市	7	1
横浜市	４２	4	神戸市	２３	2
川崎市	8	1	岡山市	6	0
相模原市	2	0	広島市	7	0
新潟市	4	1	北九州市	6	1
静岡市	4	1	福岡市	4	0
浜松市	1	0	熊本市	１０	1
			合　計	１７９	２０

報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 30 年 12 月 21 日
消　　防　　庁

「Net119 緊急通報システムの導入状況等」の公表

Net119 緊急通報システムの利用者となる聴覚・言語機能障害者の方々が全国の Net119 緊急通報システムの導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部における Net119 緊急通報システムの導入状況及び導入予定時期を消防庁ホームページに掲載します。

1　Net119 緊急通報システムの概要

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

2　導入状況及び導入予定（平成 30 年 6 月 30 日時点）

導入済み消防本部数	142 本部（728 本部中）
平成 32 年度末までに導入予定の消防本部数	444 本部（導入済み本部を含む）

3　掲載場所等

・Net119 緊急通報システムの導入状況等を、消防庁ホームページに掲載します。
（URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/net119/index.html）
・また、本日、消防庁から各地方公共団体に対し、別添のとおり、Net119 緊急通報システムの導入状況等を公表した旨を周知するとともに、同システムの早期導入に取り組むよう、事務連絡を発出します。



【連絡先】
消防庁国民保護・防災部 防災課
防災情報室　阿部補佐、城門係長
TEL:03-5253-7526　FAX:03-5253-7536

視覚障害者等の読書環境の整備について

【経緯】

平成31年1月1日にマラケシュ条約、改正著作権法が施行された。また、読書バリアフリー法制定に向けた議論が進められている。
これらを踏まえ、点字図書及び音声図書の製作や視覚障害者等が読書しやすい環境の整備に向けた取組の加速化を図る。

マラケシュ条約･･･ 視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能とする。
改正著作権法･･･ 視覚障害や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象となっていた著作物の複製に係る権利制限受益者に関する規定を見直し、肢体不自由等により障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。
読書バリアフリー法･･･ 視覚障害者の読書に必要な点字の図書やパソコンで音声を再生する電子データなどを普及させるための法案。

1 身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額　平成31年度予算案 1,968,076千円

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する。

※情報化対応特別管理費･･･著作権法第37条第2項、第3項及び同条の2に規定される記録及び送信等を行うための経費 ＝ 点字図書及び音声図書を製作し、配信するための経費
（例）点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用（パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等）
点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用（呼びかけや広告に必要な経費等）
点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用（講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等）
点字図書や音声図書の製作のための費用（点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等）

平成30年度まで		平成31年度以降
1施設あたり、（上限）**20万円／月**	➡	1施設あたり、（上限）**40万円／月**

2 障害者ICTサポート総合推進事業の創設　平成31年度予算案 390,000千円

地域生活支援事業（都道府県任意事業）であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を廃止、統合し、地域生活支援促進事業（実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市、補助率：1/2）に位置づける。事業例は以下のとおりで、これらを総合的に実施する拠点を地域に整備し、更なる事業の推進を図る。

①障害者に対して点字図書や音声図書をサピエからダウンロードして読む際などにも必要となるパソコンや支援機器などのICT機器の紹介や利用案内を行う事業
②障害者に対してICT機器の操作やインターネットやサピエの利活用についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣事業
③地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を点字や音声などに加工しサピエ等にアップロードする事業

3 サピエのサーバー強化等について　平成31年度予算案 132,431千円

上記経緯また施策の充実により、今後サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに、利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上し利用者支援を行う。サピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図られたい。

（参考）サピエとは･･･「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

（資料2－12）

視覚障害者等の読書環境の整備について（参考資料）

（参考１）視覚障害者等の著作物の利用促進に係る動向

マラケシュ条約
（H31.１.１施行）

「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」のポイント

- □ 受益者は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者」(第３条)
- □ 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物（点字図書、音声読み上げ図書等）に関する著作権の制限又は例外を規定する（第４条）
- □ 各国の権限を与えられた機関（点字図書館等） が作成された利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能（第５条）

改正著作権法
（H31.1.1施行）

「著作権法の一部を改正する法律」のポイント

- □ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第37条関係）
  マラケシュ条約の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持てない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。
- □ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係）
- □ 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第35条等関係）
- □ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第31条、第47条、第67条等関係）

（参考２）視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対し、点字、デイジー（音声）による情報を提供するインターネット上のネットワークで、利用者は、インターネットを活用し、全国の点字図書館の蔵書の検索や貸出依頼、点字、デイジーによる情報のダウンロード等を行うことができる。



障害者芸術の支援をめぐる動き

H13

第1回 「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催

H19

「総理官邸における障害者自立支援の会」を開催
官邸南庭で、障害者施設で働く障害者が日頃の活動を披露し、安倍総理、塩崎官房長官等と直接交流する会を開催。

H20

「障害者アート推進のための懇談会」 を開催
文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。

H25

「安倍総理と障害者との集い～共生社会の実現を目指して～」を開催
官邸南庭で、地域において就労や芸術活動に取り組む障害者等と、安倍総理、菅官房長官、田村厚生労働大臣等と直接交流する会を開催

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」 を開催
文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者の人材育成」「鑑賞の支援」「優れた作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等」「販売や商品化」「評価・発掘、発信等を行う人材育成」「鑑賞のための環境づくり」「関係者のネットワークの構築等」の必要性が報告された。

H26

「障害者の芸術活動支援モデル事業」 の実施（平成26年度～平成28年度）
「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施

H27

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」 の設置
（文化庁と共同開催） 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催

H28

「総理と障害者の集い～「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催
官邸南庭で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、石見神楽、車椅子ダンスのパフォーマンスを披露し、安倍総理、塩崎大臣等と直接交流する会を開催。

H29

「障害者芸術文化活動普及支援事業」 の実施（平成29年度～）
「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。
第17回 「全国障害者芸術・文化祭なら大会」から、国民文化祭と一体的に開催

H30

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 （議員立法） の制定（平成30年６月13日公布・施行）
障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、制定。平成30年度中に国の基本計画を策定予定。

（資料３－１）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（概要）

法の背景・目的（１条）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→　障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念（３条）

○ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進

○ 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化

○ 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務（４条、５条）

○ 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する**（４条）**

○　地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する**（５条）**

基本的施策

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(９条)
- 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進　など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
- **社会福祉施設**、学校等**で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備**　など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
- 公共施設における発表のための催しの開催推進
- 芸術上価値が高い作品等の海外発信　など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
- 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- 保存場所の確保　など

⑤ 権利保護の推進(13条)
- 著作権等の制度に関する普及啓発
- 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- 契約締結時の障害者への支援の充実　など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
- 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡　調整を支援する体制の整備　など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
- 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- 国際的な催しへの参加促進　など

⑧ 相談体制の整備等(16条)
- 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備　など

⑨ 人材の育成等(17条)
- ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進　など

⑩ 情報の収集等(18条)
- 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供　など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(７条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(８条)

【推進体制】　文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→　連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業　〔平成31年度予算案〕231,500千円（平成30年度予算額 212,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術活動のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術活動に対する支援体制の充実を図る。

（1）都道府県レベルにおける活動支援（県内の相談支援、人材育成等）
（2）ブロックレベルにおける広域支援（実施県・未実施県の支援、ブロック研修等）
（3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体〕（1）都道府県※　　（2）（3）社会福祉法人、NPO法人等
〔補助率〕　（1）都道府県　1／2　　（2）（3）社会福祉法人等　定額（10／10相当）
※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催　〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業
文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
※ 平成30年10月6日～11月25日　大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置
開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　〔平成31年度予算案〕地域生活支援促進事業（54億円）の内数
〔平成30年度予算額〕地域生活支援促進事業（42億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参
加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県）
〔補助率〕　1／2

障害者芸術文化活動普及支援事業

（平成31年度予算案　2.3億円）

概要

○　「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
（1）都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
（2）ブロックレベルにおける広域支援（実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等）
（3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

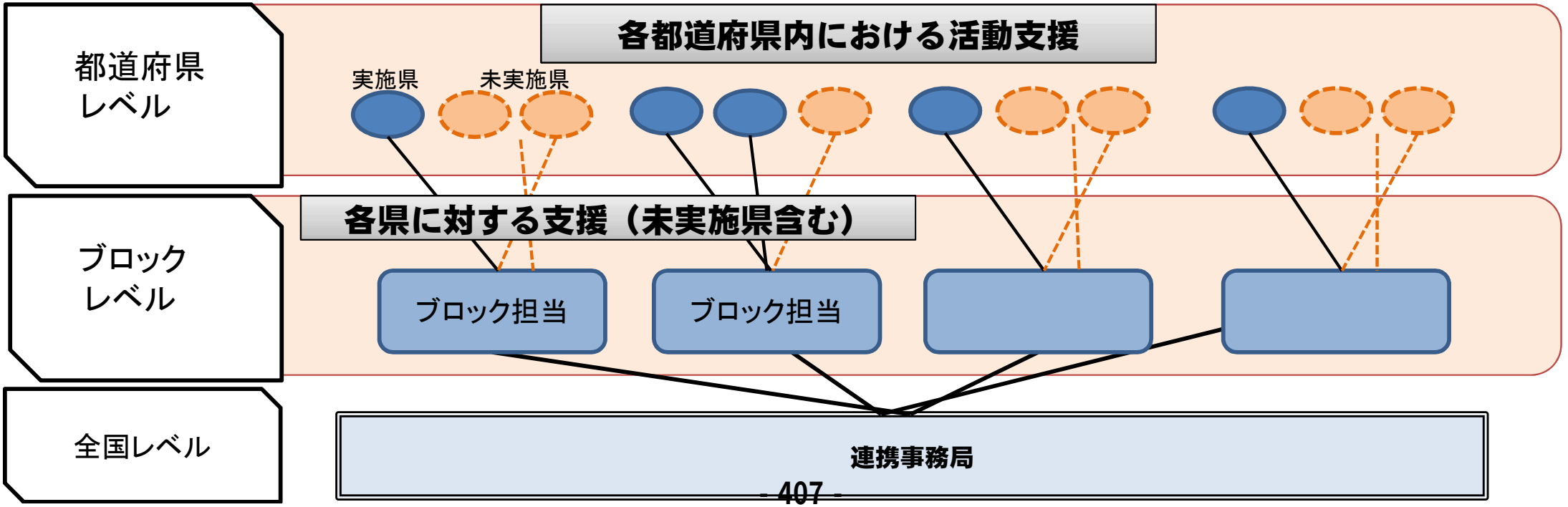
実施主体

○　都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

○　都道府県レベル　国：１／２　都道府県：１／２
　　ブロックレベル、全国レベル　国：１０／１０

＜事業展開イメージ＞



障害者芸術・文化祭開催事業

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

目　的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主　催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

（１）毎年１回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
（２）開催地は、都道府県持ち回りで、毎年１回開催
※ 平成27年度から国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

１　文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
＜実施内容の例＞
（１）文芸（短歌、俳句、川柳等）
（２）美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等）
（３）音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等）
（４）演劇祭
（５）伝統芸能（神楽等）
（６）舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等）
（７）演芸（手話落語等）
（８）障害者の福祉に関するシンポジウム
（９）映画（バリアフリー映画上映）　等

２　開催県におけるコーディネーターの配置
開催県が主体となり、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第１回(H13)大阪府	第６回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月９日～11日）
第２回(H14)岐阜県	第７回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年９月１日～11月30日）
第３回(H15)東京都	第８回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月６日～11月25日）
第４回(H16)兵庫県	第９回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県
第５回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県

障害者芸術･文化祭のサテライト開催事業

〔平成31年度予算案〕地域生活支援促進事業（54億円）の内数
〔平成30年度予算額〕地域生活支援促進事業（42億円）の内数

（１）事業目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

（２）実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

（３）事業内容

ア　毎年実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。

イ　対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

（４）留意事項

ア　芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね２日以上とする。

イ　開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。

ウ　全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。

エ　障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

BIG-i とは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、建設されました。



ビッグ・アイは、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を展開します。

三つの基本理念

1．障がい者が主役
2．芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
3．多くの人に親しまれる施設

四つの機能

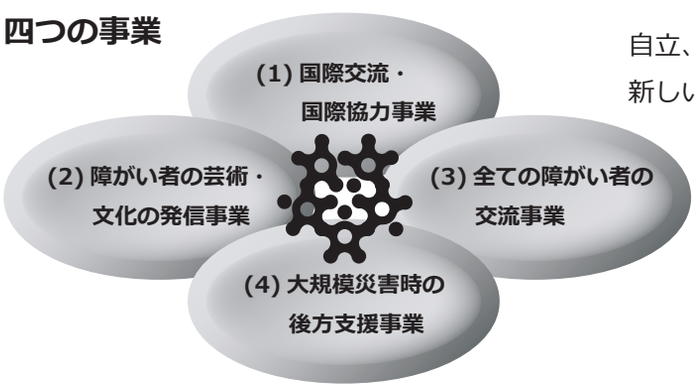

◎多目的ホール


◎研修室


◎宿泊室


◎レストラン

四つの事業



自立、参加、そして交流
新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence：自立

Information：情報

Intercommunication：交流

International：国際的

BIG-i 障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる様々な事業を展開しています。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援　・アウトリーチ　・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト　・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル　・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・情報誌 i-co の発刊　・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働　・産官学との連携事業の実施 ・職場体験など

平成 31 年度の事業は随時、ホームページで公開します。視察としてご鑑賞・ご見学をご希望の方は、ビッグ・アイまでご連絡をお願いします。

ビッグ・アイ 国際障害者交流センター
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL:072-290-0962　FAX:072-290-0972
e-mail:info@big-i.jp　http://www.big-i.jp

普及啓発の推進

一般向けの普及啓発

リーフレット
（一般向け）



ステッカー



ポスター



※自治体等を通じて配布
※平成31年3月にデザイン更新予定

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー　もっと理解しよう！　ほじょ犬のこと」



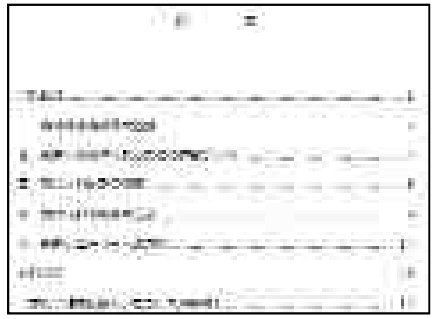
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html

医療機関向けの普及啓発

リーフレット
（医療機関向け）



身体障害者補助犬
受け入れマニュアル



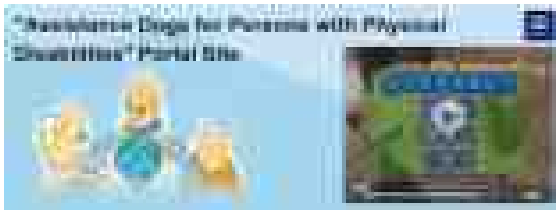
※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成 。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット



海外使用者向けポータルサイト
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html







実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

（資料3－3）

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

○目的　日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

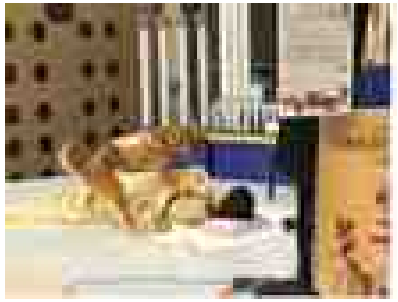
○内容　身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月2日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月7日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月6日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店（大阪市）
	10月4日	ららぽーと甲子園（尼崎市））
	12月5日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店（大阪市）
	12月3日	ららぽーと横浜（横浜市）
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY（吹田市）
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛（立川市）
	12月9日	阪急うめだ本店（大阪市）
	3月3日	エミフルMASAKI（松山市）
平成３０年度	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス（東京都）
	10月14日	かでる27（札幌市）
	12月1日	阪急うめだ本店（大阪市）









平成28年度のイベントより

○　身　体　障　害　者　補　助　犬　育　成　促　進

地域生活支援促進事業費補助金（国庫補助率：１／２）
※　都道府県事業
※障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

１　目　的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬の育成（訓練を含む）を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

２　事業内容

（1）補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成１４年厚生労働省令第１２７号）第１条（第４項を除く。）、第２条（第４項を除く。）及び第３条（第４項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第１６条第１項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

（2）育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア　補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。

イ　供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

（3）理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

＜広報用ステッカー・リーフレット＞



※平成31年3月にデザイン更新予定

海外から来日される補助犬使用者への対応について

日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりませんが、海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬（Guide Dog）
見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬
（Mobility Service Dog）
手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬（Hearing Dog）
聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者　期間限定証明書（表示） Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users 〇〇犬 〇〇 Dog	
使用者氏名(Name)	
犬種(Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国／出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年　月　日　～　年　月　日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】

"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

厚生労働省

身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の３種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第７条、第8条、第9条、第10条）。

・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設

※（　）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



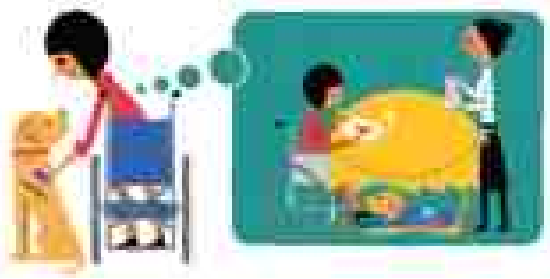
補助犬の受け入れについて

●補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
●補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
●補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
●補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

●補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
●補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
　・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
　・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
　・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では
　　…シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
●ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。





（以上「ほじょ犬もっと知ってBOOK」厚生労働省、より抜粋・一部改変）

Notice to Assistance Dog Users from Overseas

In Japan, the term “assistance dogs” refers to “guide dogs,” “mobility service dogs,” and “hearing dogs” certified in accordance with the “Act on Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities.” However, this act does not apply to overseas assistance dogs and their users. In order to ensure that foreign assistance dog users have equal rights as Japanese assistance dog users in Japan, registered assistance dog certifying organizations in Japan will issue the following document: “Application for Temporary Certification of foreign Assistance Dog Users.” We ask for your through understanding of the Japanese system, as well as for your cooperation in expediting the process.

Accepted Assistance Dogs in Japan



Guide Dogs
The dog must be trained by a member of the International Guide Dog Federation(IGDF).



Mobility Service Dogs
The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International(ADI).



Hearing Dogs
The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International(ADI).

- "Mobility service dogs" are defined as dogs that support their users' physical disabilities due to motor impairments.
- Service dogs for mental disorders, autism, emotional disorders, epileptic disorders, PTSD, etc. cannot be accepted as assistance dogs in Japan.
- Privately trained service dogs cannot be accepted as assistance dogs in Japan.

Procedure for the Issuance of a Certificate

1. All dogs – including assistance dogs - entering Japan must meet the import requirements of the Rabies Prevention Law. **YOU MUST PREPARE AT LEAST 7 MONTHS IN ADVANCE FOR A TRIP TO JAPAN WITH YOUR DOG.** Refer to : http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html
2. You must submit an import notification to the Animal Quarantine Service (AQS) in Japan **AT LEAST 40 DAYS BEFORE YOUR ARRIVAL**.
3. Fill out the application form with your assistance dog’s training organization, and submit it to a registered Japanese certifying organization (Form 1).
4. If the certifying organization deems your assistance dog legally acceptable as an assistance dog in Japan, a “Temporary Certificate for foreign Assistance Dog Users” will be sent to you from a Japanese training organization before your departure (Form 2).
5. Upon your arrival in Japan, you must proceed to AQS for an import quarantine inspection of your dog. If your dog meets the requirements, the AQS Officer will sign or stamp a seal on your Certificate.

- We are currently calling for a society-wide cooperation in Japan to accept and treat certified overseas assistance dog users and their assistance dogs in the same way as Japanese assistance dog users and their assistance dogs.
- Make sure to show your Certificate to the AQS Officer at the import quarantine inspection .
- **During your stay in Japan, keep place the tag in place (Form 3) on with your assistance dog at all times and be ready to show your certificate (Form 2) as needed.**
- If you forge any related documents, you will face a potential penalty.

PLEASE READ THIS DOCUMENT THOROUGHLY. THANK YOU.

“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Website
https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

公益財団法人テクノエイド協会
作成資料

認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■　認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店]　770店（平成31年2月現在）
https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php

■　認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数（累計）]　4,313名（平成31年2月末現在）
[認定補聴器技能者登録者数]　3,680名（平成31年2月末現在）
http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml

（資料3－4）

障害者自立支援機器等開発促進事業

[平成31年度予算案　118,607千円]（平成30年度予算　150,143千円）

事業目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

（1）障害者の自立支援機器の開発（実用的製品化）に対する助成
　①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業（新規事業）
（2）シーズ・ニーズマッチング強化事業

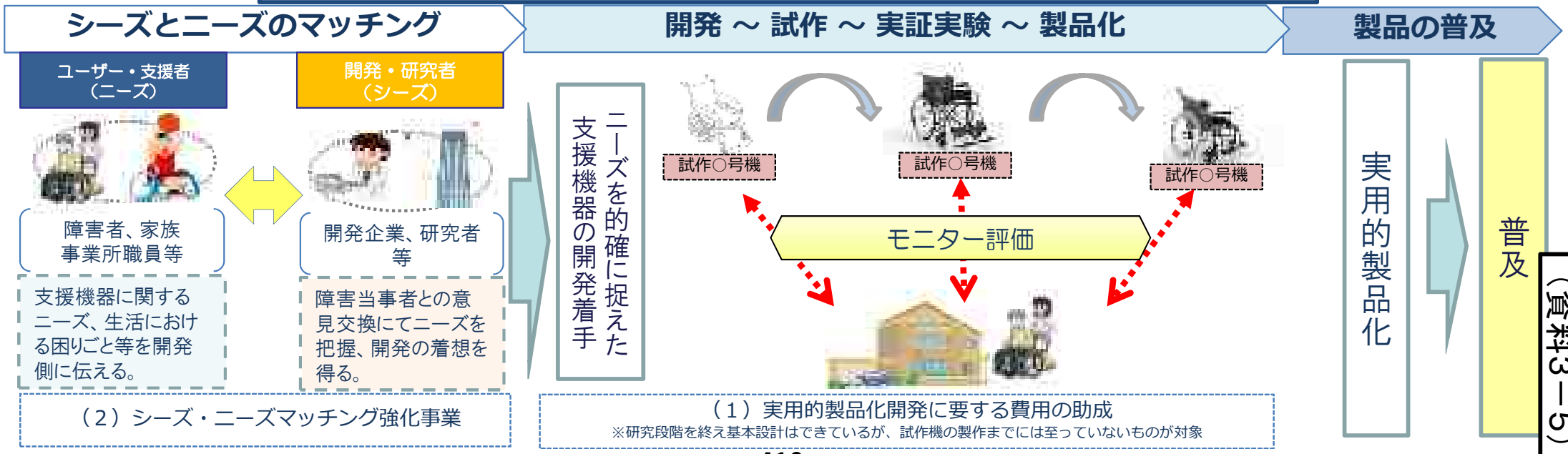
実施主体

民間団体（公募）

補助率

（1）は、中小企業2／3（※（1）-②は初年度のみ10／10）、大企業・公益法人1／2　。（2）は、定額（10／10相当）

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図



（資料3－5）